令和5年度 包括外部監査の結果報告書

高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進 に係る事務の執行について

令和6年1月

川越市包括外部監査人 公認会計士 大塚 健一

「高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について」

目次

第1	章	包括外部監査の概要	1
1	5	外部監査の種類	1
2	į	選定した特定の事件	1
3	4	特定の事件を選定した理由	1
4	Ē	監査の対象部局	2
5	Ē	監査対象年度	2
6	3	外部監査の方法	2
7	3	外部監査実施期間	3
8	3	外部監査従事者	3
9	7	利害関係	3
第2	章	監査対象の概要	4
第	1	高齢者福祉の推進に関する概要	4
第	2	障害者福祉の推進に関する概要	15
第	3	地域福祉の推進に関する概要	26
第	4	監査対象項目について	33
第3	章	外部監査の結果と意見	34
第	1	監査の結果と意見概要	34
第	2	監査の結果と意見(個別)	37
1	. 7	高齢者福祉の推進<その 1>(高齢者いきがい課)	37
	(1)	高齢者いきがい課の業務	37
	(2)	歳入・歳出の推移	43
	(3)	「すこやかプラン・川越」と高齢者いきがい課の業務の関連	49
	(4)	地域福祉対策(給食サービス)	51
	(5)	生活管理指導員等派遣(ヘルパー)	52
	(6)	介護支援いきいきポイント	54
	(7)	在宅要介護高齢者等紙おむつ給付	57
	(8)	要介護高齢者手当支給	58
	(9)	中核機関事業委託(旧:成年後見制度推進事業)	60
	(10))軽費老人ホーム事務費等補助	63
	(11	l)後楽会館運営管理	65
	(12	2)養護老人ホーム(やまぶき荘)施設運営管理 汚水処理施設管理	69
	(13	3)老人憩いの家運営管理	71

2. 高齢者福祉の推進<その 2>(地域包括ケア推進課)	75
(1) 地域包括ケア推進課の業務	75
(2) 歳出の推移	81
(3) 「すこやかプラン・川越」と地域包括ケア推進課の業務の関連	82
(4) 介護保険事業計画等推進	83
(5) 地域包括支援センター運営事業	84
(6) 総合相談支援事業	88
(7) 権利擁護事業	89
(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	89
(9) 運営協議会	92
(10) 生活支援体制整備事業	93
(11) 地域介護予防活動支援事業	96
(12) 在宅医療・介護連携推進事業	97
(13) 認知症総合支援事業	99
(14) 地域ケア会議推進事業	102
(15) 通所型サービス C(ときも運動教室)事業	103
(16) 地域リハビリテーション活動支援事業	104
(17) 一般介護予防事業評価事業	106
3. 障害者福祉の推進(障害者福祉課)	107
(1) 障害者福祉課の業務	107
(2) 歳入・歳出の推移	109
(3) 「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」と「川越市障害者支援計画」との関連性	112
(4) 障害者福祉の推進に関する指標	112
(5) 就労施設での就労の充実	113
(6) 情報アクセシビリティの向上	115
(7) 障害者差別解消支援地域協議会	116
(8) 障害者差別解消法関連パンフレット	119
(9) 次期障害者支援計画アンケート調査	120
(10) 地域自立支援協議会	122
(11) 障害者就労セミナー	124
(12) 住替家賃差額補助	125
(13) 難病患者見舞金	
(14) 川越市みよしの支援センター運営管理事業	
(15) 屋上防水工事	
(16) 川越市職業センター運営管理事業	
(17) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会について	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 福祉推進課の業務	
3	(1) 地域包括ケア推進課の業務 (2) 歳出の推移 (3) 「すこやかプラン・川越」と地域包括ケア推進課の業務の関連 (4) 介護保険事業計画等推進 (5) 地域包括支援キ業 (7) 権利擁護事業 (8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 (9) 運営協議会 (10) 生活支援体制整備事業 (11) 地域介護予防活動支援事業 (12) 在宅医療・介護連携推進事業 (13) 認知症総合支援事業 (14) 地域ケア会議推進事業 (15) 通所型サービス C (ときも運動教室)事業 (16) 地域リハビリテーション活動支援事業 (17) 一般介護予防事業評価事業 (16) 地域リハビリテーション活動支援事業 (17) 一般介護予防事業評価事業 (10) 障害者福祉課》 (11) 障害者福祉課》 (12) 歳人・歳出の推移 (3) 「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」と「川越市障害者支援計画」との関連性 (4) 障害者福祉の推進に関する指標 (5) 就労施設での就労の充実 (6) 情報アクセシビリティの向上 (7) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (8) 障害者差別解消支援地域協議会 (11) 障害者就労モミナー (12) 住替家賃差額補助 (13) 難病患者見舞金 (14) 川越市みよしの支援センター運営管理事業 (15) 屋上防水工事 (16) 川越市市みよしの支援センター運営管理事業 (17) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会について ・地域福祉の推進(福祉推進課)

	(2) 歳入・歳出の推移	140
	(3) 「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」について	. 141
	(4) 地域福祉の推進状況	142
	(5) 川越市社会福祉協議会運営費	. 146
	(6) 社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業	148
	(7) 社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス(友愛)事業	. 149
	(8) 保健福祉情報ネットワークシステム	150
	(9) コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託	. 150
	(10) 福祉総合相談窓口	152
	(11) 川越市社会福祉協議会に対する補助金の重複に関する検討	. 153
5	5. 介護保険制度の健全な運営(介護保険課)	154
	(1) 介護保険課の業務	. 154
	(2) 歳入・歳出の推移	. 155
	(3) 介護保険制度の概要	155
	(4) 令和 4 年度の介護保険に係る相談及び苦情の状況	. 158
	(5) 介護サービス等利用者負担額支給事業	159
	(6) 令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額	161
	(7) 介護サービスの基盤整備の推進に対する評価	164
	(8) 介護保険課が担当する指標の評価	166
	(9) 介護サービス事業者の指定等(設置認可)	167
	(10) 川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金	171
	(11)介護施設等の施設開設準備事業	172
	(12)介護保険料の徴収	174
6	6. 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保(指導監査課)	177
	(1) 指導監査課の業務	177
	(2) 歳入・歳出の推移	177
	(3) 指導監査の結果と改善状況の情報公開	177
	(4) 社会福祉法人に関する情報開示	183
	(5) 社会福祉法人の会計監査等に対応する指導監査の周期等	185
	(6) 介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者に対する集団指導	188
	(7)社会福祉法人に対する指導監査	191
	(8) 聴間報告書の記載	192

第1章 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について

3 特定の事件を選定した理由

第四次川越市総合計画(後期基本計画)では、施策番号 5 「高齢者福祉の推進」、施策番号 6 「障害者福祉の推進」、施策番号 7 「地域福祉の推進」が定められている。

「高齢者福祉の推進」は、「高齢者が生きがいを持ち、住み慣れた地域で健康で安心して暮らせること」を目的としており、地域包括ケアシステムの構築、生きがいづくりの充実、介護予防・生活支援の推進、権利擁護・認知症支援施策の推進、介護サービスの充実、居住環境の整備・充実が取組施策とされている。また、高齢者福祉事業の供給体制を確保するにあたっては、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施が欠かせない。この点については第四次川越市総合計画(後期基本計画)の施策番号8「社会保障の適正運営」において取組施策の1つ(介護保険制度の健全な運営)とされている。

令和2年1月の川越市における65歳以上の高齢者は総人口の26.6%を占め、今後も高齢者単身世帯や高齢者のみの世帯が増えることが見込まれる。また、令和7年には、団塊の世代が75歳以上になるため、後期高齢者人口の割合が一層大きくなり、支援や介護が必要な方も増加することが見込まれる。そのため、高齢者福祉の推進は市民にとって関心度の高い施策と考えられる。

「障害者福祉の推進」は、「自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせること」を目的としており、差別解消及び権利擁護の推進、保健・医療サービスの充実、地域生活支援及び生涯にわたる学習機会の充実、雇用・就労の促進、社会参加の拡充、住みよい福祉のまちづくり、福祉サービスの充実が取組施策とされている。

川越市における障害者の人数は、身体障害者と難病患者が横ばい傾向であるも、知的障害者、精神障害者が年々増加傾向にある。そのため、障害者福祉の推進は市民にとって関心度の高い施策と考えられる。

「地域福祉の推進」は、「市民一人ひとりが、安心していきいきと暮らせる地域社会をつくること」を目的としており、地域福祉の意識づくり、地域福祉を担う人材の育成、ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築、地域のネットワークの充実、安心して生活できる地域づくりが取組施策とされている。

川越市の高齢化率(65歳以上の人口比率)が上記のとおり 26.6%となり、地域活動の担い手が高齢化する一方で、人々の価値観や生活様式(ライフスタイル)が多様化している。また、地域コミュニティの希薄化が進み、ダブルケアや 8050 問題など、複雑化・複合化した福祉課題が表面化している。そのため、地域福祉の推進は市民にとって関心度の高い施策と考えられる。

これらの施策は、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)の 17 目標との関係では、「目標 1: 貧困をなくそう」「目標 3: すべての人に健康と福祉を」「目標 4: 質の高い教育をみんなに」「目標 10: 人や国の不平等をなくそう」「目標 16: 平和と公正をすべての人に」「目標 17: パートナーシップで目標を達成しよう」と関連しており、これら施策の予算執行、その達成状況について検証し評価することは川越市にとって重要な事項と考えられる。

以上を考慮すると、上記の諸施策の取組について、その合規性のみならず経済性、効率性及び有効性を 第三者的な観点から総合的に検証することは、川越市にとって非常に有意義なものと考えられる。 以上の観点から本テーマを選定した。

4 監査の対象部局

福祉部

- ·福祉推進課
- 指導監査課
- · 障害者福祉課
- ・地域包括ケア推進課
- ・高齢者いきがい課
- · 介護保険課

5 監査対象年度

原則として令和4年度の執行分を対象として、必要に応じて過年度執行分に遡及する。

6 外部監査の方法

(1)監査の着眼点

高齢者福祉、障害者福祉及び地域福祉の推進に係る事務の執行について、関係法令や諸規則に準拠して 実施されていること又は地方自治法第2条第14項の「最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなけれ ばならない」とする観点に基づき、行政運営の経済性、効率性及び有効性について確認するため、監査を 実施した。

(2)主な監査手続

主な監査手続は以下のとおりである。

- ・監査の実施対象について、関係法令、条例、規則及び要綱などの確認を実施した。
- ・制度の概要、運営に関する行政計画及び予算の執行状況などの確認を実施した。
- ・上記に基づき所管部署からの聴取、担当者への質問及び関係書類の閲覧並びにデータ分析を実施した。
- ・施設の使用状況、管理状況及び老朽化などを把握するため、現場視察及び質問などを実施した。
- ・委託業者の管理活動の合理性を検討するため、関係資料の閲覧及び質問などを実施した。

7 外部監査実施期間

令和5年6月28日から令和6年1月26日まで

8 外部監査従事者

包括外部監査人

大塚 健一 公認会計士

包括外部監査人補助者

織田 智美 公認会計士

鈴木 雅也 公認会計士

中澤 仁之 公認会計士

細田 康弘 公認会計士

9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人(包括外部監査人補助者を含む。)との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

- ・報告書中の資料は、特段の断りがない限り市提供によるものである。
- ・報告書表中の金額は、端数処理の関係で各々の数字合計と一致しない場合がある。
- ・アルファベットや伏字による匿名等で記載している箇所がある。

第2章 監査対象の概要

第1 高齢者福祉の推進に関する概要

1 川越市の状況

川越市の高齢者を取り巻く状況については、「川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業 計画(すこやかプラン・川越)」の第2章に記載が見られる。

(1)高齢者人口の状況

川越市の総人口は緩やかに増加傾向で推移しており、令和 10 (2028) 年に約 35 万 6 千人でピークを 迎え、その後、減少局面に入っていくことが見込まれている。

65 歳以上の人口は徐々に増加を続け、総人口が減少局面に入った後も増加を続ける見込みである。このため、令和 2 (2020) 年に 26.6%であった高齢化率は令和 7 (2025) 年に 27.4%、令和 22 年 (2040) 年には 32.3%に達する見込みで、令和 2 (2020) 年と比べ、65 歳以上の人口が約 18,500 人増える見込みである。

川越市の年代別人口の推移

	0~14 歳	15~64 歳	65 歳以上	合計	高齢化率
	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
平成 30 年(2018 年)	44,801	215,997	91,635	352,433	26.0
平成 31 年(2019 年)	44,350	215,732	93,033	353,115	26.3
令和 2 年(2020年)	43,700	215,555	94,046	353,301	26.6
令和 3 年(2021年)	43,479	215,556	95,102	354,137	26.9
令和 4 年(2022 年)	43,053	215,808	95,703	354,564	27.0
令和5年(2023年)	42,477	216,376	96,074	354,927	27.1
令和7年(2025年)	41,423	216,798	97,273	355,494	27.4
令和 12 年(2030 年)	39,173	215,958	100,636	355,767	28.3
令和 17 年(2035 年)	39,131	209,018	105,472	353,621	29.8
令和 22 年(2040 年)	39,998	196,388	112,572	348,958	32.3

注: 平成 30 年 (2018 年) ~令和 2 年 (2020 年) の値は、各年 1 月 1 日の実績値、令和 3 年 (2021 年) 以降は、川越市将来人口推計結果(川越市政策企画課調べ)

高齢者人口の年代別内訳をみると、65~74歳の高齢者は、令和12(2030)年にかけて減少し、その後、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳に達することから増加に転じるものと推計される。75~84歳の高齢者は、令和7(2025)年にかけて増加し、その後、減少に転ずると推計される。85歳以上の高齢者は、増加を続け、令和17(2035)年には高齢者全体の25%に達すると推計される。

川越市の年代別高齢者人口の推移

(上段:人数(人)、下段:構成率)

	65~74 歳	75~84 歳	85 歳以上	合計
平成 30 年(2018 年)	49,781	32,128	9,726	91,635
一一次 30 平(2016 平)	54.3%	35.1%	10.6%	100.0%
平成 31 年(2019 年)	48,619	34,051	10,363	93,033
一一次 31 午(2019 午)	52.3%	36.6%	11.1%	100.0%
令和2年(2020年)	47,321	35,717	11,008	94,046
市和 2 平 (2020 平)	50.3%	38.0%	11.7%	100.0%
△和2年(2021年)	47,183	35,894	12,025	95,102
令和 3 年(2021 年)	49.6%	37.7%	12.6%	100.0%
令和 4 年(2022 年)	46,162	36,564	12,977	95,703
市和4 牛 (2022 牛)	48.2%	38.2%	13.6%	100.0%
令和5年(2023年)	43,511	38,562	14,001	96,074
市和3 牛 (2023 牛)	45.3%	40.1%	14.6%	100.0%
令和7年(2025年)	39,457	41,932	15,884	97,273
市和 7 中 (2025 中)	40.6%	43.1%	16.3%	100.0%
令和 12 年(2030 年)	38,362	39,928	22,346	100,636
市和 12 牛 (2030 牛)	38.1%	39.7%	22.2%	100.0%
令和 17 年(2035 年)	44,697	33,443	27,332	105,472
771117 牛(2033 牛)	42.4%	31.7%	25.9%	100.0%
△和 22 年(2040 年)	52,057	33,028	27,487	112,572
令和 22 年(2040 年)	46.2%	29.3%	24.4%	100.0%

注: 平成 30 年 (2018 年) ~令和 2 年 (2020 年) の値は、各年 1 月 1 日の実績値、令和 3 年 (2021 年) 以降は、川越市将来人口推計結果(川越市政策企画課調べ)

令和 2 (2020) 年を 100 とした年齢階級別の人口の伸びを見ると、令和 22 (2040) 年には 85 歳以上の人口が 210 となり、全国平均 (165) を大きく上回る。

川越市の年齢階級別人口の伸び率(令和2年を100とした場合)

		令和2年	令和7年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
		(2020年)	(2025年)	(2030年)	(2035年)	(2040年)
65~74歳	川越市	100	80	79	93	109
03~~74 成	全国	100	86	82	87	96
75~84 歳	川越市	100	117	109	89	89
75~04 成	全国	100	117	116	100	97

85 歳以上	川越市	100	136	177	216	210
03 威以上	全国	100	116	134	161	165

注:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(平成30(2018)年3月推計)

65 歳以上の高齢者を含む世帯数は、平成 23 (2011) 年の 51,012 世帯が令和 2 (2020) 年には 65,515 世帯まで増加している。

高齢者がいる世帯の内訳を見ると、ひとり暮らし高齢者の世帯や高齢者夫婦の世帯が増加していることがわかる。

川越市の高齢者の世帯状況

(上段:世帯、下段:構成率)

	高齢者が	高齢者が	合計
	いない世帯	いる世帯	口間
平成 23 年(2011 年)	92,307	51,012	143,319
十八人 23 年(2011 年)	64.4%	35.6%	100.0%
平成 26 年(2014 年)	91,524	58,134	149,658
十)及 20 平(2014 平)	61.2%	38.8%	100.0%
平成 29 年(2017 年)	92,960	62,796	155,756
十八 29 年(2017 年)	59.7%	40.3%	100.0%
令和 2 年(2020 年)	96,208	65,515	161,723
可加 2 平 (2020 平)	59.5%	40.5%	100.0%

川越市の高齢者がいる世帯の状況(内訳)

(単位:世帯)

	ひとり暮ら しの高齢者 の世帯	高齢者夫婦 の世帯	その他の 高齢者の みの世帯	高齢者と それ以外 で構成さ れる世帯	合計
平成 23 年(2011 年)	13,733	12,816	484	23,979	51,012
平成 26 年(2014 年)	16,953	15,471	651	25,059	58,134
平成 29 年(2017 年)	19,863	17,511	780	24,642	62,796
令和 2 年(2020 年)	22,464	18,485	821	23,745	65,515

(2)要介護(要支援)認定者の状況

要介護(要支援) 認定者数は、増加を続けており、制度開始当初の平成 12 (2000) 年の 3,593 人が令和 2 (2020) 年には 15,563 人と 4 倍以上となっている。いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 (2025) 年には、川越市の高齢者数は 97,273 人に増加することが見込まれ、要介護(要支援) 認定者数

は今後も増加することが見込まれる。

川越市の要介護 (要支援) 認定者数の推移

(単位:人)

	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
	1	2	1	2	3	4	5	Пні
平成 12 年	353		761	825	594	596	464	3,593
(2000年)	333		701	623	394	390	404	3,393
平成 15 年	604		1,729	1,051	852	895	718	5,849
(2003年)	004		1,729	1,051	032	693	710	3,049
平成 18 年	566	419	2,379	1,153	1,229	1,091	798	7,635
(2006年)	300	419	2,379	1,133	1,229	1,091	190	7,055
平成 21 年	769	632	2,130	1,566	1,745	1,450	988	9,280
(2009年)	709	032	2,130	1,300	1,743	1,430	900	9,200
平成 24 年	1,107	1,222	2,104	1,912	1,707	1,515	1,282	10,849
(2012年)	1,107	1,222	2,104	1,712	1,707	1,313	1,202	10,047
平成 27 年	1,419	1,505	2,580	2,161	1,889	1,663	1,236	12,453
(2015年)	1,417	1,303	2,300	2,101	1,007	1,003	1,230	12,433
平成 28 年	1,402	1,526	2,687	2,307	2,023	1,765	1,260	12,970
(2016年)	1,402	1,320	2,007	2,307	2,023	1,705	1,200	12,770
平成 29 年	1,490	1,612	2,879	2,376	2,064	1,845	1,313	13,579
(2017年)	1,470	1,012	2,017	2,370	2,004	1,045	1,313	13,377
平成 30 年	1,645	1,718	3,014	2,495	2,052	1,936	1,413	14,273
(2018年)	1,043	1,710	3,014	2,473	2,032	1,750	1,415	14,275
令和元年	1,770	1,763	3,239	2,603	2,189	1,981	1,417	14,962
(2019年)	1,770	1,703	3,439	2,003	2,109	1,701	1,711	14,702
令和2年	1,884	1,745	3,597	2,708	2,264	1,997	1,368	15,563
(2020年)	1,004	1,745	3,391	2,100	4,404	1,991	1,500	13,303

注:各年9月末現在。平成12、15年は「要支援」認定者数を「要支援1」の数値として表示。

第1号被保険者の年齢階層別要介護(要支援)認定者の割合を見ると、65~74歳では高齢者に占める要介護(要支援)認定者の割合が4.3%であるのに対して、75~84歳では17.4%、85歳以上では58.0%まで増加している。

川越市の第1号被保険者の年齢階層別要介護(要支援)認定者の割合

	65~74 歳	75~84 歳	85 歳以上	合計
要介護認定者数(人)	2,005	6,273	6,814	15,092
人口 (人)	47,084	36,004	11,751	94,839
要介護等認定率	4.3%	17.4%	58.0%	15.9%

注:令和2年10月1日現在

認定率の推移(第1号被保険者)を見ると、川越市の状況は、全国と比べ約3~4ポイント程度低いものの、埼玉県の認定率とほぼ同じ水準で推移している。

川越市の認定率の推移(第1号被保険者)

(単位:%)

	全国	埼玉県	川越市
平成 22 年(2010 年)	16.2	12.8	13.0
平成 23 年(2011 年)	16.9	13.2	13.4
平成 24 年(2012 年)	17.3	13.5	13.4
平成 25 年(2013 年)	17.6	13.7	13.5
平成 26 年(2014 年)	17.8	13.9	13.6
平成 27 年(2015 年)	17.9	14.1	13.8
平成 28 年(2016 年)	17.9	14.3	13.9
平成 29 年(2017 年)	18.0	14.4	14.1
平成 30 年(2018 年)	18.0	14.6	14.6
平成 31 年(2019 年)	18.3	15.0	15.1
令和 2 年(2020 年)	18.5	15.4	15.7

(3)認知症高齢者の状況

令和 2(2020)年 10 月 1 日現在の要介護(要支援)認定者は、15,382 人(転入者を除く。)となっている。そのうち、認知症高齢者の日常生活自立度ランク II 以上の人は 9,318 人で、要介護(要支援)認定者の 60.6%を占めている。

認知症日常生活自立度別に見た認定者数(川越市)

	人数(人)	構成率
自立	2,846	18.5%
I	3,218	20.9%
II a	1,311	8.5%
II b	3,560	23.1%
III a	3,098	20.1%

IIIb	538	3.5%
IV	785	5.1%
M	26	0.2%

注: I~Mの内容については下表を参照。

【認知症高齢者の日常生活自立度判定基準】

ランク	判断基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが
	注意していれば自立できる。
II	IIa:家庭外で、たびたび道に迷うとか、買い物や事務、金銭管理等それまでできたこと
11	にミスが目立つ等の状態が見られる。
	IIb:家庭内で、服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応等一人で留守番がで
	きない等の状態が見られる。
	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とす
	る。
III	IIIa:日中を中心として、着替え、食事、排便・排尿が上手にできない・時間がかかる、
111	やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火
	の不始末、不潔行為、性的異常行為等の状態が見られる。
	Ⅲb:夜間を中心として、上記の状態が見られる。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護
1 V	を必要とする。
	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする(せ
M	ん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状
	態等)。

要介護(要支援)度別に認知症日常生活自立度を見ると、II以上の高齢者の割合は要支援 1~2 が 1 割強であるのに対し、要介護 1 では 6 割強、要介護 2 では約 7 割、要介護 3~5 では 8 割以上を占めている。

要介護(要支援)度別に見た認知症自立度の分布状況(川越市)

(単位:%)

	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護
	女人版	女人版	女月吱	女月吱	女月吱	女// 吱	女 月 吱
	1	Z	1	Z	3	4	5
自立	54.2	43.6	13.2	11.0	6.8	6.5	3.6
I	33.6	43.7	24.4	17.4	10.8	9.9	5.4
II a	6.4	6.9	15.9	9.4	6.2	4.3	2.5

II b	5.6	5.4	40.6	34.0	21.5	19.4	10.7
III a	0.3	0.3	5.3	25.1	43.2	39.7	34.5
IIIb	_	0.1	0.5	2.3	8.2	8.5	7.7
IV	_	_	0.1	0.6	2.9	11.6	34.5
M	_	_	0.1	_	0.4	0.1	1.0

注:令和2年10月時点

今後の認知症高齢者数について、令和元(2019)年9月末時点の性別年齢階級別要介護度別出現率が 今後も同様に推移すると仮定した場合、令和2(2020)年の9,637人から令和22(2040)年には15,518 人(令和2(2020)年の1.6倍)に増加するものと見込まれる。

年齢階級別に見た認知症の人の人数の推計(川越市)

(単位:人)

	40~64	65~69	70~74	75~79	80~84	85~89	90 歳	소리
	歳	歳	歳	歳	歳	歳	以上	合計
令和2年	188	298	743	1,482	2,209	2,433	2,284	9,637
(2020年)	100	290	743	1,402	2,209	2,433	2,204	9,037
令和7年	195	253	573	1,656	2,777	3,261	3,161	11,876
(2025年)	193	255	373	1,030	2,111	3,201	3,101	11,070
令和 12 年	194	288	487	1,281	3,156	4,168	4,254	13,828
(2030年)	174	200	407	1,201	3,130	4,100	4,254	13,020
令和 17 年	186	345	555	1,088	2,457	4,861	5,598	15,090
(2035年)	100	343	333	1,000	2,437	4,001	3,396	15,090
令和 22 年	172	400	668	1,244	2,106	3,818	7,110	15,518
(2040年)	172	400	008	1,244	2,100	5,616	7,110	15,516

2 川越市総合計画(後期基本計画)における高齢者福祉の推進について

第四次川越市総合計画(後期基本計画)の第2章の施策番号5「高齢者福祉の推進」には、「施策の目的を達成するために取り組むこと(取組施策)」として次のとおり記載されている。

- 1 地域包括ケアシステムの構築 (地域包括ケア推進課)
 - ① 医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進します。
 - ② 地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。
 - ③ 医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。
- 2 生きがいづくりの充実 (高齢者いきがい課)

- ① 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活していけるよう、高齢者のふれあいや交流に関する取組を継続して幅広く実施し、生きがいづくりを支援します。
- ② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就労支援の充実、世代間交流の活動等を促進します。
- ③ 元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍できるよう、ボランティア活動等の社会参加を支援します。
- 3 介護予防・生活支援の促進 (地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、健康づくり支援課)
 - ① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきした生活が送れるよう、また、 介護が必要となった場合でも、状態の改善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。
 - ② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サービスの充実に努めます。
- 4 権利擁護・認知症支援施策の推進 (地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課)
 - ① 関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応を図ります。
 - ② 認知症等により、財産の管理や日常生活等に支障のある方に対する成年後見制度の充実を図ります。
 - ③ 認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の人やその家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え合う体制づくりを推進します。
- 5 介護サービスの充実 (地域包括ケア推進課、介護保険課)
 - ① 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サービスの整備を促進します。
 - ② 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。
 - ③ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い手の確保や育成に努めます。
- 6 居住環境の整備・充実 (高齢者いきがい課、介護保険課)
 - ① 住宅の確保や改善等に対する支援の充実を図ります。
 - ② 自宅での生活や介護が困難になった場合でも住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型の施設等の整備を促進します。

3 高齢者福祉の推進に関する川越市の主な担当部署について

高齢者福祉の推進に関する川越市の担当部署は、上記 2 の「施策の目的を達成するために取り組むこと(取組施策)」の各見出しの横に記載されている。各部署の主な業務内容は以下のとおりである。

部署名(カッコ内は部名)	主な業務内容(川越市ホームページより)
地域包括ケア推進課(福祉	<計画担当>
部)	・地域包括ケアの推進に関すること
	・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること
	<地域包括担当>
	・地域包括支援センターに関すること
	・高齢者の介護予防及び認知症予防に関すること
	<福祉相談センター>
	・高齢者やその家族、また相談先が不明な場合等の相談
	・高齢者虐待の防止及び養護者の支援
	・認知症総合支援
高齢者いきがい課(福祉部)	<管理担当>
	・養護老人ホームやまぶき荘、老人福祉センター及び老人憩いの家の管
	理に関すること
	・有料老人ホームに関すること
	<高齢者いきがい担当>
	・高齢者のいきがい促進に関すること
	・老人クラブの育成指導に関すること
	・高齢者の在宅福祉に関すること
	・養護老人ホームへの入所等措置に関すること
	・公益社団法人川越市シルバー人材センターとの連絡に関すること
	・成年後見制度に関すること
介護保険課(福祉部)	<管理給付担当>
	・介護保険の総合調整に関する事務
	・介護保険の経理に関する事務
	・法定給付に関する事務
	・市施策給付に関する事務
	<認定担当>
	・認定調査事務(介護保険)
	・主治医意見書事務(介護保険)
	・介護認定審査会事務
	・介護保険に関する苦情・相談事務
	<保険料資格担当>

- ·介護保険被保険者証交付事務
- · 介護保険料賦課事務
- ·介護保険料特別徴収事務
- · 介護保険普通徴収保険料収納事務
- · 介護保険料振替納付事務
- ・介護保険料還付・充当事務
- · 介護保険料減免事務
- <施設事業者担当>
- ・介護保険施設・特別養護老人ホーム等の整備に関する事務
- ・介護保険サービス事業者の指定、指定の取消し及び指導監督に関する 事務
- ・介護保険サービス事業者等調査事務

健康づくり支援課(保健医 療部)

<健康づくり支援担当>

- ・健康かわごえ推進プラン(第2次)の推進に関すること
- ・健康づくり、食育、歯と口の健康に関するイベント及び啓発等
- ・組織活動の支援に関すること(保健推進員、栄養関係団体)
- ・国民健康・栄養調査に関すること
- ・給食施設指導に関すること
- ・保健機能食品制度・栄養表示基準等に関すること
- 妊娠健康診査事務
- ・受動喫煙防止に関すること
- <地域保健第一・第二・第三担当>
- ・地区担当保健師活動に関すること
- ・母子保健に関する乳幼児健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導に 関すること
- ・妊娠届出の受理に関する事務
- ・母子健康手帳の交付事務
- ・成人保健に関する健康教育、健康相談、訪問指導に関すること
- ・介護予防普及啓発事業に関すること

4 高齢者福祉の推進に関連した本監査の対象部署について

高齢者福祉の推進に関連した本監査の対象部署は、上記 3 に記載した部署のうち「川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画(すこやかプラン・川越)」との関連が深い、福祉部の地域包括ケア推進課、高齢者いきがい課、介護保険課とする。

また、福祉サービスの実施主体である社会福祉法人及び社会福祉施設が、適正な運営等を行っているかについての監査等を行っている部署である、福祉部の指導監査課も本監査の対象部署とする。指導監査

課の主な業務内容は以下のとおりである。

主な業務内容 (川越市ホームページより)

<指導監査担当>

- ・社会福祉法人の設立等の認可・届出に関すること
- ・社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること
- ・介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査に関すること

第2 障害者福祉の推進に関する概要

1 障害者を取り巻く状況

川越市の障害者を取り巻く状況については、「川越市障害者支援計画(第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画・第二期川越市障害児福祉計画)」の第2章に記載が見られる。

(1)全国・埼玉県の状況

令和2年版障害者白書(令和元年度障害者施策の概況)によると、全国の障害のある人の数は、身体障害者(身体障害児を含む。)436万人、知的障害者(知的障害児を含む。)109万4千人、精神障害者419万3千人である。これを人口千人あたりの人数でみると、身体障害者は34人、知的障害者は9人、精神障害者は33人に相当する。複数の障害を併せ持つ者もいるため、単純な合計にはならないものの、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる。

埼玉県では、平成 31 年 3 月末現在、身体障害者手帳所持者数が 205,474 人、療育手帳所持者数が 49,558 人、精神障害者保健福祉手帳所持者数が 57,164 人となっている。なお、平成 28 年 3 月末からの 3 年間で、身体障害者は 224 人、知的障害者は 5,315 人、精神障害者は 12,303 人増加している。埼玉県の総人口に占める割合をみると、身体障害者は 2.8%、知的障害者は 0.7%、精神障害者は 0.8%となっている。※:総人口に占める割合は、平成 31 年 1 月 1 日現在 埼玉県 7,377,288 人(住民基本台帳年報)を基に算出。

全国の障害者数(推計)

	18 歳未満	18 歳以上	年齡不詳	合計
身体障害児・者	7.2 万人	419.5 万人	9.3万人	436.0 万人
知的障害児・者	22.5 万人	85.1 万人	1.8万人	109.4 万人
	20 歳未満	20 歳以上	年齡不詳	合計
精神障害者	27.6 万人	391.6 万人	0.7 万人	419.3 万人

※:身体障害児・者数及び知的障害児・者数は、「生活のしづらさなどに関する調査」に基づき推計。

※:精神障害者数は、医療機関を利用した精神疾患のある患者数を精神障害者数としている(令和 2 年 版障害者白書より)。

埼玉県の障害者数 (障害者手帳所持者数)

	平成31年3月末
身体障害者(身体障害者手帳所持者数)	205,474 人
知的障害者(療育手帳所持者数)	49,558 人
精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者数)	57,164 人

(2)川越市の状況

川越市の障害のある人の数(令和元年度末現在、障害者手帳所持者数)は、身体障害者が9,919人、知的障害者が2,654人、精神障害者が2,977人である。また、令和元年度末現在、精神障害者の自立医療支援制度利用者数は4,912人、指定難病等医療給付対象者数は2,409人、小児慢性特定疾病医療給付対象者数は371人である。

総人口に占める割合をみると、身体障害者は 2.8%、知的障害者は 0.8%、精神障害者は 0.8%、難病患者(指定難病等医療給付対象者、小児慢性特定疾病医療給付対象者) は 0.8%となっている。

※:総人口に占める割合は、令和2年4月1日現在 353,456人を基に算出。

(3)身体障害者の状況 (川越市)

身体障害者手帳所持者数は平成 26 年度までは増加傾向だったが、平成 27 年度以降はやや減少傾向となっている。

障害の程度別の状況は、1級と2級を合わせた重度の人が約半数で推移している。

令和元年度末の状況を障害の種類別にみると、肢体不自由の占める割合が 50.8%と最も大きく、次いで、内部障害 33.3%、聴覚・平衡機能障害 7.9%、視覚障害 6.8%、音声・言語・そしゃく機能障害 1.2% と続いている。平成 24 年度からの伸び率が最も大きいのは聴覚・平衡機能障害であり 7 年間で約 1.18 倍、次いで、内部障害で約 1.17 倍に増加している。

年齢別にみると、平成 24 年度と比べて 18 歳未満は 0.1%増加、18 歳~64 歳は 4.2%減少、65 歳以上は 4.1%増加している。

身体障害者手帳所持者数の推移(等級別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
∆ ₹I.	9,896	10,049	10,093	9,920	9,964	9,930	9,920	9,919
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1級	3,479	3,566	3,631	3,577	3,643	3,644	3,617	3,631
1 极	35.2%	35.5%	36.0%	36.1%	36.6%	36.7%	36.5%	36.6%
2級	1,561	1,529	1,533	1,526	1,520	1,491	1,493	1,465
	15.8%	15.2%	15.2%	15.4%	15.3%	15.0%	15.1%	14.8%
3級	1,607	1,626	1,603	1,548	1,530	1,516	1,509	1,521
3 秋	16.2%	16.2%	15.9%	15.6%	15.4%	15.3%	15.2%	15.3%
4級	2,370	2,460	2,445	2,378	2,353	2,338	2,339	2,331
4 秋	24.0%	24.5%	24.2%	24.0%	23.6%	23.5%	23.6%	23.5%
F \$114	445	441	451	459	459	461	463	461
5級	4.5%	4.4%	4.5%	4.6%	4.6%	4.6%	4.7%	4.6%
€ \$T4	434	427	430	432	459	480	499	510
6級	4.4%	4.3%	4.3%	4.4%	4.6%	4.8%	5.0%	5.1%

身体障害者手帳所持者数の推移 (年齢別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	9,896	10,049	10,093	9,920	9,964	9,930	9,920	9,919
口間	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18 歳未	229	227	229	236	237	232	229	236
満	2.3%	2.3%	2.3%	2.4%	2.4%	2.3%	2.3%	2.4%
18 歳~	3,217	3,133	3,022	2,912	2,871	2,841	2,803	2,804
64 歳	32.5%	31.2%	29.9%	29.4%	28.8%	28.6%	28.3%	28.3%
65 歳以	6,450	6,689	6,842	6,772	6,856	6,857	6,888	6,879
上	65.2%	66.5%	67.8%	68.3%	68.8%	69.1%	69.4%	69.3%

身体障害者手帳所持者数の推移(障害種類別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	9,896	10,049	10,093	9,920	9,964	9,930	9,920	9,919
口頂	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
視覚障害	676	680	674	673	678	684	673	673
忧見 桿音	6.8%	6.8%	6.7%	6.8%	6.8%	6.9%	6.8%	6.8%
聴覚•平衡	660	656	669	675	711	731	754	780
機能障害	6.7%	6.5%	6.7%	6.8%	7.1%	7.4%	7.6%	7.9%
音声・言語・	125	123	122	116	118	123	126	118
そしゃく機	1.3%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.2%	1.3%	1.2%
能障害								
肢体不自	5,605	5,670	5,626	5,460	5,368	5,230	5,159	5,042
由	56.6%	56.4%	55.7%	55.0%	53.9%	52.7%	52.0%	50.8%
内部障害	2,830	2,920	3,002	2,996	3,089	3,162	3,208	3,306
1、11四十二	28.6%	29.1%	29.7%	30.2%	31.0%	31.8%	32.3%	33.3%

(4)知的障害者の状況 (川越市)

療育手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度は 2,654 人となっている。平成 24 年度と比較すると 7 年間で 617 人 (30%) 増加している。

障害の程度別にみると、C(軽度)が最も多く、B(中度)、A(重度)、A(量度)の順になっている。

療育手帳所持者数の推移 (等級別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	2,037	2,103	2,168	2,272	2,367	2,452	2,543	2,654
一計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
△ (貝垂鹿)	423	440	455	474	491	496	508	523
(A) (最重度)	20.8%	20.9%	21.0%	20.9%	20.7%	20.2%	20.0%	19.7%
A (重度)	522	539	549	559	558	569	583	584
A (里皮)	25.6%	25.6%	25.3%	24.6%	23.6%	23.2%	22.9%	22.0%
D (由庭)	567	586	608	641	672	703	725	758
B (中度)	27.8%	27.9%	28.0%	28.2%	28.4%	28.7%	28.5%	28.6%
C (赵帝)	525	538	556	598	646	684	727	789
C(軽度)	25.8%	25.6%	25.6%	26.3%	27.3%	27.9%	28.6%	29.7%

療育手帳所持者数の推移(年齢別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	2,037	2,103	2,168	2,272	2,367	2,452	2,543	2,654
口前	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
18 歳未満	541	564	579	632	663	687	700	763
10 灰木側	26.6%	26.8%	26.7%	27.8%	28.0%	28.0%	27.5%	28.7%
18 歳~64 歳	1,414	1,456	1,495	1,536	1,591	1,647	1,720	1,765
18 成 94 成	69.4%	69.2%	69.0%	67.6%	67.2%	67.2%	67.6%	66.5%
65 歳以上	82	83	94	104	113	118	123	126
	4.0%	4.0%	4.3%	4.6%	4.8%	4.8%	4.8%	4.7%

(5)精神障害者の状況 (川越市)

精神障害者保健福祉手帳所持者数は年々増加しており、令和元年度は 2,977 人となっている。平成 24 年度と比較すると、7 年間で 1,293 人増加と約 1.8 倍になっている。

自立支援医療制度利用者数も年々増加しており、令和元年度は 4,912 人となっている。平成 24 年度からの 7 年間で 1,465 人増加と約 1.4 倍になっている。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)

(上段:人、下段:構成率、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	1,684	1,875	2,020	2,203	2,362	2,569	2,775	2,977
口間	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
1級	142	160	166	186	192	226	238	246
1 形义	8.4%	8.5%	8.2%	8.4%	8.1%	8.8%	8.6%	8.3%
2 級	1,087	1,187	1,300	1,372	1,483	1,571	1,667	1,805
乙羽又	64.6%	63.3%	64.4%	62.3%	62.8%	61.2%	60.1%	60.6%
3級	455	528	554	645	687	772	870	926
3 形文	27.0%	28.2%	27.4%	29.3%	29.1%	30.0%	31.3%	31.1%

自立支援医療制度利用者数の推移

(単位:人、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	3,447	3,536	3,714	3,921	4,177	4,427	4,697	4,912

(6)難病患者の状況 (川越市)

指定難病等医療給付対象者数は指定難病の対象疾病数の増加に伴い増加しており、令和元年度は 2,409 人となっている。また、令和元年度の小児慢性特定疾病医療給付対象者数は 371 人となっている。

指定難病等医療給付対象者数の推移

(単位:人、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	2,374	2,179	2,273	2,424	2,490	2,236	2,294	2,409

小児慢性特定疾病医療給付対象者数の推移

(単位:人、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	267	262	264	287	310	324	341	371

(7)児童生徒の状況(川越市)

令和2年5月1日現在、特別支援学校に通う川越市在住の児童生徒数は365人、川越市内特別支援学

級の児童生徒数は、小学校353人、中学校160人である。

特別支援学校の児童生徒数

(単位:人、令和2年5月1日現在)

	小学部	中学部	高等部	合計
特別支援学校	156	60	149	365

注:川越市立特別支援学校、埼玉県立川越特別支援学校及び同校たかしな分校、埼玉県立特別支援学校塙保己一学園、埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校、埼玉県立坂戸ろう学園、埼玉県立大宮ろう学園、埼玉大学教育学部附属特別支援学校、富士見市立富士見特別支援学校、筑波大学附属桐が丘特別支援学校の各校川越市在住者の合計

特別支援学級児童生徒数(学年別)

(単位:人、令和2年5月1日現在)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
特別支援学級	小学校	53	63	62	67	63	45	353
付別又饭子級	中学校	55	57	48				160

(8)施設入所者、グループホーム入居者の状況(川越市)

令和元年度の施設入所者数は293人(市内131人、市外162人)であった。

また、令和元年度のグループホーム入居者数は208人(市内95人、市外113人)であった。

施設入所者数の推移

(単位:人、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	314	306	318	309	299	301	303	293
市内	134	135	137	138	136	133	133	131
市外	180	171	181	171	163	168	170	162

<施設入所者の障害支援区分別>

(単位:人、令和元年度)

	区分 1	区分 2	区分3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
市内	0	0	1	5	12	113	131
市外	0	2	6	14	23	117	162

注:区分6の方が必要とされる支援の度合いが高い

グループホーム入居者数の推移

(単位:人、各年度末)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
	年度							
合計	109	121	133	136	147	164	172	208
市内	57	60	63	65	72	83	84	95
市外	52	61	70	71	75	81	88	113

注:平成24年度は、グループホーム及びケアホームの合計

<グループホーム入居者の障害支援区分別>

(単位:人、令和元年度)

	区分 なし	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	合計
市内	8	0	4	12	17	17	37	95
市外	10	1	14	25	26	12	25	113

2 川越市総合計画(後期基本計画)における障害者福祉の推進について

第四次川越市総合計画(後期基本計画)の第2章の施策番号6「障害者福祉の推進」には、「施策の目的を達成するために取り組むこと(取組施策)」として次のとおり記載されている。

- 1 差別解消及び権利擁護の推進 (障害者福祉課)
 - ① 障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人とない人との相互理解と交流の促進に努めます。
 - ② 障害のある人に対する虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努めます。
 - ③ 成年後見制度の周知と利用促進に向けた啓発に努めます。
- 2 保健・医療サービスの充実 (障害者福祉課、高齢・障害医療課、療育支援課、健康づくり支援課)
 - ① 障害のある人が乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期など、それぞれのライフステージに応じて、適切な医療サービスを受けられるよう環境の整備に努めます。
 - ② 障害の早期発見、早期療育の実現に努めます。
 - ③ 重度心身障害者医療費支給制度の安定的な運営を行い、重度心身障害のある人への福祉の増進を図ります。
- 3 地域生活支援及び生涯にわたる学習機会の充実 (障害者福祉課、療育支援課、教育センター、中央公民館)
 - ① 成長段階に応じた切れ目のない相談を通じて、障害のある子どもの地域生活を支援することで、社会への参加を推進します。
 - ② 学校教育における特別支援学級等の充実を図ります。

- ③ 障害のある人のための社会教育事業の充実を図ります。
- 4 雇用・就労の促進 (障害者福祉課)
 - ① 障害のある人が適性に応じて働く場を確保できるよう、関係機関と連携しつつ、専門的な相談支援や就労支援の充実に努めます。
 - ② 一般就労が困難な障害のある人の働く場を確保できるよう、就労継続支援事業所等の多様な就労の場の確保を推進します。
- 5 社会参加の拡充 (障害者福祉課)
 - ① 障害のある人の社会参加に向けて、さまざまな情報を取得・利用できるよう、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等を推進します。
 - ② 障害のある人もない人も、地域の文化芸術やスポーツを共に親しむことができる環境の整備を推進します。
 - ③ 障害のある人が気軽に外出したり、余暇を過ごしたりすることができるよう、外出支援等の充実を図ります。
- 6 住みよい福祉のまちづくり (障害者福祉課)
 - ① 障害のある人が、地域で安心して生活できるよう、公共施設等のバリアフリー化や住環境を含めた生活環境の整備に努めます。
- 7 福祉サービスの充実 (障害者福祉課)
 - ① 多様なニーズに応じた福祉サービスの充実を図るとともに、障害者相談支援事業等の充実に努めます。
 - ② 意思疎通を図ることに支障がある人に対して、コミュニケーション支援事業の充実を図ります。
 - ③ 施設の整備を支援し、障害のある人の住まいや日中活動の場の充実を図ります。
- 3 障害者福祉の推進に関する川越市の主な担当部署について

障害者福祉の推進に関する川越市の担当部署は、上記 2 の「施策の目的を達成するために取り組むこと(取組施策)」の各見出しの横に記載されている。各部署の主な業務内容は以下のとおりである。

主な業務内容 (川越市ホームページより)			
<管理担当>			
・障害者手帳の交付に関すること 他			
<計画担当>			
・障害者計画、障害福祉計画に関すること			
・障害者福祉施設の指定に関すること 他			
<障害給付担当>			

・自立支援給付の審査・支払に関すること ・地域生活支援事業に関すること 他 <福祉サービス担当> ・障害福祉サービスの決定に関すること ・補装具費の決定に関すること ・日常生活用具費の決定に関すること 他 <みよしの支援センター> ・障害者に対する就労及び生産活動の機会の提供に関する支援、これら の機会を通じて知識及び能力が高まった者への一般就労に関する支援 その他の支援を行う <職業センター> ・雇用されることが困難な障害者に対する就労及び生産活動の機会の提 供に関する支援、これらの機会を通じて知識及び能力が高まった者へ の一般就労に関する支援その他の支援を行う事務並びに授産事業に関 する事務 <障害者総合相談支援センター> ・障害者等に対する相談支援の中核的な役割を担い、総合的かつ専門的 な相談支援及び就労相談支援の実施、虐待の防止及び権利擁護のため に必要な援助等を総合的に行うための機関 高齢・障害医療課(保健医療 <後期高齢者医療資格担当> 部) ・後期高齢者医療保険の資格に関すること ・後期高齢者医療保険料の賦課・収納に関すること <後期高齢者医療給付担当> ・後期高齢者医療保険の給付に関すること ・後期高齢者医療保険の保健事業に関すること <障害者医療担当> ・障害者医療費支給に関すること 療育支援課(こども未来部) <療育支援担当> ・療育施策の調査、研究及び企画立案に関すること ・指定障害児通所支援事業者の指定等に関すること ・障害児通所給付費等の支給に関すること ・児童発達支援センターとの連絡調整に関すること <川越市児童発達支援センター> ・児童の発達に係る相談に関すること ・センターにおける児童への支援(児童発達支援、保育所等訪問支援) に関すること 健康づくり支援課(保健医 | 第2章第1の「3 高齢者福祉の推進に関する川越市の主な担当部署に

療部)	ついて」に記載したとおりである。			
教育センター (学校教育部)	<管理担当>			
	・教職員研修県委託事務			
	・小中学校情報教育総括調整事務			
	<研修担当>			
	・各種調査・研究(教育)に関する事務			
	・教職員研修関係事務			
	・教育指導事務			
	・英語指導助手派遣事業事務			
	・情報教育の推進事業事務			
	<教育相談担当>			
	・教育相談事務			
	・特別支援教育事務			
	・就学支援事務			
中央公民館(教育総務部)	<管理担当>			
	・公民館全館の統括事務			
	・公民館施設整備			
	・中央公民館分室・さわやか活動館の管理			
	・公民館運営審議会			
	<事業担当>			
	・公民館講座・行事関係			
	・公民館施設貸与に関すること			
	・文化支援団体等への援助			

4 障害者福祉の推進に関連した本監査の対象部署について

障害者福祉の推進に関連した本監査の対象部署は、上記 3 に記載した部署のうち「川越市障害者支援計画(第六期川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画・第二期川越市障害児福祉計画)」との関連が深い、障害者福祉課(福祉部)とする。

また、福祉サービスの実施主体である社会福祉法人及び社会福祉施設が、適正な運営等を行っているかについての監査等を行っている部署である、指導監査課(福祉部)も本監査の対象部署とする。指導監査課の主な業務内容は第2章第1の「4 高齢者福祉の推進に関連した本監査の対象部署について」に記載したとおりである。

療育支援課(こども未来部)については、障害児に対する各種支援を行っている。障害者と障害児の法律上の範囲の相違について本監査で取り上げる意図はなく(参考:障害者総合支援法第4条など)、障害を持つ者という広い意味において、障害者と障害児を本監査で峻別する意図はない。ただし、障害児につ

いては令和 3 年度川越市包括外部監査「子ども・子育て支援に係る事業の管理及び財務事務の執行について」において監査対象の一部とし、川越市児童発達支援センターへの現地視察も含めた監査を実施している。それから時間があまり経過していないこと等に鑑みて、療育支援課は本監査の対象部署から除くものとする。

第3 地域福祉の推進に関する概要

1 川越市の地域福祉を取り巻く概況

川越市の地域福祉を取り巻く概況については、「第四次川越市地域福祉計画」の第2章に記載が見られる。

(1)人口・世帯の状況

川越市の人口は、微増で推移しているが、令和 10 (2028) 年をピークに減少することが見込まれる。

川越市の人口の推移・推計

(単位:人)

	総人口
平成 28 年	350,223
平成 29 年	351,654
平成 30 年	352,433
平成 31 年	353,115
令和2年	353,301
令和3年	353,260
令和8年	355,689
令和 10 年	355,924
令和 14 年	355,300

注:各年1月1日、令和8年以降は川越市推計

世帯数は緩やかに増加しているが、世帯当たり人員数は減少している。単独世帯割合の上昇等により、 世帯規模は縮小している。

世帯数と世帯当たり人員数の推移(川越市)

	世帯数	世帯当たり
	(世帯)	人員数(人)
平成 12 年	117,582	2.76
平成 17 年	123,211	2.64
平成 22 年	136,961	2.45
平成 27 年	145,563	2.37

注: 各年 10 月 1 日

世帯構成割合の推移 (川越市)

(単位:%)

	核家族	単独世帯	その他の世帯
平成 12 年	65.1	23.7	11.2
平成 17 年	64.4	25.1	10.4
平成 22 年	61.2	30.0	8.8
平成 27 年	59.9	32.3	7.8

注:各年10月1日

(2)年齢別構成

川越市の人口の年齢別構成比は、生産年齢人口(15~64歳)が横ばい傾向で推移する一方、年少人口(0~14歳)が減少し、高齢者人口(65歳以上)が増加することが見込まれる。

特に 75 歳以上の人口は、令和 3(2021)年の 47,813 人が、令和 8(2026)年には 59,683 人となり、約 12,000 人の増加が見込まれる。

年齢3区分人口の推移(川越市)

(単位:人)

		年少	人口	生産年	齢人口		高齢者	皆人口	
	総人口	(0~1	14歳)	(15~6	64 歳)	(65 声	轰以上)	(うち 7	5 歳以上)
		人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成28年	350,223	45,324	12.9%	217,272	62.0%	87,627	25.0%	36,813	10.5%
平成29年	351,654	45,172	12.8%	216,566	61.6%	89,916	25.6%	39,279	11.2%
平成30年	352,433	44,801	12.7%	215,997	61.3%	91,635	26.0%	41,854	11.9%
平成31年	353,115	44,350	12.6%	215,732	61.1%	93,033	26.3%	44,414	12.6%
令和2年	353,301	43,700	12.4%	215,555	61.0%	94,046	26.6%	46,725	13.2%
令和3年	353,260	43,228	12.2%	215,066	60.9%	94,966	26.9%	47,813	13.5%
令和8年	355,689	40,841	11.5%	216,972	61.0%	97,876	27.5%	59,683	16.8%

注:各年1月1日、令和8年は川越市推計

(3)高齢者の状況

令和3(2021)年に後期高齢者(75歳以上)人口割合が前期高齢者(65~74歳)人口割合を上回った。 また、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は増加している。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯数の推移(川越市)

(単位:世帯)

	高齢夫婦世帯	高齢単身世帯	合計
平成 23 年	12,816	13,733	26,549

平成 26 年	15,471	16,953	32,424
平成 29 年	17,511	19,863	37,374
令和2年	18,485	22,464	40,949

注:各年10月1日

(4)要支援・要介護認定者数、障害者手帳所持者数、児童虐待件数、生活保護世帯数等の状況いずれの数値も増加傾向である。

平成 27 年度と令和元年度の数値比較(川越市)

	H27 年度	R1 年度	備考
要支援・要介護認定者数	12,605 人	15,247 人	介護保険課資料より各年度末
障害者手帳所持者数 ※1	14,395 人	15,550 人	障害者福祉課資料より各年度末
児童虐待件数(年間) ※2	237 件	326 件	こども家庭課資料より
生活保護世帯数	3,288 世帯	3,418 世帯	生活福祉課資料より各年度末

※1:身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の所持者合計

※2:要保護児童対策地域協議会における新規取扱件数

(5)地域活動の状況

ボランティア登録者(個人)数は増加しているが、ボランティア登録団体(グループ)数は横ばい傾向である。また、民生委員・児童委員の総数は横ばい傾向だが、欠員数は増加している。

ボランティア登録数の状況 (川越市)

		H27 年度	R1 年度	備考
ボランティ	個人	470 人	636 人	川越市社会福祉協議会資料より各年度末
ア登録数	団体	245 グループ	243 グループ	

民生委員・児童委員の状況(川越市)

		H27 年度	R2 年度	備考
民生委員・	総数/定数	483 人/496 人	487 人/510 人	福祉推進課資料より各年4月1日
児童委員	欠員	13 人	23 人	

自治会加入世帯は増加しているが、加入率は減少している。また、老人クラブはクラブ数・会員数とも に減少している。

自治会加入の状況 (川越市)

		H27 年度	R1 年度	備考
自治会加入	加入世帯数	116,513 世帯	117,526 世帯	地域づくり推進課資料より各年6月1日
	加入率	77.47%	74.04%	

老人クラブの状況(川越市)

		H27 年度	R2 年度	備考
老人クラブ	クラブ数	118 クラブ	97 クラブ	川越市社会福祉協議会資料より各年 4 月
	会員数	7,881 人	5,982 人	1日

(6)犯罪の発生状況

令和元(2019)年の川越市の刑法犯総数は 466 人、うち再犯者は 245 人で、再犯者率(再犯者が刑法 犯総数に占める割合)は 52.6%であった。

刑法犯総数を年齢別で見ると、川越市は埼玉県や全国に比べ20~29歳の割合が大きくなっている。

刑法犯数 (年間)

	刑法犯総数	うち初犯者	うち再犯者	再犯者率
川越市	466 人	221 人	245 人	52.6%
埼玉県	10,104 人	4,879 人	5,225 人	51.7%
全国	172,197 人	85,245 人	86,952 人	50.5%

注:警察署別令和元年犯罪統計データ(東京矯正管区)

刑法犯年齡別構成比

(単位:%)

	20~29 歳	30~39 歳	40~49 歳	50~59 歳	60~64 歳	65 歳以上
川越市	26.0	14.4	18.9	13.5	5.2	22.1
埼玉県	20.1	15.9	19.2	14.8	5.9	24.2
全国	19.8	16.7	18.4	14.6	5.8	24.7

注:警察署別令和元年犯罪統計データ (東京矯正管区)

(7)成年後見制度の利用状況

成年後見等申立件数や報酬助成件数は緩やかに増加している。

成年後見等申立件数 (川越市内)

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
後見	50 件	56 件	57 件
保佐	5 件	4件	9件
補助	0 件	3 件	3件
合計	55 件	63 件	69 件

注:さいたま家庭裁判所(各年12月31日)、市長申立を含む

報酬助成件数

	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
高齢者	28 件	33 件	35 件
障害者	14 件	15 件	16件
合計	42 件	48 件	51 件

注:各年度末

2 川越市総合計画(後期基本計画)における地域福祉の推進について

第四次川越市総合計画(後期基本計画)の第2章の施策番号7「地域福祉の推進」には、「施策の目的を達成するために取り組むこと(取組施策)」として次のとおり記載されている。

- 1 地域福祉の意識づくり (福祉推進課、教育指導課)
 - ① 市民、団体等が地域福祉活動に取り組むことができるよう意識啓発を行うとともに、さまざまな機会や方法で情報発信を行います。
 - ② さまざまな場面で、学校における福祉に関する教育の充実を図ります。
- 2 地域福祉を担う人材の育成 (福祉推進課)
 - ① ボランティア体験の機会や福祉講座の充実により、地域福祉の担い手の育成を図ります。
 - ② 民生委員・児童委員の活動の充実を図ります。
 - ③ コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修を実施し、地域における福祉課題を解決できる体制の充実を図ります。
 - ④ 川越市社会福祉協議会のボランティア活動事業に対する支援を通じ、ボランティア活動の充実を図ります。
- 3 ふれあい・支え合い・助け合いのしくみの構築 (福祉推進課)
 - ① 地域にふさわしいふれあい・支え合い・助け合いの活動が展開されるよう支援します。
 - ② 各地区社会福祉協議会において、住民や関係団体等の具体的な取組や役割などを定めた地区別福祉プランの推進が図られるよう支援します。
- 4 地域のネットワークの充実 (福祉推進課)
 - ① 川越市社会福祉協議会をはじめとした関係団体等との連携の充実を図ります。
 - ② 地域の活動主体が、地域の課題解決に向けて協力し合えるよう、地域のネットワークの基盤づくりを推進します。
 - ③ 地域における見守りのしくみづくりを推進します。
- 5 安心して生活できる地域づくり (福祉推進課)
 - ① 福祉サービスの充実に努めるとともに、複雑・多様化した福祉課題を包括的に受け止められるよ

- う、福祉に関する総合的な相談機能の充実を図ります。
- ② 年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、「支え手」「受け手」が固定されずに、誰もがその人らしく地域で生活できるよう、地域福祉の総合的な支援体制である地域福祉サポートシステムの機能強化を図ります。
- 3 地域福祉の推進に関する川越市の主な担当部署について

地域福祉の推進に関する川越市の担当部署は、上記 2 の「施策の目的を達成するために取り組むこと (取組施策)」の各見出しの横に記載されている。各部署の主な業務内容は以下のとおりである。

部署名 (カッコ内は部名)	主な業務内容(川越市ホームページより)
福祉推進課 (福祉部)	<福祉推進担当>
	・福祉行政の企画及び調整に関する事務
	・地域福祉計画に関する事務
	・社会福祉法人川越市社会福祉協議会との連絡に関する事務
	・部内の連絡調整に関する事務
	<地域生活支援担当>
	・民生委員及び児童委員に関する事務
	・更生保護に関する事務
	・日本赤十字社に関する事務
	・災害り災者の援護に関する事務
	・戦争犠牲者等の援護に関する事務
教育指導課 (学校教育部)	<教育指導担当>
	・学校訪問に関すること
	・教職員研修に関すること
	・学校の教育課程に関すること
	・教科等の学習指導に関すること
	・進路指導・キャリア教育に関すること
	・学校図書館に関すること
	・幼児教育振興審議会に関する事務
	・学校における人権教育に関すること
	・教育関係各種検査に関すること
	・準教科書・教材に関すること
	・校外行事承認に関する事務
	・教職員の集会承認に関する事務
	<生徒指導担当>
	・生徒指導に関すること
	・安全教育・安全指導に関すること

- ・学校訪問に関すること
- ・教職員研修に関すること
- ・教育関係各種検査に関すること
- <保健担当>
- ・児童生徒の健康診断に関すること
- ・教職員の健康診断に関すること
- ・学校における環境衛生管理に関すること
- ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師に関すること
- ・要保護・準要保護児童生徒の医療費扶助に関すること
- ・学校保健広報「わかあゆ」の発行
- ・独立行政法人日本スポーツ振興センター関係事務
- · 学校災害賠償補償保険関係事務
- ・学校保健に関する研修事務
- · 学校伝染病発生報告
- <ICT 教育担当>
- ・情報教育に関すること

4 地域福祉の推進に関連した本監査の対象部署について

地域福祉の推進に関連した本監査の対象部署は、上記 3 に記載した部署のうち「第四次川越市地域福祉計画」との関連が深い、福祉推進課(福祉部)とする。

また、福祉サービスの実施主体である社会福祉法人及び社会福祉施設が、適正な運営等を行っているかについての監査等を行っている部署である、指導監査課(福祉部)も本監査の対象部署とする。指導監査課の主な業務内容は第2章第1の「4 高齢者福祉の推進に関連した本監査の対象部署について」に記載したとおりである。

第4 監査対象項目について

以上、監査対象に関連する川越市の状況、組織、計画等について記載したが、監査にあたっては具体的 には次のように対象を分類して実施した。

1. 高齢者福祉の推進<その1>(高齢者いきがい課)

高齢者いきがい課の業務、歳入・歳出の推移、「すこやかプラン・川越」と高齢者いきがい課の業務の 関連、地域福祉対策(給食サービス)、その他本監査テーマに関連して高齢者いきがい課が実施する各種 事業

2. 高齢者福祉の推進<その2>(地域包括ケア推進課)

地域包括ケア推進課の業務、歳出の推移、「すこやかプラン・川越」と地域包括ケア推進課の業務の関連、介護保険事業計画等推進、その他本監査テーマに関連して地域包括ケア推進課が実施する各種事業

3. 障害者福祉の推進(障害者福祉課)

障害者福祉課の業務、歳入・歳出の推移、障害者福祉の推進に関する指標、その他本監査テーマに関連 して障害者福祉課が実施する各種事業

4. 地域福祉の推進(福祉推進課)

福祉推進課の業務、歳入・歳出の推移、「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」について、地域福祉の推進状況、その他本監査テーマに関連して福祉推進課が実施する各種事業

5. 介護保険制度の健全な運営(介護保険課)

介護保険課の業務、歳入・歳出の推移、介護サービス等利用者負担額支給事業、その他本監査テーマに 関連して介護保険課が実施する各種事業

6. 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保(指導監査課)

指導監査課の業務、歳入・歳出の推移、指導監査の結果と改善状況の情報公開、その他本監査テーマに 関連して指導監査課が実施する各種事業

第3章 外部監査の結果と意見

第1 監査の結果と意見概要

監査の着眼点に留意し、監査を行った結果、監査項目別の結果と意見の数は次のとおりである。

「結果」とは、地方自治法第252条の37第5項に規定する「監査の結果」であり、財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたものである。

「意見」とは、地方自治法第 252 条の 38 第 2 項に規定する「監査の結果に関する報告に添える意見」であり、組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたものである。

結果は22項目、意見は35項目記載されている。

監査項目	結果又は意見	頁数
1. 高齢者福祉の推進<その1>(高齢者いきがい課)		
(1) 高齢者いきがい課の業務	【意見1】	42
(5) 生活管理指導員等派遣(ヘルパー)	【意見2】	54
(6)介護支援いきいきポイント	【意見3】	57
(7) 在宅要介護高齢者等紙おむつ給付	【意見4】	58
(8) 要介護高齢者手当支給	【意見5】	59
(9) 中核機関事業委託(旧:成年後見制度推進事業)	【結果1】	62
	【意見6】	62
(11) 後楽会館運営管理	【結果2】	68
	【結果3】	68
	【意見7】	69
(12) 養護老人ホーム(やまぶき荘)施設運営管理 汚水処理施設管理	【意見8】	71
2. 高齢者福祉の推進<その2>(地域包括ケア推進課)		
(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業	【結果4】	92
(9) 運営協議会	【意見9】	93
(10) 生活支援体制整備事業	【意見 10】	95
(12) 在宅医療・介護連携推進事業	【意見 11】	99
(13) 認知症総合支援事業	【意見 12】	102
(14) 地域ケア会議推進事業	【意見 13】	103
(17) 一般介護予防事業評価事業	【結果5】	106
3. 障害者福祉の推進(障害者福祉課)		
(4) 障害者福祉の推進に関する指標	【意見 14】	113
(5) 就労施設での就労の充実	【意見 15】	115
(7) 障害者差別解消支援地域協議会	【意見 16】	119
(8) 障害者差別解消法関連パンフレット	【意見 17】	120

監査項目	結果又は意見	頁数
(10) 地域自立支援協議会	【意見 18】	124
(11) 障害者就労セミナー	【意見 19】	125
(12) 住替家賃差額補助	【意見 20】	126
(13) 難病患者見舞金	【結果6】	127
(14) 川越市みよしの支援センター運営管理事業	【結果7】	131
	【結果8】	132
	【結果9】	132
	【意見 21】	132
(15) 屋上防水工事	【意見 22】	134
(16) 川越市職業センター運営管理事業	【結果 10】	138
	【意見 23】	138
	【意見 24】	139
4. 地域福祉の推進(福祉推進課)		
(4) 地域福祉の推進状況	【意見 25】	145
	【意見 26】	145
(5) 川越市社会福祉協議会運営費	【結果 11】	147
	【結果 12】	147
	【結果 13】	148
	【意見 27】	148
(6) 社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業	【結果 14】	149
(7) 社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス(友愛)事業	【結果 15】	149
(9) コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託	【結果 16】	151
	【結果 17】	151
	【結果 18】	152
5. 介護保険制度の健全な運営(介護保険課)		
(4) 令和 4 年度の介護保険に係る相談及び苦情の状況	【意見 28】	158
(5) 介護サービス等利用者負担額支給事業	【意見 29】	161
(10) 川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金	【結果 19】	172
	【意見 30】	172
(11) 介護施設等の施設開設準備事業	【結果 20】	173
6. 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保(指導監査課)		
(3) 指導監査の結果と改善状況の情報公開	【結果 21】	183
(4) 社会福祉法人に関する情報開示	【意見 31】	185
(5) 社会福祉法人の会計監査等に対応する指導監査の周期等	【意見 32】	187
	【意見 33】	188
(6) 介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者に対する集団指導	【意見 34】	191

監査項目	結果又は意見	頁数
(7) 社会福祉法人に対する指導監査	【結果 22】	192
(8) 聴聞報告書の記載	【意見 35】	194

第2 監査の結果と意見(個別)

1. 高齢者福祉の推進<その1>(高齢者いきがい課)

(1) 高齢者いきがい課の業務

高齢者いきがい課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<管理担当>

- ・養護老人ホームやまぶき荘、老人福祉センター及び老人憩いの家の管理に関すること
- ・有料老人ホームに関すること
- <高齢者いきがい担当>
- ・高齢者のいきがい促進に関すること
- ・老人クラブの育成指導に関すること
- ・高齢者の在宅福祉に関すること
- ・養護老人ホームへの入所等措置に関すること
- ・公益社団法人川越市シルバー人材センターとの連絡に関すること
- ・成年後見制度に関すること

予算事業ごとの業務内容は以下のとおりである。

				R4年度
予算事業名	No.	事業名	事業内容	決算額
				(千円)
老人保護措	1	老人保護措置費	65 歳以上の者で、環境上の理由や経済理由に	17,206
置費		(市外施設措置	より居宅において養護が困難な者を、市外の養	
		者)	護老人ホームに措置により入所させる事業	
生きがい対	2	市内循環バス特	市内循環バス(川越シャトル)の特別乗車証の	583
策		別乗車証交付 (川	交付	
		越シャトル)		
	3	福寿手帳交付	福寿手帳(老人福祉センター西後楽会館利用	_
			証)の交付	
	4	健康ふれあい入	入浴施設を利用(利用券年6枚)する際に料金	1,959
		浴	の一部を補助	
	5	敬老マッサージ	あんま、マッサージ、指圧、はり、灸のいずれ	3,102
		サービス	かを年一回無料で利用できる無料利用券を交	
			付	
	6	地域福祉対策(給	地区社協が一人暮らし等の高齢者見守りの目	3,757
		食サービス)	的で行う給食サービス事業に給食費として市	

				R4年度
予算事業名	No.	事業名	事業内容	決算額
				(千円)
			270 円、社協 100 円 (本人負担 200 円) を負担	
			して会食会などを実施	
	7	真寿窯運営費補	社会福祉法人AA が法人所有の工房真寿窯で陶	900
		助	芸活動を通じて高齢者の生きがいの高揚、健康	
			の増進を図る事業に対し、経費の一部を補助	
	8	老人クラブ活動	①川越市老人クラブ連合会及び単位老人クラ	6,835
		助成	ブの活動に係る経費の一部を補助	
		※ゲートボール	②川越市老人クラブ連合会に事業を委託 (グラ	
		場等整備用砂給	ンドゴルフ大会、芸能大会など)	
		付	③地区老人クラブ等に、ゲートボール場等整備	
			に必要な砂を1コート当たり年1回無償給付	
			(上限 3 m³)	
シルバー人	9	シルバー人材セ	川越市シルバー人材センターが行う高年齢者	24,350
材センター		ンター	労働能力活用事業の実施に要する経費のうち、	
			職員の人件費及び会員の技能訓練費その他市	
			長が認める経費の一部について補助	
介護予防	10	生活管理指導員	生活管理指導員等を派遣し、日常生活に関する	9,836
		等派遣(ヘルパ	支援・指導などを実施	
		-)		
	11	生活管理指導短	施設 (養護老人ホームやまぶき荘) への短期宿	487
		期宿泊(ショート	泊による日常生活の支援・指導を実施	
		ステイ)		
	12	介護支援いきい	本事業は、自身の介護予防や生きがいづくりの	2,952
		きポイント	促進を図るもので、事業登録した高齢者が介護	
			保険施設等でボランティア活動を行うとポイ	
			ントがたまり、たまったポイントは、翌年度に	
			活動奨励金や市の特産品等と交換することが	
			できるもの	
在宅福祉	13	日常生活用具給	ひとり暮らし高齢者や要介護の高齢者の方に、	338
		付等	火災警報器・自動消火器・電磁調理器を給付	
	14	在宅要介護高齢	紙おむつを給付 (月額 5,000 円の範囲内現物給	110,525
		者等紙おむつ給	付)	
		付		
	15	要介護高齢者・ひ	定期的(8月と12月を除いた各月1回)な寝	1,251

				R4年度
予算事業名	No.	事業名	事業内容	決算額
				(千円)
		とり暮らし高齢	具の乾燥、年 1 回(11 月下旬頃)の寝具丸洗	
		者寝具丸洗い、要	Ų 2	
		介護高齢者寝具	費用はそれぞれ無料	
		乾燥		
	16	訪問理美容サー	市内の理容師・美容師が利用者宅を訪問して調	2,494
		ビス	髪・カット等を実施	
•	17	要介護高齢者手	要介護高齢者に手当を支給	261,728
		当支給	支給額:月8千円を年間3回(4~7月分)8月	
			末、(8~11月分)12月末、(12~3月分)4月	
			末に分けて支給	
	18	高齢者等世話付	川越市が埼玉県住宅供給公社から借り上げた	6,466
		住宅生活援助員	高齢者世話付きの市営住宅に居住させること	
		派遣 (シルバーハ	により、高齢者が自立して安全かつ快適な生活	
		ウジング)	を営むことができるよう、デイサービス事業を	
			運営する老人福祉施設等から生活援助員を派	
			遣し、生活指導・相談、安否の確認、一時的な	
			家事援助、緊急時の対応等のサービスを提供す	
			ることによってその在宅生活を支援	
	19	緊急通報システ	ひとり暮らし高齢者に、緊急事態発生時に消防	8,213
		ム管理	本部に通報できる装置を貸与	
			対象はおおむね 65 歳以上のひとり暮らしで、	
			慢性疾患(心臓病、高血圧症、脳梗塞等)によ	
			り常に注意を要する方	
	20	障害者控除対象	介護保険法による要介護認定を受けた者につ	_
		者認定	いて、所得税法施行令及び地方税法施行令によ	
			り、障害者控除及び特別障害者控除の認定書を	
			交付	
	21	救急情報キット	民生委員を通じ主に 65 歳以上のひとり暮らし	349
		配布	世帯等に救急情報キットを戸別配布	
高齢者住宅	22	在宅高齢者居宅	高齢者が居宅で手すりや床の段差解消などの	3,839
対策		改善費助成	バリアフリー改修工事を行う場合の経費を助	
			成	
			(対象経費の 1/3 以内、10 万円限度)	
	23	高齢者世帯等住	家主の都合により立ち退きを要求され、他の民	1,313

予算事業名	No.	事業名	事業内容	R4年度 決算額 (千円)
		替家賃助成	間賃貸住宅に転居した方に対し、家賃の差額及 び転居一時金の一部を助成	
	24	家具転倒防止器 具等の取付	高齢者の方のみで構成される世帯等に対し、家 庭内の家具に転倒防止器具等の取付を支援す ることにより、生命及び財産を地震災害等から 守る一助とし、事故等の未然防止により高齢者 福祉の増進を図る	78
	25	高齢者住宅整備 資金貸付金	高齢者専用居室などを増改築するために必要な資金の貸出 貸付限度額 200 万円 (無利子) 償還期限:10 年以内	-
	26	高齢者住宅保証 制度	高齢者の住居を確保するにあたり、保証人がい ないために民間賃貸住宅の転居先が見つから ない高齢者を対象に、賃貸借契約を結んだ年度 内に限り、市が3か月分までの家賃を保証	_
高齢者いき がい課一般 事務	27	高齢者いきがい 課一般事務	高齢者いきがい課が実施している各事業に属 さない、事務に係る経費の支出	38,409
成年後見制 度推進	28	中核機関事業委 託(旧:成年後見 制度推進事業)	川越市成年後見センターを社会福祉法人川越 市社会福祉協議会に委託し実施	20,325
	29	法人後見事業費 補助	社会福祉法人川越市社会福祉協議会が行う法 人後見事業に対する補助	4,890
生活支援ハウス運営	30	生活支援ハウス 運営管理	居宅において独立して生活することに不安の ある 60 歳以上の方に対し、住居を提供し、か つ生活指導・生活相談等の便宜を供与	14,097
軽費老人ホーム事務費等補助	31	軽費老人ホーム 事務費等補助・民 間福祉施設土地 賃借料補助	①軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が 入所者から徴収すべきサービスの提供に要す る費用の一部を免除した場合、サービスの提供 に要する費用の減免分を補助し、利用者の経済 的負担を軽減 ②民間の福祉施設に対して、適正な施設の運営 の確保に努めることを目的に、施設が借用して いる土地に係る賃借料の一部を補助	120,726

予算事業名	No.	事業名	事業内容	R4年度 決算額
長寿祝い金等	32	長寿祝い金支給	①9月1日現在、1年以上市内在住の該当年齢の方に長寿祝い金(77歳1万円、88歳2万円、99歳3万円、100歳以上5万円)を支給②88歳、99歳、100歳以上の方にお祝い状を贈呈	(千円) 74,697
	33	金婚祝記念品贈呈	9月1日現在市内在住のご夫婦で、年内(1月 ~12月)に結婚50周年を迎えるご夫婦に、祝 状と記念品を贈呈	638
	34	最高齢者記念品 贈呈	市内在住の最高齢を迎えられた方(男女各 1 名)に純銀盃を贈呈	29
	35	百歳高齢者お祝い	100歳を迎えられた方に、誕生日にお祝いカード (印刷した市長からのメッセージ) を送る	4
後楽会館運 営管理	36	後楽会館運営管理	高齢者の方に教養の向上や健康増進・レクリエ ーションの場を提供することを目的とした施 設(西後楽会館)の運営管理を実施	63,688
養護老人ホ ーム (やまぶ き荘) 運営管 理	37	養護老人ホーム (やまぶき荘)施 設運営管理 ※老人保護措置 費含む	65 歳以上の者で、環境上の理由や経済的理由 により居宅において養護が困難な者を、市内の 養護老人ホームやまぶき荘に措置することに より入所させる事業	130,725
	38	汚水処理施設運 転管理	やまぶき荘等汚水処理施設は、令和2年11月 2日の本下水供用開始に伴い運転終了。解体等 の方針が決まるまでは、機械警備の安全対策を 実施	482
	39	福祉散策の森清 掃等	やまぶき荘の入所者及び西後楽会館の利用者 等の市民に、緑豊かな森のなかを散策できる場 の提供	663
住環境整備 (老人アパート)	40	住環境整備 (老人 アパート)	立ち退きを要求されるなど、緊急に住宅の確保 が必要な方に、市が借り上げたアパートを提供	3,788
老人憩いの 家運営管理	41	老人憩いの家運 営管理	高齢者の方に教養の向上やレクリエーションの場を提供することを目的とした施設現在は「小ヶ谷・高階北・川越駅東口」憩いの家の3施設	12,977

				R4年度
予算事業名	No.	事業名	事業内容	決算額
				(千円)
	42	自治会老人憩い	自治会が、地域の高齢者の生きがい活動として	1,402
		の家補助	レクリエーション等を実施する集いの場とし	
			て、整備した老人憩いの家の管理運営費を補助	
家族介護継	43	家族介護慰労金	高齢者を在宅で介護している家族に慰労金を	400
続支援事業		支給(家族介護継	支給	
		続支援事業)		
その他任意	44	配食サービス	心身の状態により自力で調理や買い物をする	21,669
事業		(その他任意事	ことが困難な方等に食事をお届けするととも	
		業)	に、安否の確認を実施	
			〔1日1食(500円)昼・夕食どちらか、週4	
			食限度〕	
	45	成年後見制度利	判断能力が十分でない高齢者、知的障害者及び	11,843
		用支援事業	精神障害者の成年後見等(後見、保佐、補助)	
		(その他任意事	の審判請求を行う場合に、配偶者や親族がいな	
		業)	い (2 親等以内)、または配偶者等が審判請求を	
			行う見込みがない場合は、市長が審判請求を実	
			施	
			また、本人の所得状況により、審判請求費用や	
			成年後見人等の報酬の全部または一部を助成	

【意見1】高齢者いきがい課の事業について、事業の必要性や利用頻度を踏まえ、事業の見直しをすべき

高齢者いきがい課の事業は 45 事業もある。「すこやかプラン・川越」の高齢者人口の状況によると、高齢化率(川越市総人口に対する 65 歳以上の人口の割合)は令和 4 年の 27.0%から令和 22 年には 32.3%に達する見込みであり、65 歳以上の人口も令和 4 年の 95,703 人から令和 22 年には 112,572 人に増える見込みである。このように、今後ますます高齢者が増加していくと予想されるなかで、事業に必要な予算も増えていくと予想されることから、事業の必要性を検討し、必要性の高いものに予算の重点を置き、必要性の低いものは縮減または廃止を検討する必要があると考える。

(2) 歳入・歳出の推移

①歳入

(単位:千円)

			R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
			次	決算	決算	決算	予算
分担。	分担金及び負担金		69,386	62,765	61,577	63,539	59,622
7,15.	高齢者世話付住宅生	73,579	07,500	02,103	01,577	00,007	37,022
 分担金	活援助員派遣費分担	22	127	108	52	49	49
74 1	金		12.		Ÿ -		
	老人保護措置費徴収						
	金	25,017	23,331	20,640	22,104	23,112	23,529
	やまぶき荘市外入所						
負担金	者措置費負担金	48,539	45,928	41,950	38,272	39,929	36,044
	老人保護措置費徴収			66	1 1/10	110	
	金滞納繰越分	_	_	66	1,148	448	_
使用	料及び手数料	1,163	692	658	547	1,079	521
	老人福祉センター使	44	56	0	_	2	24
使用料	用料	11	30	U		2	21
	行政財産使用料	18	54	64	65	65	65
 手数料	生活支援ハウス事業	1,101	582	594	482	1,012	432
1 3//11	手数料						
国	国庫支出金	4,614	4,303	230,820	3,066	1,934	2,602
	在宅福祉事業費補助	1,555	1,513	1,312	928	1,095	1,612
	金	1,000	1,010	1,012		1,050	1,012
	介護保険事業費補助	_	_	2,000	_	_	_
	金			_,,,,,			
	住宅・建築物安全ス						
	トック形成事業補助	3,059	_	_	_	_	_
 国庫補助金	金						
H/T-1111974 TE	重層的支援体制整備	_	_	_	716	839	990
	事業交付金				.10		, , ,
	地域介護・福祉空間						
	整備等施設整備等交	_	340	_	1,422	_	!
	付金						
	社会福祉施設等設備	_	2,450	227,508	_	_	_
	災害復旧費補助金				R		
ļ	県支出金	945	945	325	849	1,972	1,763

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
IE V로 다. 스	重層的支援体制整備 事業交付金	_	_		439	495	495
県補助金	市民後見推進事業補助金	945	945	325	410	1,477	1,268
ļ	財産収入	958	802	818	682	827	822
財産運用収 入	建物分	958	802	818	682	827	822
	寄附金	_	_	_	_	29	_
寄附金	社会福祉費寄附	_	_	_	_	29	_
	繰入金	_	_	_	1,435	1,435	1,980
他会計繰入	介護保険事業特別会 計からの繰入	_	_	_	1,435	1,435	1,980
	諸収入	4,038	3,926	3,143	3,119	1,482	1,747
貸付金元利 収入	高齢者住宅整備資金 貸付金元金収入	_	199	389	389	389	389
	介護予防・生活支援 事業利用料	2,051	1,800	1,270	1,549	249	528
雑入	老人アパート事業徴 収金	456	530	510	504	496	576
	その他雑入	1,531	1,395	972	675	347	254
	市債	168,500	13,700	84,500	34,200	2,600	4,400
	西後楽会館改修事業 債	153,800	_	_	34,200	_	_
市債	旧東後楽会館解体事 業債	_	_	_	_	2,600	4,400
	養護老人ホーム施設 改修事業債	14,700	13,700	27,700	_	-	_
	社会福祉施設等設備 災害復旧事業債	_	-	56,800	-	_	_
一般	会計 (合計)	253,799	93,756	383,031	105,477	74,902	73,457

②歳出

(単位:千円)

_			Т	Т			位:十円)
	_	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
老人保護措置費		12,946	15,627	15,363	16,444	17,206	20,635
報酬	非常勤職員報酬	36	43	87	65	87	88
旅費	普通旅費	_	_	2	_	2	12
需用費	印刷製本費	42	42	43	43	43	44
役務費	通信運搬費	20	20	21	21	_	21
扶助費	扶助費	12,846	15,521	15,208	16,314	17,073	20,470
生きた	が対策	39,965	26,954	14,330	14,638	18,224	25,019
旅費	普通旅費	16	16	_	_	_	_
* ****	消耗品費	30	_	_	8	1	11
需用費	印刷製本費	211	227	156	218	583	508
/n. zk #1	通信運搬費	4,279	52	8	7	1,083	1,247
役務費	手数料	_	_	_	547	_	_
委託料	業務委託料	18,183	9,877	2,997	3,478	4,975	9,043
使用料及び賃 借料	使用料及び賃 借料	320	320	320	320	320	321
原材料費	整備等材料費	142	57	145	203	203	204
負担金、補助 金及び交付金	補助金	12,165	11,903	9,102	8,157	9,037	11,246
扶助費	扶助費	4,615	4,497	1,600	1,523	1,959	2,439
償還金、利子 及び割引料	償還金	_	_	_	174	59	_
シルバー丿	材センター	27,050	27,050	27,050	21,650	24,350	24,350
負担金、補助	負担金	50	50	50	50	50	50
金及び交付金	補助金	27,000	27,000	27,000	21,600	24,300	24,300
介語	雙 予防	45,553	47,417	51,690	50,563	13,291	16,125
報償費	報償金	_	_	_	26	71	628
役務費	通信運搬費	80	90	82	65	15	16
委託料	業務委託料	45,473	47,327	48,528	50,471	12,948	15,481
備品購入費	機械器具費	_	_	3,080	_	_	_
償還金、利子 及び割引料	償還金	_	-	-	_	256	_
在宅	5福祉	358,534	358,482	365,973	379,670	393,142	389,122

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
	消耗品費	41	17	198	198	407	408
電田弗	印刷製本費	52	_	_	_	_	_
需用費	光熱水費	185	177	168	173	185	184
	修繕料	_	16	_	_	77	10
役務費	通信運搬費	1,671	1,560	1,583	1,717	1,717	1,698
1X幼貝	手数料	12	_	_	14	9	31
委託料	業務委託料	16,273	12,432	12,123	11,593	12,143	14,021
使用料及び賃	使用料及び賃	4,739	5,037	5,231	5,625	6,010	5,872
借料	借料	4,739	5,057	3,231	3,023	0,010	3,672
扶助費	扶助費	335,557	339,239	346,667	360,346	372,591	366,898
高齢者	住宅対策	9,464	9,216	7,617	6,116	5,231	7,897
役務費	通信運搬費	_	_	_	61	Ī	_
委託料	業務委託料	125	81	99	46	78	121
負担金、補助	 補助金	7,339	7,235	7,518	6,008	5,152	5,776
金及び交付金	冊切並	7,339	7,233	7,310	0,000	3,132	3,770
貸付金	貸付金	2,000	1,900	_	_	_	2,000
高齢者いきな	ぶい課一般事務	439	486	5,028	482	38,409	527
旅費	普通旅費	7	2	_	1	_	4
需用費	消耗品費	102	103	158	121	19,929	122
而用貝	印刷製本費	88	80	97	83	74	84
役務費	通信運搬費	241	300	288	276	267	288
1X幼貝	手数料	_	_	_	_	40	29
委託料	業務委託料	_	_	_	_	169	_
負担金、補助 金及び交付金	補助金	_	_	4,484	_	17,928	_
成年後見	見制度推進	16,397	14,058	16,069	14,550	25,215	29,890
報償費	報償金	_	28	64	_	_	_
旅費	普通旅費	2	8	_	2	_	9
需用費	消耗品費	5	_	_	3	_	_
委託料	業務委託料	5,688	4,323	5,503	10,166	20,325	21,732
負担金、補助	油 出人	10 (00	0.607	10 500	4 277	4 000	0 1 1 0
金及び交付金	補助金	10,699	9,697	10,500	4,377	4,890	8,149
生活支援	ハウス運営	14,100	14,100	14,097	14,097	14,097	14,097
役務費	通信運搬費	6	6	6	6	6	6
委託料	業務委託料	14,094	14,094	14,091	14,091	14,091	14,091

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
軽費老人ホー	ム事務費等補助	117,536	109,593	114,498	118,016	120,726	125,405
役務費	通信運搬費	5	5	5	5	5	5
負担金、補助 金及び交付金	補助金	117,531	109,588	114,493	118,011	120,721	125,400
長寿裕	兄い金等	73,372	77,618	82,011	85,896	77,022	79,213
+口 /24 井	報償金	896	890	_	_	_	926
報償費	賞賜金	594	730	524	525	480	696
旅費	普通旅費	4	8	4	4	4	9
最 田弗	消耗品費	39	37	71	68	59	42
需用費	印刷製本費	408	463	435	413	465	628
加水中	通信運搬費	916	999	1,663	1,624	1,592	1,047
役務費	筆耕翻訳料	213	299	293	329	360	385
負担金、補助 金及び交付金	補助金	70,300	74,190	79,020	82,930	74,060	75,480
	復旧補助(軽費	_	2,450	284,385	_	_	_
負担金、補助 金及び交付金	補助金	_	2,450	284,385	_	_	_
後楽会館	官運営管理	247,016	71,982	50,595	54,854	63,688	90,658
	消耗品費	2,018	_	_	_	_	_
需用費	光熱水費	1,580	204	101	89	70	108
	修繕料	240	_	25	671	_	_
你 致弗	通信運搬費	59	38	19	_	_	_
役務費	手数料	618	348	167	_	_	104
	業務委託料	57,440	62,505	40,895	44,805	51,338	76,133
委託料	設計監理委託 料	_	_	_	_	2,992	5,000
	施設·備品管理 委託料	1,005	668	750	649	649	675
使用料及び賃 借料	使用料及び賃 借料	8,216	8,216	8,216	8,216	8,216	8,217
工事請負費	工事請負費	174,042	_	_	_	_	_
備品購入費	庁用器具費	1,795	_	_	_	_	_
負担金、補助 金及び交付金	負担金	_	_	420	420	420	421

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
	- ム(やまぶき 軍営管理	181,747	166,132	167,144	125,070	131,933	129,677
電田弗	光熱水費	842	1,070	656	18	19	25
需用費	修繕料	2,190	1,232	330	_	_	500
役務費	通信運搬費	102	100	86	63	61	65
1又彷負	手数料	788	1,094	506	407	402	416
	業務委託料	156,544	142,236	129,678	119,848	126,666	123,699
委託料	施設·備品管理 委託料	739	816	905	642	692	880
使用料及び賃 借料	使用料及び賃 借料	3,758	3,758	3,758	3,758	3,758	3,759
工事請負費	工事請負費	16,358	15,275	30,816	_		_
備品購入費	庁用器具費	423	442	74	_	_	_
負担金、補助 金及び交付金	負担金	_	_	332	332	332	333
償還金、利子 及び割引料	償還金	_	106	_	_	_	_
住環境整備(老人アパート)	3,871	3,910	3,849	3,818	3,788	3,875
	消耗品費	_		1	_	_	2
需用費	光熱水費	22	20	19	19	25	24
	修繕料	68	74	63	55	18	75
役務費	手数料	37	71	22	_	_	30
使用料及び賃 借料	使用料及び賃 借料	3,744	3,744	3,744	3,744	3,744	3,744
老人憩いの)家運営管理	13,182	13,433	10,683	12,945	14,380	14,076
需用費	修繕料	216	_		_	714	_
役務費	手数料	2	_		_	_	_
	業務委託料	11,437	11,920	9,209	11,775	12,181	12,544
委託料	施設·備品管理 委託料	74	82	162	81	81	101
負担金、補助 金及び交付金	補助金	1,452	1,431	1,311	1,088	1,402	1,431
一般会計	十 (合計)	1,161,179	958,514	1,230,389	918,816	960,708	970,566
家族介護組	迷続支援事業	500	200	500	400	400	500
扶助費	扶助費	500	200	500	400	400	500

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
その他	任意事業	25,226	25,118	29,460	30,714	33,513	33,257
旅費	普通旅費	1	17	_	_	_	14
需用費	消耗品費	_	l	0	_	_	_
而用負	印刷製本費	483	1	330	_	_	_
役務費	通信運搬費	35	54	84	85	1	85
1又4万貝	手数料	184	144	224	225	177	487
委託料	業務委託料	18,026	17,030	21,039	22,292	21,669	21,420
使用料及び賃	使用料及び賃		4	_			
借料	借料	_	4				
扶助費	扶助費	6,494	7,866	7,781	8,110	11,665	11,251
地域介護予防	活動支援ボラン	3,370	3,578	3,588			
ティ	ア事業	3,370	3,376	3,300			
報償費	報償金	539	721	654			
委託料	業務委託料	2,830	2,857	2,933			
重層的支援体	制整備事業繰出				1 425	1 425	1 000
金(高齢者いきがい課)					1,435	1,435	1,980
繰出金	他会計繰出金				1,435	1,435	1,980
特別会記	特別会計(合計)		28,897	33,548	32,550	35,349	35,737
É	計	1,190,276	987,412	1,263,938	951,366	996,058	1,006,303

(3) 「すこやかプラン・川越」と高齢者いきがい課の業務の関連

第四次川越市総合計画(後期基本計画)、すこやかプラン・川越、高齢者いきがい課の業務との関連性 は以下のとおりである。

第四次川越市総合計画(後期基 本計画)	すこやかプラン・川越	高齢者いきがい課の業務
P57 5.高齢者福祉の推進-2.生	P62~P64 高齢者の社会参加と	・老人クラブ活動助成
きがいづくりの充実	生きがいづくりの促進	・ゲートボール場等整備用砂給
①高齢者が住み慣れた地域で生	ア)外出支援の推進	付
きがいを持って生活していけ	イ)生きがいづくりの促進	・長寿祝い金支給
るよう、高齢者のふれあいや	ウ) 文化・教養・スポーツなどの	・金婚祝記念品贈呈
交流に関する取組を継続して	イベントや講座の実施	・健康ふれあい入浴
幅広く実施し、生きがいづく	エ)心身の健康の増進を図るた	・敬老マッサージサービス
りを支援します。	めの施設の運営	・後楽会館運営管理
②高齢者の価値観やライフスタ	オ) 就労支援	・老人憩いの家運営管理

イルの多様化に合わせた生涯	カ)ボランティア活動の推進	・介護支援いきいきポイント
学習、就労支援の充実、世代間		
交流の活動等を促進します。		
③元気な高齢者が、地域におい		
て支える側となり、楽しみな		
がら活躍できるよう、ボラン		
ティア活動等の社会参加を支		
援します。		
P57 5.高齢者福祉の推進-3.介	P94 多様なニーズに対応する	・緊急通報システム管理
護予防・生活支援の推進	支援の充実	・日常生活用具給付等
②介護や支援が必要な高齢者等	ア)さまざまなニーズに応じた	・配食サービス
の日常生活を支援する在宅福	日常生活を支援するサービス	・在宅要介護高齢者等紙おむつ
祉サービスの充実に努めま	の充実	給付
す。		・要介護高齢者手当支給
		・要介護高齢者・ひとり暮らし高
		齢者寝具丸洗い、要介護高齢者
		寝具乾燥
		・訪問理美容サービス
		・家族介護慰労金支給
		・救急情報キット配布
P57 5.高齢者福祉の推進-4.権	P85 権利保護・成年後見制度に	・中核機関事業委託
利擁護・認知症支援施策の推進	関する相談支援体制の充実	(旧:成年後見制度推進事業)
②認知症等により、財産の管理	ウ)川越市成年後見制度利用促	・法人後見事業費補助
や日常生活等に支障のある方	進計画の推進及び中核機関の	
に対する成年後見制度の充実	設置	
を図ります。		
P57 5.高齢者福祉の推進-6.居	P87 多様な住まい方の支援	・住環境整備(老人アパート)
住環境の整備・充実	ア) 多様化する高齢者の住まい	・高齢者世帯等住替家賃助成
①住宅の確保や改善等に対する	方のニーズに応じた支援の充	· 高齢者等世話付住宅生活援助
支援の充実を図ります。	実	員派遣(シルバーハウジング)
		・在宅高齢者居宅改善費助成
		・養護老人ホーム(やまぶき荘)
		施設運営管理
		・生活支援ハウス運営
		・軽費老人ホーム事務費等補助
		・家具転倒防止器具等の取付

(4) 地域福祉対策(給食サービス)

①概要

一人暮らし高齢者に対し、会食、配食の給食サービスを実施し、食生活の改善を通じ、健康の保持を図り、安否の確認や交流を行いながら在宅の生活を支え、地域福祉を促進する事業である。

②根拠法令等

·川越市地域福祉対策特別事業補助金交付要綱

③補助内容

(A)補助金交付団体

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

- (B)補助対象
 - ・地区社会福祉協議会が実施する給食サービス
 - ・地域を中心とした社会参加交流事業
- (C)補助金の額

1 食につき 270 円

④事業内容

(A)事業主体

川越市地区社会福祉協議会(21地区社協)

(B)事業の対象者

概ね65歳以上の一人暮らし高齢者等

(各地区民生委員等の推薦により対象者を決定、要件は地区社協ごとに異なる。)

(C)1 食当たりの単価

570円 (川越市 270円、市社協 100円、本人負担 200円)

(D)利用回数

月2回を限度

⑤事業の概況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
地区社協数	21	20	15	13	21
対象者数 (人)	1,548	1,609	1,130	1,123	1,445
食数(食)	18,763	18,371	12,366	12,623	18,241

⑥補助金交付状況

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
交付額	5,400	5,184	5,184	4,104	5,184
決算額	5,066	4,960	3,338	3,408	3,757
返還額	333	223	1,845	695	1,426

<実施した監査手続>

- ・補助金交付団体である社会福祉法人川越市社会福祉協議会を訪問し、担当者へ補助内容、事業内容、事業状況のヒアリングを実施した。
- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、同様のヒアリングを実施し、社会福祉法人川越市社会福祉協議会 からの実績報告書を含む関連資料を閲覧した。
- ・川越市地域福祉対策特別事業補助金交付要綱に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認 した。

以上の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(5) 生活管理指導員等派遣 (ヘルパー)

①概要

65歳以上の高齢者のうち、介護保険法に基づく要介護認定、要支援認定を受けていない者及び介護予防・生活支援サービス事業の対象者でない者で、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立などにより、社会適応が困難な方を対象に 1 週間に 1 回 1 時間以内で生活管理指導員又は生活援助員を派遣し、日常生活に関する支援・指導を行い、要介護状態への進行の予防を図り、高齢者の福祉の向上を促進する事業である。

②根拠法令等

川越市生活管理指導員等派遣事業実施要綱

③事業内容

(A)利用時間

1週につき1時間以内(原則)

(B)指導員等

生活管理指導員:日常生活に関する支援及び指導、家事に関する指導、社会への適応に関する支援及び 指導、関係機関との連絡調整

生活援助員:調理、衣類等の洗濯及び補修、住居等の掃除及び整理、生活必需品の買物、通院、買物等 の外出の援助、その他日常生活に必要な援助

(C)派遣対象

市内に住所を有する65歳以上の者のうち、介護保険法に基づく要介護認定、要支援認定を受けていな

い者及び、介護予防・生活支援サービス事業の対象者でない者で、社会適応能力が欠けていることにより 日常生活を営むことが困難であると認められる者が同居する世帯

(D)利用手続

川越市在宅福祉サービス事業利用申請書

(E)利用料

生計中心者の前年所得税額	費用負担額
生計中心有の前中所特別領	(1 時間につき)
生活保護若しくは3万円未満	無料
3万円以上6万円未満	290 円
6万円以上	580 円

(F)実施方法

社会福祉法人川越市社会福祉協議会に委託

④利用状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用者数(人)	40	39	33	30	21
新規利用者数(人)	2	4	1	4	1
延利用者数(人)	421	398	302	280	226
派遣回数(回)	1,648	1,487	1,060	1,008	840
派遣時間(時間)	1,648	1,487	1,060	1,009	840

⑤委託料の状況

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
委託料 (予算)	10,024	8,998	14,282	10,771	11,180
委託料 (決算)	8,061	8,048	9,381	9,232	9,836
利用料	176	168	187	125	96
人件費	7,828	7,750	9,024	8,885	9,479
戻入額	1,962	949	4,900	1,539	1,343

業務委託先 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

1者随意契約(平成12年度から)

[理由]

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- ・当該事業の実施要綱において委託先を社会福祉法人と定めており、市内にある社会福祉法人の中で介 護保険以外のサービスとして本事業を実施できる社会福祉法人は、川越市社会福祉協議会の他にない ため。

(単位:円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
設計金額	14,282,000	10,771,680	11,180,000
積算原価	12,983,637	9,792,437	10,163,637
予定価格	14,282,000	10,771,680	11,180,000
入札・見積書比較価格	12,983,637	9,792,437	10,163,637
契約額	14,282,000	10,771,680	11,180,000
入札額	※ 14,282,000	9,792,437	10,163,637

[※]令和2年度は消費税を含んだ金額で提出されていた。

<実施した監査手続>

- ・業務委託先である社会福祉法人川越市社会福祉協議会を訪問し、担当者へ事業内容、事業状況のヒアリングを実施した。
- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、同様のヒアリングを実施し、川越市在宅福祉サービス事業利用申 請書、派遣世帯に関する必要事項を記載した台帳その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市生活管理指導員等派遣事業実施要綱に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認し た。
- ・業務委託先の選定過程を確認するために、業務委託契約書、委託仕様書、執行伺書、業者選考書、予定 価格書、見積書、入札(見積)結果表、支出負担行為書、委託随意契約理由書[選考業者を1者とする 理由書]を閲覧した。

【意見2】生活管理指導員等派遣事業について、事業の見直しを検討すべき

生活管理指導員等派遣の新規利用者は 1 年に数人であり、利用者数は年々減少しているのにもかかわらず、社会福祉法人川越市社会福祉協議会への業務委託料は人件費の増加により、年々増加している。高齢者は年々増加しており、高齢者いきがい課の事業に必要な予算も年々増えていくと予想されることから、利用者の減少している事業については、他の事業でカバーできるかどうかも含めて見直しを検討すべきである。

(6) 介護支援いきいきポイント

①概要

この事業の対象者が市の指定する介護関連施設等において指定の活動を行った際に、その活動実績に 応じたポイントがたまり、対象者の申出に基づき、当該ポイント数に応じたものを交換することにより、 介護予防の推進及び地域貢献活動の奨励を図る。

②根拠法令等

- ・川越市介護支援いきいきポイント事業実施要綱
- ・川越市介護支援いきいきポイント事業事務要領

③委託先

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

1者随意契約(平成28年度から)

[理由]

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会は、公共性及び中立性をもって地域福祉の推進を図る組織であり、 当該事業に関する専門知識を有する職員の確保も可能であることから、川越市介護支援いきいきポイント事業実施要綱に委託先として規定されている。

(単位:円)

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
設計金額	4,610,000	3,311,000	3,331,000
積算原価	4,190,910	3,010,000	3,028,182
予定価格	4,610,000	3,311,000	3,331,000
入札・見積書比較価格	4,190,910	3,010,000	3,028,182
契約額	4,610,000	3,311,000	3,331,000
入札額	4,190,910	3,010,000	3,028,182

④対象者

市内に住所を有する65歳以上の高齢者であって、次の各事項に該当していること。

- (A)本市に居住し、住民基本台帳に記録されている者(外国人登録原票に登録されている者を含む)であること
- (B)川越市介護保険の第1号被保険者であること
- (C)介護支援いきいき活動の実施が可能な身体状況であること
- (D)市の指定する活動保険に加入していること
- (E)市が実施する事業の登録に関する研修を修了していること

⑤活動内容

- (A)レクリエーション等の指導、参加支援
- (B)施設の催事に関する手伝い(模擬店、会場設営、利用者の移動補助、芸能披露等)
- (C)散歩、外出、屋内移動の補助
- (D)話し相手、傾聴、朗読
- (E)お茶出し、食事内での配膳・下膳等の軽微な業務の補助
- (F)施設職員とともに行う軽微かつ補助的な作業 (清掃・草刈の補助、洗濯物の整理、障害者関連施設での生産活動の補助等)
- (G)その他、市長が必要と認める活動 ※オレンジカフェ運営に係る補助が該当

⑥受入機関

- (A)介護保険法または老人福祉法に基づき、開設された施設入所サービス系または通所サービス系の事業 所のうち、川越市の指定を受けた事業所
- (B)川越市の指定を受けた障害者関連施設

⑦ポイント交換内容

1時間程度の活動で 1 ポイントがたまり(1 日 2 ポイントを限度とする)、翌年度に 10 ポイント単位で 1,000 円分の活動奨励金または市の特産品、農産物と交換できる(限度額 5,000 円のため、50 ポイント以上は同額)。

⑧実施状況

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
決算額	報償費(円)	539,974	721,782	654,997	26,178	71,900
	委託料 (円)	2,830,339	2,857,079	2,933,134	2,608,947	2,624,175
運営状	登録者数(人)	449	517	508	523	513
況	新規登録者数(人)	100	75	10	19	16
	実活動者数(人)	290	314	30	34	64
	活動者総数(人)	6,104	5,868	346	825	1,052
	ポイント付与総数(ポ	8,755	8,505	606	1,130	1,478
	イント)					
	受入機関数	104	118	116	118	116
	実受入機関数	64	65	14	11	18
	ポイント交換者数(人)	169	219	205	7	18

<実施した監査手続>

- ・業務委託先である社会福祉法人川越市社会福祉協議会を訪問し、担当者へ事業内容、事業状況のヒアリングを実施した。
- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、同様のヒアリングを実施し、登録申請書、登録(変更・取消)届 出書、受入機関指定申請書、受入機関指定(変更・取消)届出書、ポイント交換申出書、対象者管理台 帳、受入機関管理台帳その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市介護支援いきいきポイント事業実施要綱、川越市介護支援いきいきポイント事業事務要領に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認した。
- ・業務委託先の選定過程を確認するために、業務委託契約書、委託仕様書、執行伺書、業者選考書、予定 価格書、見積書、入札(見積)結果表、支出負担行為書、委託随意契約理由書[選考業者を1者とする 理由書]を閲覧した。

【意見3】介護支援いきいきポイント事業について、登録者数を増やす施策を検討すべき

介護支援いきいきポイント事業の事業登録者累計数は、第四次川越市総合計画(後期基本計画)において重点項目として目標値(令和7年度に1,000人)を掲げているが、現時点ではその半数となっており、目標値を達成するための施策は検討中とのことである。確かに新型コロナウイルス感染症の流行により、登録者数は伸び悩んでいるとは思うが、介護予防の推進を図るべく目標値を達成するためには積極的なPR活動など施策を実施していくべきである。

(7) 在宅要介護高齢者等紙おむつ給付

①概要

在宅の要介護高齢者に対し、紙おむつを給付することにより本人及び家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図る。

②根拠法令等

・川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱

③給付対象者

市内に住所を有し、常時失禁の状態にあるために排せつの介護を必要としている者(施設(老人介護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(A型・B型・ケアハウス)、身体障害者更生施設、身体障害者療養施設・身体障害者授産施設、国立保養所等)に入所している者を除く)で、次のいずれかの要件を備えている者

- (A)65 歳以上で介護保険法に基づく要介護認定が要介護 4 から要介護 5 の認定を受けた者、もしくは、要介護 1 から要介護 3 の認定を受けた者のうち、認定調査票の排尿または排便の項目で一部介助または全介助に該当し、主治医意見書または川越市要介護高齢者紙おむつ受給資格証明書で尿失禁の状態にあると確認できる者
- (B)身体障害者手帳1級または2級の者
- (C)療育手帳Aまたは④の者

④給付内容

1か月あたり 5,000 円の範囲内で現物支給(超過分は自己負担)

⑤給付状況

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
利用者数(人)	1,762	1,887	1,964	2,029	2,076
延べ人数(人)	21,424	22,029	23,258	24,019	24,885
給付額	96,322	98,713	103,629	106,597	110,525

	4.70	00.450	01.000	01 105	00.501	00.000
	AB	22,670	21,828	21,437	22,501	22,090
% △	AC	23,915	25,103	26,674	26,352	26,293
給付	AD	11,534	12,381	14,599	15,535	17,175
事	AE	2,502	2,418	2,247	2,564	2,995
尹 業	AF	3,224	2,928	3,003	3,002	2,812
者	AG	26,666	27,869	29,561	31,217	32,848
111	AH	2,638	2,518	2,624	2,540	2,249
	AI	3,170	3,664	3,480	2,882	4,059

利用者が給付事業者を選定する。

<実施した監査手続>

- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施し、川越市在宅福祉サービス事業利用申請書、給付台帳その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業実施要綱に基づいて、当該事業が実施されているかどう かを確認した。
- ・業務委託先の選定過程を確認するために、事業協定書、仕様書、事業者指定申請書、見積書を閲覧した。

【意見4】在宅要介護高齢者等紙おむつ給付事業について、給付対象者や給付内容の見直しを検討すべき

高齢者人口の増加とともに給付額も年々増加しており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、 財政負担の増大により事業を継続することが困難となるおそれがある。そのため、持続可能な事業とし て運営していくためには給付対象者の見直し、給付限度額の見直し、所得制限の設定等を検討すべきで ある。

(8) 要介護高齢者手当支給

①概要

身体上または精神上の障害があるために日常生活を営むことに著しい支障のある高齢者に対し、要介 護高齢者手当を支給することにより、高齢者の福祉の増進を図る。

②根拠法令等

- 川越市要介護高齢者等手当支給条例
- ·川越市要介護高齢者等手当支給条例施行規則

③対象者

- (A)市内に住所を有する 65 歳以上の介護を要する高齢者
- (B)介護保険法に基づく要介護認定の要介護3から5の認定を受けた者
- (C)以下に定める施設に入所していないこと

- · 指定介護老人福祉施設
- · 介護老人保健施設
- ・指定介護療養型医療施設(病院の「介護療養型」病床への入所)
- ・軽費老人ホーム (A型・B型及びケアハウス)、養護老人ホーム
- ・身体障害者福祉法・生活保護法等で定める施設
- · 介護医療院
- (D)以下に定める介護保険法の規定による居宅サービスまたは地域密着型サービスの給付を受けていないこと
 - ・特定施設入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)
 - ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - ・地域密着型特定施設入居者生活介護(小規模介護付有料老人ホーム等)
 - ·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

④支給額

要介護高齢者 月8,000円

⑤支給月

4月末 (12・1・2・3月分)、8月末 (4・5・6・7月分)、12月末 (8・9・10・11月分)

⑥支給状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
受給者数 (人)	3,623	3,611	3,620	3,765	3,893
延べ受給者数(人)	29,850	30,007	30,313	31,684	32,716
総支給額(千円)	238,800	240,056	242,504	253,472	261,728

<実施した監査手続>

- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施し、受給資格認定申請書、 受給資格認定通知書、受給資格消滅通知書その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市要介護高齢者等手当支給条例、川越市要介護高齢者等手当支給条例施行規則に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認した。

【意見5】要介護高齢者手当支給について、支給対象者や支給額の見直しを検討すべき

高齢者人口の増加とともに支給額も年々増加しており、今後もその傾向が続くと見込まれることから、 財政負担の増大により事業を継続することが困難となるおそれがある。そのため、持続可能な事業とし て運営していくためには支給対象者の見直し、支給額の見直し、所得制限の設定等を検討すべきである。

(9) 中核機関事業委託(旧:成年後見制度推進事業)

①概要

認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者などの判断能力の不十分な人が、成年後見制度を適切に利用できるしくみづくりを進めるために、地域福祉の視点から市民が後見業務の新たな担い手として適切に活動できるよう支援し、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とする。

②根拠法令等

- ・老人福祉法第32条の2
- ·川越市市民後見推進事業実施要綱

③川越市成年後見センター (愛称:こうけん♡かわごえ)

令和3年4月に社会福祉法人川越市社会福祉協議会内に川越市成年後見センターを開設。社会福祉法人川越市社会福祉協議会に業務を委託し、広報、相談、講座等を実施している。令和4年度は受任者調整機能、後見人支援機能についての協議を進める。

また、令和4年度より、川越市成年後見センター協議会を立ち上げ、地域連携ネットワークの構築を進めていく。

(事業内容)

- ・成年後見制度に関する広報、普及啓発
- ・成年後見制度に関する相談対応及び成年後見制度の利用支援
- ・後見制度の担い手の育成
- ・受任調整等の支援
- 後見人等支援
- ・地域連携ネットワークにおける協議会の事務局

(川越市成年後見センター運営委員会)

社会福祉法人川越市社会福祉協議会が、川越市成年後見センター運営委員会を設置し、有識者、福祉関係者、成年後見人等を受任している専門職等による検討を行った。

- ・令和3年度 2回開催
- · 令和 4 年度 4 回開催

(川越市成年後見センター協議会)

権利擁護を必要とする者に対し、法律、福祉の専門職が、支援を行うための体制づくりを進める目的で開催する。学識経験者、専門職団体代表者、地域包括支援センター、障害者総合相談支援センター等から構成される。

· 令和 4 年度 2 回開催

※令和 2 年度までは市民後見推進事業検討委員会(有識者、福祉関係者、成年後見人等を受任している

専門職等による委員会)を設置していた。年に複数回開催。

④実施状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
一般相談 (件)	75	126	145	363	629
弁護士相談(件)	25	30	29	45	32
(専門職相談)					
市民後見人公開講座(回)	2			_	1
上記参加者数(人)	93		_	_	70
市民後見人養成講座 (回)	_		_	_	_
修了者数(人)	_			_	_
入門講座 (回)	_		2	7	8
上記参加者数(人)	_		32	94	66
応用講座 (回)	_		_	_	4
上記参加者数(人)	_			_	47
フォローアップ研修 (修了	8	5	1	1	2
者向け)(回)					
フォローアップ研修 (登録	_	1	_	_	_
者向け)(回)					
フォローアップ研修受講	134	57	3	4	34
者数 (人)					
川越市市民後見人候補者	27	22	22	22	19
登録人数 (各年度末時点)					
(人) ※					
市民後見人(人)		_		_	

※市民後見人候補者について

- ・平成30年度から令和4年度までの新規市民後見人候補者登録人数は0人である。
- ・市民後見人候補者へは社会福祉法人川越市社会福祉協議会が、毎年フォローアップ研修を実施し、その際に情報共有を行っている。また、2年ごとに登録を更新するかの意向確認を行い、名簿を更新している。記録については、必要に応じて作成し、社会福祉法人川越市社会福祉協議会で保管している。

⑤業務委託

業務委託先 社会福祉法人川越市社会福祉協議会

1者随意契約(令和3年度から)

[理由]

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
- ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会は、公共性及び中立性をもって地域福祉の推進を図る組織であり、

日常生活自立支援事業及び法人後見事業の実績があり、当該事業に関する専門知識を有する職員の確保も可能であるため。

(単位:円)

	R3 年度	R4 年度
設計金額	12,038,000	21,732,000
積算原価	10,943,636	19,756,364
予定価格	12,038,000	21,732,000
入札・見積書比較価格	10,943,636	19,756,364
契約額	12,038,000	21,732,000
入札額	10,943,636	19,756,364

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
委託料	5,688	4,323	5,503	10,166	20,325

<実施した監査手続>

- ・業務委託先である社会福祉法人川越市社会福祉協議会を訪問し、担当者へ事業内容、事業状況のヒアリングを実施した。
- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、同様のヒアリングを実施し、川越市成年後見センター運営委員会 議事録、川越市成年後見センター協議会議事録その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市市民後見推進事業実施要綱に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認した。
- ・業務委託先の選定過程を確認するために、業務委託契約書、委託仕様書、執行伺書、業者選考書、予定 価格書、見積書、入札(見積)結果表、支出負担行為書、委託随意契約理由書[選考業者を1者とする 理由書]を閲覧した。

【結果1】市民後見人候補者とは毎年度面談を実施し、記録を残すべき

川越市市民後見推進事業実施要綱第 6 条第 2 項において、社会福祉法人川越市社会福祉協議会は毎年度、名簿に登録のある市民後見人候補者と面談し、当該市民後見人候補者の心身の状態等を確認することと規定されているが、2 年ごとに登録を更新するかの意向確認のみで、面談は特に実施していないとのことである。市民後見人候補者が後見業務を適切に活動するためには、市民後見人候補者の心身の状態を確認することは重要なことであり、また川越市市民後見推進事業実施要綱にも毎年度、市民後見人候補者と面談することを規定していることから、規定に従い実施すべきである。そして、面談内容は市民後見人として選任する際の判断材料となる重要な情報であることから記録として残すべきである。

【意見6】成年後見制度のさらなる推進を図るべき

令和 3 年度から中核機関事業として川越市成年後見センターを設けて、成年後見制度の推進を図って おり、成年後見制度に関する一般相談件数も令和 2 年度に比べて増加しているが、後見業務の新たな担 い手として期待される川越市市民後見人候補者登録人数は減少しており、成年後見制度の利用促進までは至っていないように感じられる。高齢者人口は年々増加しており、今後もその傾向が続くと予想されるなかで、成年被後見人に該当する対象者も増加すると予想されることから、その担い手である川越市市民後見人の積極的な活動支援を含め、成年後見制度の利用促進を積極的に図っていくべきである。

(10) 軽費老人ホーム事務費等補助

①概要

軽費老人ホームを運営する社会福祉法人が入所者から徴収すべきサービスの提供に要する費用の一部を免除した場合、サービスの提供に要する費用の減免分を補助し、利用者の経済的負担を軽減する。

②根拠法令等

・川越市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱

③補助金の内容

(A)補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成2年5月9日厚生労働省令第107号)」、「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成20年5月30日老発0530002号)」及び「川越市軽費老人ホーム利用料等取扱基準(令和2年4月1日施行)」に基づき徴収すべきサービスの提供に要する費用のうち、社会福祉法人が減免した経費とする。

サービスの提供に要する費用とは、次に掲げるものに充当する経費をいう。

職員の俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費、及び備品購入費等並びに人件費積立金、修繕費積立金、備品等購入積立金、本部経理区分繰入金

(B)補助対象外軽費

- ア. 施設整備に係る経費、固定資産の価値が増加するような改良、拡張に係る経費並びに借入金の元金 及び利息の償還に要する経費
- イ. その他施設運営のためのサービスの提供に要する費用として認められない経費

(C)補助額

補助金の額は、サービスの提供に要する費用実支出額と設備運営基準等に定めるサービスの提供に要する費用の年間合算額とを比較し、いずれか少ない方の額から、本人からのサービスの提供に要する費用徴収額を控除して得た額(減免額)とする。

サービスの提供に要する費用(単価)の推移

(単位:円)

施設名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
AJ	130,232	130,232	131,013	129,825	132,018

AK	55,144	55,144	55,935	55,935	56,925
AL	105,261	105,261	104,934	106,896	106,667

④補助対象施設

社会福祉法人 AM「AJ」昭和 53 年 8 月 1 日設立 収容人員 50 人 軽費老人ホーム A 型

社会福祉法人 AN「AK」平成 7 年 10 月 20 日設立 収容人員 87 人 ケアハウス

社会福祉法人 AO「AL」平成 10 年 4 月 1 日設立 収容人員 15 人 ケアハウス

軽費老人ホーム A 型は、60 歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60 歳以上)で、かつ、利用者の生活に充てることのできる資産、所得、仕送り等の収入が利用料の2倍(月およそ34万円)程度以下のものであって、身寄りのない者または家庭の事情等によって家族との同居が困難な者を入所させる施設である。

ケアハウスは、60歳以上(夫婦の場合、どちらか一方が60歳以上)で、かつ、身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者を低額な料金で利用させる施設である。

⑤補助金交付状況

(単位:千円)

施設名	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
AJ	67,886	68,393	68,191	68,772	70,554
AK	35,089	28,613	34,160	35,249	37,157
AL	12,897	10,607	10,507	10,550	11,390
合計	115,873	107,615	112,860	114,572	119,103

⑥施設利用料

(軽費老人ホーム A 型)

食費等の生活費分は全額自己負担であるが、サービスの提供に要する費用分は入所者の所得に応じて 負担する。

(ケアハウス)

食費等の生活費分及び家賃相当の管理費分は全額自己負担であるが、サービスの提供に要する費用分は入所者の所得に応じて負担する。

<実施した監査手続>

- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施し、申請書、事務費算定 調書、実績報告書、補助金概算払請求書その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用補助金交付要綱に基づいて、当該事業が実施されているかどうかを確認した。

以上の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(11) 後楽会館運営管理

①概要

老人福祉法に定める老人福祉センターである西後楽会館の運営管理を実施する事業である。老人福祉センターは、無料または低額の料金で、高齢者に関する各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための場を提供する施設である。

②根拠法令等

- ・川越市老人福祉センター設置及び管理条例
- ・川越市老人福祉センター管理規則

③施設の概要

(A)運営開始

昭和54年7月10日

(B)建物構造

鉄筋コンクリート造 平屋建て

(C)敷地面積

 $7,142 \text{ m}^2$

(D)建物面積

1,664 m²

- (E)開館時間
 - 9時30分から16時まで

浴室の利用

10 時から 15 時 30 分まで

カラオケの利用

10 時から 15 時 30 分まで

(F)休館日

- 毎週月曜日
- ・国民の祝日(敬老の日は開館) ※月曜日が国民の祝日(敬老の日は除く)に重なった場合は、その翌日(火曜日)も休館となる。
- ・年末年始(12月29日から1月3日まで)

(G)利用料及び利用手続き

	60歳以上の方 心身障害者及びその介助者 母子家庭の母子		中学生~60 歳未満の方		
	利用料 利用手続き		利用料	利用手続き	
川越市在住	無料	受付で利用証を提示	200 円		
坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川	無料	受付で利用申請書に	200 III	受付で利用申請書に	
島町・毛呂山町・越生町に在住	無作	記入し提出	200 円		
上記以外の方	200 円	受付で利用申請書に	400 円	記入し提出	
工能以外の刀	200]	記入し提出	400]		

※小学生以下は無料

利用手続きは川越市老人福祉センター管理規則第五条に規定されている。

- 第五条 センターの利用の許可を受けようとする者は、川越市老人福祉センター利用申請書(様式第二号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その利用目的及び内容を検討し、適当と認める者には利用の許可をし、川越市老人福祉センター利用許可書(様式第三号)を交付するものとする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、利用証の交付を受けている者については、センターの利用をする際に 利用証を提示することにより、市長の利用の許可があったものとみなす。
- ※指定管理者が指定管理業務を行う場合には、「市長」を「指定管理者」に読み替える。

(川越市老人福祉センター管理規則第十二条)

(H)指定管理者

社会福祉法人川越市社会福祉協議会

(選定過程)

契約期間 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで

申請者 2者 (社会福祉法人川越市社会福祉協議会、社会福祉法人 AP)

審査結果

	社会福祉法人	社会福祉法人	
	川越市社会福祉協議会	AP	
価格点(配点 180)	180	167	
提案点(配点 420)	282	288	
総合計点(配点 600)	462	455	

④利用状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
開館日数(日)		267	183	296	293
利用団体数		78	_	_	_
団体(人)		4,589			_

個人 (人)	49,242	4,646	7,156	9,321
合計(人)	53,831	4,646	7,156	9,321
1日平均(人)	202	25	24	32

[※]平成30年度は耐震補強等工事のため休館

⑤指定管理料の推移

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額		74,978	73,876	52,174	76,133
決算額		62,505	40,895	42,653	51,338
戻入額		12,472	32,980	9,520	24,794

(精算について)

- ・修繕費は余剰金が生じた場合、精算する。
- ・人件費及び委託費(建物、各種機器等の保守・点検料等を含む)は過分な余剰金が生じた場合、協議の 上、精算することができる。
- ・光熱水費は、過分な余剰金が生じた場合又は使用料単価の著しい変動による支払い不足が生じる場合 (通年の使用量の場合に限る。)は、協議の上、精算することができる。
- ※予算と決算に大きな差異が生じているが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により団体送迎バスや地区巡回バスの運行をしていなかったためである。

⑥土地賃借料

(A)西後楽会館用地

川越市大字笠幡字塚東 3570 番 1 2,564 ㎡

川越市大字笠幡字塚東 3573 番 1,889 m²

 $2,564 \text{ m}^2 \times 102.18$ 円 $\times 12$ カ月= 3,143,800 円

 $1,889 \text{ m}^2 \times 102.18$ 円 $\times 12$ カ月= 2,316,200 円

会館用地合計 4,453 ㎡ 年額合計 5,460,000 円

(B)西後楽会館駐車場用地

川越市大字笠幡字塚東 3577 番 1 2,425 ㎡

 $2,425 \text{ m}^2 \times 94.73$ 円 × 12 カ月 = 2,756,600 円

⑦東後楽会館建物管理

東後楽会館は平成30年度末で閉館している。東後楽会館を西後楽会館に集約するため、平成30年度 に西後楽会館の改修工事を実施した。改修工事で活用した「公共施設等適正管理事業債(集約化・複合化 事業)」の条件として、東後楽会館建物を令和5年度末までに除却または売却することが必要となった。

[※]令和2年度から令和4年度までは新型コロナウイルス感染症の影響により団体申込の受付停止

東後楽会館建物は解体する方針として、以下のスケジュールに基づき事務を進めている。

令和3年度 アスベスト調査

令和4年度 解体工事設計業務委託

令和5年度 解体工事

旧川越市老人福祉センター東後楽会館解体工事

【請負業者】 AQ

【契約金額】 88,003,300 円

【選定方法】 一般競争入札 入札参加者は6者

3者は最低制限価格を下回って無効、残り3者は入札額が同額により電子くじで決定 設計金額 95,656,000 円 予定価格 95,656,000 円 最低制限価格 88,003,300 円

<実施した監査手続>

- ・西後楽会館に訪問し、運営管理している社会福祉法人川越市社会福祉協議会の担当者と高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施、施設内の視察及び川越市老人福祉センター管理規則に規定されている「川越市老人福祉センター利用証(様式第一号)」「川越市老人福祉センター利用許可書(様式第三号)」を確認した。
- ・川越市老人福祉センター設置及び管理条例、川越市老人福祉センター管理規則に基づいて、当該事業が 実施されているかどうかを確認した。
- ・指定管理者の選定過程を確認するために、選定過程の関連資料を閲覧した。また、指定管理料の精算状況を確認するために、「川越市老人福祉センター西後楽会館指定管理料精算項目に関する精算書」「川越市老人福祉センター西後楽会館の管理に関する(年度)協定書」「指定管理事業報告書」を閲覧し、その内容を確認した。
- ・西後楽会館の土地賃借料の決定過程に関する資料を閲覧し、その内容を確認した。
- ・東後楽会館建物管理と解体工事に関連する資料を閲覧し、その内容を確認した。

【結果 2】川越市老人福祉センター利用証の様式について、川越市老人福祉センター管理規則に規定されている様式によるべき

西後楽会館で実際に利用者へ配布している川越市老人福祉センター利用証と川越市老人福祉センター 管理規則に規定されている川越市老人福祉センター利用証を確認したところ、両者の様式が異なっていた。規則で規定されている場合にはそれに従うべきであり、規則と異なる運用のほうが効率的に実施できるようであれば、効率的に運用できるよう規則の方を変更すべきである。

【結果3】川越市老人福祉センター管理規則に規定されている利用手続にしたがうべき

川越市老人福祉センター管理規則第4条及び川越市老人福祉センター設置及び管理条例第4条により、市内在住の無料利用者が川越市老人福祉センターを利用する場合には川越市老人福祉センター利用証の交付を受けることになる。他方、市外在住の者の利用手続きについては、同規則第5条に規定されており、実際には川越市老人福祉センター利用申請書と川越市老人福祉センター利用許可書が2枚複写式と

なっており、川越市老人福祉センター利用申請書に記入して提出すると、2枚目の川越市老人福祉センター利用許可書の交付を受けることになっている。

そして、上記規則によると市外在住の無料利用者(坂戸市・鶴ヶ島市・日高市・川島町・毛呂山町・越生町在住の者)は、川越市老人福祉センター利用申請書を提出し、川越市老人福祉センター利用許可書の交付を受けることになっているが、実際は川越市老人福祉センター利用申請書のコピーに記入して提出するのみとなっている。これは、市外在住の無料利用者は利用回数が多いため、手続きを簡略化するために上記の運用になっているとのことである。また、市外在住の無料利用者は利用のたびに川越市老人福祉センター利用申請書を提出するため、毎年その書類の量は膨大となり、非効率であるとのことである。

規則で規定されている場合にはそれに従うべきであり、規則と異なる運用のほうが効率的に実施できるようであれば、効率的に運用できるよう規則の方を変更すべきである。

【意見7】西後楽会館について、土地賃借料の単価の見直しを実施すべき

現在の土地賃借料は平成 15 年度から変わらず、西後楽会館用地は月額単価 102.18 円/㎡、西後楽会館駐車場用地は月額単価 94.73 円/㎡である。令和 3 年 4 月に土地賃貸借契約の更新を実施しているが、その更新時に作成された土地賃借料算定調書によると、西後楽会館用地の月額単価は 48.15 円/㎡、西後楽会館駐車場用地の月額単価は 19.26 円/㎡となっている。1 ㎡当たりの土地単価が土地賃借料算定調書に基づかない理由として、当該土地単価は、土地所有者との過去の交渉経緯で常に増額を要望され、同一額での契約についても長期間の説得を要したため、同単価での契約を継続しているとのことである。しかし、平成 15 年度と比較して土地単価が半分以下になっているため、他の賃貸人との公平性の観点から土地賃借料の減額について見直しをする必要があると考える。

(12) 養護老人ホーム (やまぶき荘) 施設運営管理 汚水処理施設管理

①概要

65 歳以上の者であって、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者を対象とする施設である養護老人ホーム(やまぶき荘)の運営管理を実施する事業

※経済的理由(老人福祉法施行令第6条)

- (A)生活保護法による保護を受けていること
- (B) 当該 65 歳以上の者及びその者の生計を維持している者が、市町村民税所得割の額がないこと
- (C)災害その他の事情により当該 65 歳以上の者の属する世帯の生活の状態が困窮していると認められる こと

②根拠法令等

- ・老人福祉法第11条第1項第1号
- ・川越市養護老人ホーム条例
- ・川越市養護老人ホーム条例施行規則
- ・川越市老人ホーム入所判定委員会条例

③施設の概要

所在地 川越市笠幡 3590 番地 2

用地面積 7,025 m²

建物面積 3,065 ㎡

認可年月日 昭和58年10月1日

定員 100 名 (二人部屋 50 室)

借地面積 3,065 ㎡

借地料 年 3,758,100 円 (月単価 102.18 円/㎡)

指定管理者 社会福祉法人 AR

(選定過程)

契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

非公募

(非公募の理由)

入所施設であるため、入所者の状況を把握している社会福祉法人 AR により継続して管理運営を行うことで、入所者の精神的負担に配慮する必要がある。

当施設は昭和31年に川越養老園として設立されて以来、当初の設置者でもある社会福祉法人ARにより適正な施設運営が行われており、地域福祉への貢献も評価されるため、非公募として社会福祉法人ARを随意指定した。

※平成24年6月に川越市が定めた「指定管理者の導入及び運用に係るガイドライン」において、指 定管理者の選定は、原則公募によるものとされ、相当程度の合理性が認められる場合に限定して随 意指定が認められている。

例) 福祉施設等で、指定管理者の変更が住民に大きな負担を強いる場合など。

④入所状況

(単位:人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
市内	45	37	38	36	36
市外	26	23	19	22	21
合計	71	60	57	58	57

⑤指定管理料の推移

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額	154,983	150,699	146,350	128,167	132,122
決算額	148,650	134,415	122,985	119,594	126,405
戻入額	6,332	16,283	23,364	8,572	5,717

指定管理料については、年度終了後、速やかに精算するものとし、精算の結果、支払われた指定管理料

の残額が生じたときは、発注者の指定する方法により返還する。

⑥やまぶき荘等汚水処理施設管理

やまぶき荘等汚水処理施設は、処理地域の本下水化に伴い、令和2年11月に処理施設機能を廃止しているが、施設建物は解体していないため、その管理を行っている。

やまぶき荘等汚水処理施設の敷地は隣接する旧西清掃センター跡地と合わせて公園整備することを検討しており、施設建物の解体は起債活用が可能となる公園整備と合わせて処理を行う予定である。

<実施した監査手続>

- ・川越市養護老人ホームやまぶき荘に訪問し、運営管理している社会福祉法人 AR の担当者と高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施、施設内を視察した。
- ・川越市養護老人ホーム条例や川越市養護老人ホーム条例施行規則等の諸規則に基づいて運営がなされているかどうか、その内容を確認した。
- ・指定管理者の選定過程を確認するために、選定過程の関連資料を閲覧した。また、指定管理料の精算状況を確認するために、「指定管理料精算書」「川越市養護老人ホームやまぶき荘の管理に関する(年度)協定書」「指定管理事業報告書」を閲覧し、その内容を確認した。
- ・川越市養護老人ホームやまぶき荘の土地賃借料の決定過程に関する資料を閲覧し、その内容を確認した。
- ・令和2年11月で終了したやまぶき荘等汚水処理施設の状況について、高齢者いきがい課担当者へヒアリングを実施した。

【意見8】養護老人ホームやまぶき荘について、土地賃借料の単価の見直しを実施すべき

現在の土地賃借料は平成 15 年度から変わらず、川越市養護老人ホームやまぶき荘用地は月額単価 102.18 円/㎡である。令和 3 年 4 月に土地賃貸借契約の更新を実施しているが、その更新時に作成された土地賃借料算定調書によると、川越市養護老人ホームやまぶき荘用地の月額単価は 68.80 円/㎡となっている。1 ㎡当たりの土地単価が土地賃借料算定調書に基づかない理由として、当該土地単価は、土地所有者との過去の交渉経緯で常に増額を要望され、同一額での契約についても長期間の説得を要したため、同単価での契約を継続しているとのことである。しかし、平成 15 年度と比較して土地単価が下がっており、他の賃貸人との公平性の観点から土地賃借料の減額について見直しをする必要があると考える。

(13) 老人憩いの家運営管理

①概要

高齢者に対して、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、もって高齢者の心身の健康の増進を 図る。

②根拠法令等

- ・老人憩の家の設置運営について(昭和40年4月5日社老第88号厚生省社会局長通知)
- ・川越市老人憩いの家条例

・川越市老人憩いの家条例施行規則

③事業内容

- (A)教養の向上(老人大学、講演会、講習会、読書等)
- (B)レクリエーション (囲碁、将棋、芸能)
- (C)老人クラブに対する援助

④設置基準及び施設概要

延床面積 495 m²以内

(A)小ヶ谷老人憩いの家

所在地番 川越市大字小ヶ谷字藪合 159-17 他

敷地面積 768.92 m²

構造 鉄骨造り2階建て

床面積 496.18 ㎡のうち 248.09 ㎡

開設 平成8年4月

利用定員 75人

(B)高階北老人憩いの家

所在地番 川越市砂新田1丁目16-1

敷地面積 139 ㎡大走り部分社会教育と共用

構造 鉄筋コンクリート造り2階建て

床面積 120.40 ㎡

開設 平成8年4月

利用定員 36人

(C)川越駅東口老人憩いの家

所在地番 川越市菅原町 23-10

敷地面積 複合施設クラッセ川越の一部

構造 鉄筋コンクリート造り6階建て

床面積 42.35 ㎡ 3 階の一部

開設 平成14年7月

利用定員 24人

⑤利用対象等

(利用対象)

- (A)市内に住所を有する 60 歳以上の者
- (B)老人の福祉の増進を目的とする公共団体、公共的団体(自治会等) (利用時間)

午前9時から午後4時30分まで(小ヶ谷・高階北) 午前9時30分から午後5時30分まで(川越駅東口) (休館日)

毎週火曜日・年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日 (利用手続き)

個人は利用者名簿に記入 団体は利用申請書を提出

(利用料) 無料

⑥利用状況

(単位:人)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
小ヶ谷	7,094	6,589	451	1,329	2,163
高階北	4,004	3,981	348	1,183	1,301
川越駅東口	2,718	2,118	22	131	320
合計	13,816	12,688	821	2,643	3,784

- ※令和元年度及び令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月 2 日から令和 2 年 5 月 31 日まで休館
- ※令和3年度は、クラッセ川越の冷暖房設備等改修工事に伴い、令和3年11月30日から令和4年2月 1日まで臨時休館(川越駅東口老人憩いの家のみ)
- ※令和4年度は、高階北老人憩いの家空調設備修繕の実施に伴い、令和5年1月4日から令和5年1月 23日まで臨時休館(高階北老人憩いの家のみ)

⑦指定管理者

公益社団法人川越市シルバー人材センター

(選定過程)

契約期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで 申請者 1者 公益社団法人川越市シルバー人材センター 審査結果

	公益社団法人川越市 シルバー人材センター
価格点 (配点 180)	180
提案点 (配点 270)	190
総合計点(配点 450)	370

※提案点 270 点の 6 割 (162 点)を上回ったため指定管理者に決定

指定管理料の推移

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算額	11,437	11,920	11,752	11,775	12,544
決算額	11,437	11,920	9,209	11,775	12,181
戻入額	_	_	2,542	_	362

(精算について)

- ・修繕費は余剰金が生じた場合、精算する。
- ・人件費及び委託費(建物、各種機器等の保守・点検料等を含む)は過分な余剰金が生じた場合、協議の 上、精算することができる。
- ・光熱水費は、過分な余剰金が生じた場合又は使用料単価の著しい変動による支払い不足が生じる場合 (通年の使用量の場合に限る。) は、協議の上、精算することができる。

<実施した監査手続>

- ・高齢者いきがい課の担当者に対して、事業内容、事業状況のヒアリングを実施し、利用許可申請書、利 用許可書、利用者名簿その他関連資料を閲覧した。
- ・川越市老人憩いの家条例、川越市老人憩いの家条例施行規則に基づいて、当該事業が実施されているか どうかを確認した。
- ・指定管理者の選定過程を確認するために、選定過程の関連資料を閲覧した。また、指定管理料の精算状況を確認するために、「川越市老人憩いの家指定管理料に関する精算書」「川越市老人憩いの家の管理に関する(年度)協定書」「指定管理事業報告書」を閲覧し、その内容を確認した。

以上の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

2. 高齢者福祉の推進<その2> (地域包括ケア推進課)

(1) 地域包括ケア推進課の業務

①概要

地域包括ケア推進課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<計画担当>

- ・地域包括ケアの推進に関すること
- ・高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること

<地域包括担当>

- ・地域包括支援センターに関すること
- ・高齢者の介護予防及び認知症予防に関すること
- <福祉相談センター>
- ・高齢者やその家族、また相談先が不明な場合等の相談
- ・高齢者虐待の防止及び養護者の支援
- · 認知症総合支援

厚生労働省は 2025 年(令和 7 年)を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築を推進している。

そのため、地域包括ケアシステムは保険者である市町村や都道府県が地域の自主性や主体性に基づき、 地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

②川越市の地域包括ケアシステム

川越市では、「すこやかプラン・川越ー川越市高齢者保健福祉計画・第7期川越市介護保険事業計画ー」 (平成30年度~令和2年度)においては地域包括ケアシステムの構築に向けた取組が行われ、現在運用 されている「すこやかプラン・川越ー川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画ー」 (以下、「すこやかプラン・川越」)(令和3年度~令和5年度)では、川越市の実情に応じた「地域包括 ケアシステム」のさらなる深化と推進を図り、「地域共生社会」の実現を目指すための取組が行われている。

下図は川越市が目指す地域包括ケアシステムのイメージ図である(「すこやかプラン・川越 | より抜粋)。



③地域包括ケア実現のための中核的役割をなす地域包括支援センターについて

地域包括ケアシステムは、介護等が必要になっても、地域の実情に応じて高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるよう、住まい、医療、介護、生活支援・介護予防が切れ目なく一体的に提供されることを目指している。そのため地域包括ケアシステムは概ね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域を単位とすることが想定されており、この地域包括ケア実現に向けて中核的な役割をなす機関として地域包括支援センターが存在する。

地域包括支援センターは各市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とされている(介護保険法第 115 条の 46 第 1 項)。なお、地域包括支援センターの設置方法は運営形態とセンターの類型の組み合わせにより自治体ごとに異なる。

• 設置体制

方式	内容	川越市
直営方式	市町村がすべての地域包括支援センターを直営する方式	_
委託方式	市町村がすべての地域包括支援センターを社会福祉法人や医療	
	法人、民間企業などに委託する方式	O
直営+委託	直営と委託の地域包括支援センターで構成される方式	_

• 設置形態

類型	内容	川越市
基幹型	基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や介護予防ケアマ	
	ネジメント及び地域ケア会議等の後方支援などの機能を有する	_
	センター	
機能強化型	権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野におい	
	て他のセンターを支援するセンター	
サブセンター	本体のセンターと一体的に包括的支援事業を実施する支所	0
		(分室)
ブランチ	本体のセンターと連携のもと、地域住民の身近な所で相談を受	
	け付け、センターにつなぐための窓口	

(厚生労働省ホームページより当監査人が一部加工抜粋)

川越市では、現在 14 の日常生活圏域を設定した上で、9 つの地域包括支援センターと 2 か所の分室、機能強化型地域包括支援センターが設置されており、いずれも外部に委託する方式を採用している。

名称	担当圏域	支会名	委託先
きた	本庁第1、山田	第1、第2、第4、山	社会福祉法人 AN
		田	
中央ひがし	本庁第2	第5~第8	社会福祉法人 AA
中央にし	本庁第3	第3, 第9、第10	一般社団法人 AS
ひがし	芳野、古谷、南古谷	芳野、古谷、南古谷	社会福祉法人 AN
ひがし分室			
たかしな	高階	高階	医療生協 AT
みなみ	本庁第2、福原	第11、福原	医療法人 AU
だいとう	大東	大東	社会福祉法人 AN
かすみ	霞ケ関、川鶴	霞ケ関、川鶴	医療法人 AV
にし	霞ケ関北、名細	霞ケ関北、名細	医療法人 AW
にし分室			
機能強化型*1	_	_	一般社団法人 AS

^{*1:}川越市においては、市が実施する介護予防事業の強化を図るために地域包括支援センターに理学療法

士を配置し、市内全域において介護予防支援に関する活動を行っている。

・地域包括支援センターの事業

地域包括支援センターでは、地域支援事業のひとつである包括的支援事業と指定介護予防支援事業が必須事業となっている。また、これら以外に市町村が委託できるその他の事業として、地域支援事業の中の任意事業と厚生労働省が定める事業がある。

川越市においては、必須事業に加えて一般介護予防事業と認知症総合支援事業が地域包括支援センターにおける主な業務となっている。

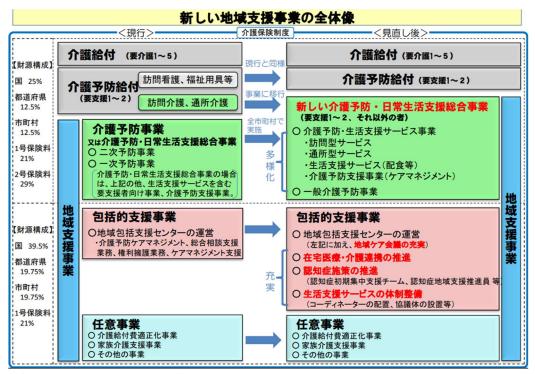
■川越市が地域包括支援センターに委託している主な業務

	包	L 括的支援事業	
		総合相談支援事業	住民の各種相談を幅広く受けて、制度横断的に支援を実施する。
		権利擁護事業	成年後見制度の活用促進や高齢者虐待への対応などを行う。
		介護予防ケアマネジ	事業対象者や要支援認定者に対する介護予防ケアプランの作成などを
必		メント事業	行う。
必須		包括的・継続的ケアマ	地域ケア会議等を通じた自立支援型ケアマネジメントの支援やケアマ
須		ネジメント支援業務	ネジャーへの日常的な個別指導・相談、支援困難事例等への指導・助言
			を行う。
	指	定介護予防支援事業	介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス
			等の適切な利用等を行うことができるよう、予防給付に関するケアマ
			ネジメントを行う。
	総	合事業	
		一般介護予防事業	介護予防に資する知識の普及啓発を行う介護予防普及啓発事業や住民
任			主体の通いの場の活動を支援する地域介護予防活動支援事業などを行
意			う。
思	包	l括的支援事業	
		認知症総合支援事業	認知症地域支援推進員を配置し、地域における支援体制の構築と認知
			症ケアの向上を図る。

④川越市の地域包括ケアシステム推進における主な取組状況

介護保険法では、被保険者が要介護状態・要支援状態になることを防止するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的に各市町村が地域支援事業として行うことが求められている。

そして平成 27 年度からは各市町村においては地域包括ケアシステムの構築に向けて、主として「介護 予防・日常生活支援総合事業」、「生活支援体制整備事業」、「在宅医療・介護連携推進事業」、「認知症総合 支援事業」の 4 事業が展開されている。各市町村は地域の特性や利用者の状況に応じて各事業を実施す ることになるが、医療・介護の専門職、民間企業やボランティア団体、NPO 法人など多種多様な地域資 源も含めて地域全体で高齢者を支援する体制を構築する必要がある。



(厚生労働省 HP より抜粋)

川越市ではこれらを踏まえ地域包括ケアシステムの推進に向けた取組として次頁に記載されている枠組みの下で各種事業を展開している。

地域包括ケアにおける中核的役割を担う地域包括支援センターをはじめ、地域の様々な関係機関や人々が相互に連携して、多様な状況にある高齢者一人ひとりの生活を支え、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けるようにするために、市だけの取組でなく関係機関の連携強化にも取り組んでいる。また、医療と介護の両方が必要となっても、在宅で一体的にサービスが受けられるよう医療と介護サービスの連携の強化に取り組み、地域全体の力で高齢者とその家族等の介護者を支える体制の充実を図っている。

【川越市の地域包括ケアシステムの推進における主な取組状況】(�ヤɜヌਞイヨ| ||現在)

》和3年(2021年)11月8日(月) 8.2四川処布介護保険事業計画等審議会

資料

「住まい」「医療」「介護」「生活 本市の地域包括ケアシステムは、第7期計 支援」「介護予防」の5つの構成要素を 画(計画期間:平成30年度~令和2年度)まで 整備することができた。

医療·介護 (在宅医療·介護連携推進事業)

○ コミュニティケアネットワークかわごえ (事務局・川越市医師会) と連携し、医療・介護関係者等のネットワークづくり 及び同職種・多職種の資質向上を行い、在宅療養を選択できる環境づくりを実施

在宅医療拠点センター機能の拡充 (医療と小道の連携拠点、在宅医療に関する相談支援、在宅療養支援ベッドの入院調整、<u>地域住民への曽及啓給)</u> 研修会、エリアミーティング、医療介護フォーラムの開催

在宅療養支援ベッド(在宅療養の後方支援ベッド)の協力医療機関

|||越市在宅医療・介護保険事業者検索システム (定期的に情報更新された医療・介護サービス情報の提供) 0000

地域ケア会議の推進

別事例の課題及び地域課題について検討 地域包括ケアシステムの推進において、

し、各事業の政策形成を行う。 ・地域ケア個別会議

・自立支援型ケア会議 ・担当圏域ケア会議

・地域ケア推進会議

地域包括支援センタ

家族等への相談支援を行い、すべての事業に 地域包括ケアシステムの中核となり、本人・ おいて主体的または後方的な支援を行う ○ 総合相談事業

〇 権利擁護事業

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 福祉相談センターとの連携 00

(福祉総合相談窓口での連携・多機能協働による支援)

生活支援,介護予防(介護予防,日常生活支援総合事業)(生活支援体制整備推進事業

認知症サポーターステップアップ講

介護予防・日常生活支援総合事業を実施 (平成28年3月1/1) 0

・訪問型サービス(旧か護予防訪問介護相当)及び適所型サービス(旧か護予防適所介護相当)、多様なサービスのうち、短期集中予防サービス(ときも運動教 室、いきいき栄養訪問)を実施、今後、他事業との有機的連携

地域で介護予防の実践の先導となるボランティア(介護予防サポーター)を養成し、自治会館等で介護予防に取り組む「自主グループ」が市内約190あり、 「自主グループ」に対し、専門職による出前講座を実施 活動中。そのほか、 0

生活支援体制整備推進事業

成年後見制度における中核機関の設置

(制度の周知、各種相談への対応等)

成年後見制度利用支援事業

「徘徊探知システム(GPS)の利用料の助成」

「お帰り安心ステッカーの配布」

徘徊高齢者家族支援サービス事業 (徘徊高齢者の早期発見・事故の未然防止)

認知症家族介護教室の開催

・ 小護マーク配布事業

(市長中立ての実施、後見人等に対する報酬の助成)

第1層及び第2層生活支援コーディネーター(SC)を配置し、介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向け以下の取組を実施 - 第1層(市内全域)、第2層(支会単位)で協議体を設置(地域で高齢者を支援する関係者間のネットワークづくりや資源創出を目的した、 統・協働の場)

州

市民フォーラムの開催(地域の支え合いにおける普及啓発)

社会資源の把握、担い手の育成、困りごとに対する情報提供等

※新型コロナウイルス感染症の影響だ、今和2年は一時休止した事業もありましたが、勉重配信やオンライン等でエ夫し実施。新しい生活様式にて再開

等別的教養物職等 「物質型的ケアシステムの機能について」を設備 川越市が目指す地域包括ケアシステム (イメージ) 先支援· 介護予防 200 住み慣れた地域で着の 中まい E (G- = 数 图

(出典:川越市介護保険事業計画等審議会資料)

認知症地域支援推進員を配置し、認知

症の方及び家族の支援体制を推進

(認知在総合支援推進事業)(任意事業)

認知症支援対策

○認知症の予防と早期発見・早期対応

(認知症ケアパスや相談可能医療機関等掲載)

・認知症サポーター養成講座の開催

認知症ガイドブックの配布

○ 認知症に対する理解の促進

認知症相談会、認知症ケア専門相談 の開催(専門医や作業療法士等による相談会)

(多職種による初期の包括的支援)

〇 認知症パリアフリーの推進

介護者への支援等ケアラー支援

・オレンジカフェ

認知症初期集中支援チームの設置

(2) 歳出の推移

地域包括ケア推進課における過去5年間の歳出の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

					(+1	立・十円)
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
介護保険事業計画等推進	642	7,203	3,399	502	7,786	8,013
老人保護措置費(やむ措置)	_	_	_	_	_	910
地域包括ケア推進課一般事務	756	748	2,792	919	4,661	5,087
福祉相談センター一般事務	(*1)	(*1)	(*1)	215	235	259
地域包括支援センター運営事業	(*2)	(*2)	(*2)	417,477	409,839	417,656
地域包括支援センター運営事業(福 祉センター分)	(*2)	(*2)	(*2)	_	353	462
生活支援体制整備事業	(*3)	(*3)	(*3)	44,029	43,347	43,390
地域介護予防活動支援事業	(*3)	(*3)	(*3)	1,975	2,456	5,280
一般会計 計	1,398	7,952	6,192	465,119	468,680	481,057
総合相談事業	140,600	142,769	157,621	(*2)	(*2)	(*2)
総合相談事業(福祉相談センター)	_	_	_	(*2)	(*2)	(*2)
権利擁護事業	104,311	104,958	113,862	(*2)	(*2)	(*2)
権利擁護事業(福祉相談センター)	_	_	_	(*2)	(*2)	(*2)
包括的・継続的ケアマネジメント支	104,059	104,766	113,661	(*2)	(*2)	(*2)
援事業	017	1 (12	024	0.4.4	905	1 227
家族介護支援事業	816 987	1,613 779	834 600	844	805	1,236
その他事業				666	876	1,553
在宅医療・介護連携推進事業	17,220	17,600	17,315	21,645	21,646	21,652
生活支援体制整備事業	17,159	31,093	30,763	(*3)	(*3)	(*3)
認知症総合支援事業	4,822	3,857	753	936	2,868	4,320
認知症総合支援事業(福祉相談セン ター)	_	_	_	1,007	1,463	1,928
地域ケア会議推進事業	439	1,126	228	610	624	806
第1号訪問事業(短期集中予防)	806	814	112	76	145	229
会計年度任用職員人件費	_	_	_	_	850	954
第1号通所事業(短期集中予防)	30,964	28,611	191	10,150	17,919	36,738
介護予防把握事業	2,160	2,179	3,351	3,662	3,709	4,083
介護予防福祉普及啓発事業	6,030	3,205	2,812	1,462	3,576	6,021
地域リハビリテーション活動支援 事業	7,000	7,000	17,986	19,915	21,466	22,521
地域介護予防活動支援事業	2,068	7,232	380	(*3)	(*3)	(*3)

一般介護予防事業評価事業	800	814	814	880	880	880
重層的支援体制整備事業繰出金			_	107,230	105,634	109,293
特別会計 計	440,247	458,423	461,291	169,088	182,468	212,214

- *1:令和2年度に福祉相談センターを新設したことに伴い令和3年度予算から新設。
- *2: 重層的支援体制整備事業の開始に伴い、令和3年度予算から新設。それまでの「総合相談事業」「権利擁護事業」「包括的・継続的ケアマネジメント支援事業」を統合して一般会計に計上。
- *3: 重層的支援体制整備事業の開始に伴い、令和3年度予算から新設(特別会計から一般会計に移行)

(3) 「すこやかプラン・川越」と地域包括ケア推進課の業務の関連

第四次川越市総合計画(後期基本計画)施策番号 5「高齢者福祉の推進」においては以下に示す取組施 策が掲げられている。

これらの取組施策のうち地域包括ケア推進課が関連する施策については、次項(4)以降において各事業の内容について把握、検討するとともに、これら各事業が「すこやかプラン・川越」及び「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」と密接に結びつきながら遂行されていることを確認した。

川越市総合計画(後期基本計画) 施策番号 5 高齢者福祉の推進	地域包括ケア 推進課が関連 する事業
1 地域包括ケアシステムの構築	
① 医療・介護・予防・住まい・生活支援のサービスを一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進します。	0
② 地域包括ケアシステム構築の中核的機関である、地域包括支援センターの機能強化を図ります。	0
③ 医療団体等の関係機関と連携し、在宅医療・介護連携を推進します。	0
2 生きがいづくりの充実	
① 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って生活していけるよう、	
高齢者のふれあいや交流に関する取組を継続して幅広く実施し、生	
きがいづくりを支援します。	
② 高齢者の価値観やライフスタイルの多様化に合わせた生涯学習、就	
労支援の充実、世代間交流の活動等を促進します。	
③ 元気な高齢者が、地域において支える側となり、楽しみながら活躍	
できるよう、ボランティア活動等の社会参加を支援します。	
3 介護予防・生活支援の推進	
① 高齢になっても、できる限り介護を必要とせず、健康でいきいきし	
た生活が送れるよう、また、介護が必要となった場合でも、状態の改	0
善や悪化の防止を目的とした施策を推進します。	
② 介護や支援が必要な高齢者等の日常生活を支援する在宅福祉サー	
ビスの充実に努めます。	U

4	権利擁護・認知症支援施策の推進	
	① 関係機関と連携して高齢者虐待の防止や早期発見、適切な対応を図	\bigcirc
	ります。	O
	② 認知症等により、財産の管理や日常生活等に支障のある方に対する	\cap
	成年後見制度の充実を図ります。	
	③ 認知症への理解を深めるための取組を推進するとともに、適切なサ	
	ービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。また、認知症の人や	
	その家族が地域の中で安心して生活できるよう、地域ぐるみで支え	O
	合う体制づくりを推進します。	
5	介護サービスの充実	
	① 住み慣れた地域で安心して生活し続けられるよう、計画的な介護サ	
	ービスの整備を促進します。	
	② 利用者が良質な介護サービスの選択ができるよう、介護サービス事	
	業者との連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	
	③ 地域包括ケアシステムの構築に向け、地域におけるサービスの担い	
	手の確保や育成に努めます。	O
6	居住環境の整備・充実	
	① 住宅の確保や改善等に対する支援の充実を図ります。	
	② 自宅での生活や介護が困難になった場合でも住み慣れた地域で生	
	活を継続できるように、地域密着型の施設等の整備を促進します。	

(4) 介護保険事業計画等推進

①目的

本市の高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことを目指し、また介護保険制度の円滑な運営を図るとともに、本市の高齢者保健福祉施策を総合的に推進するため、3年に一度、すこやかプラン・川越ー川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画ーを策定する。

②事業内容

すこやかプラン川越-川越市高齢者保健福祉計画・川越市介護保険事業計画-は、介護保険法の開始に伴い平成12年3月以降、3年ごとに策定している。現行のすこやかプラン・川越が令和5年度末に終了するため、令和5年度において第9期計画を策定中である。

なお、第6期計画から「地域包括ケア計画」として位置づけられ、令和7年度までの各期計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとされている。

③業務委託料の推移

平成30年度から令和4年度までのアンケート調査や計画策定に係る業務委託料の推移は下表のとおり

である。

(単位:千円)

		H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
		決算	決算	決算	決算	決算	予算
Ī	業務委託料	_	5,839	2,255	_	6,220	6,221

<実施した監査手続>

本事業にかかる委託契約については一般競争入札の方式を採用して契約者の選定を行っている。入札 手続に関する資料や業務委託契約書等契約手続に関する資料を閲覧したが、監査手続の範囲内において 不適切な点は確認されなかった。

(5) 地域包括支援センター運営事業

①全般

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健 医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。

包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として地域包括支援センターを設置し、運営する。令和4年度においては市内に9つの地域包括支援センターを設置し、いずれのセンターも委託方式により社会福祉法人や医療法人等にその運営を外部委託している。

地域包括支援センター運営事業は、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、介護予防ケアマネジメント事業、指定介護予防支援事業から構成されている。

②業務委託費の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
業務委託料	343,582	344,341	376,180	410,504	402,939	410,539

③各地域包括支援センターの収支

令和2年度から令和4年度までの各地域包括支援センターの収支状況を下表にまとめている(各センターから提出されている収支報告書に基づき監査人が一覧表を作成した)。

令和4年度においてはすべてのセンターの実績収支が赤字となっている。これは、各受託法人の決算処理方針等により費用の計上方法・計上内容がセンターごとに異なること、ベテランの職員を充当しているセンターは相対的に人件費が高いこと、契約上定められている職員配置ができず欠員が生じたことによる委託事業費の減額精算が行われたセンターがあること、人員不足が生じているセンターにおいては採用に伴い人材紹介会社に対して支払った紹介手数料が費用実績額として計上されていること等様々な理由による。

■令和4年度拠点別収支報告(1/2枚目)

(単位:千円)

センター名(~R4/9)	キング ス・ガ ー デ ソ	小仙波	連雀町	よしの	たかしな
センター名(R4/10~)	きた	中央ひがし	中央にし	ひがし	たかしな
受託法人	社会福祉法	社会福祉法	一般社団法	社会福祉法	医療生協
文礼伝八	人AN	人AA	人 AS	人AA	AT
収入					
事業委託費	38,749	39,280	37,600	55,682	52,950
介護保険収入	13,173	11,719	13,057	12,757	21,620
その他の収入	99	6	101	4	99
収入合計	52,021	51,005	50,759	68,444	74,670
支出					
人件費	38,847	39,516	44,175	53,365	53,505
直接事務費	10,386	11,478	7,206	16,056	17,038
間接事務費	4,194	588	791	759	5,001
支出合計	53,427	51,582	52,174	70,182	75,544
収支差額	△1,405	△577	△1,414	△1,737	△874

■令和4年度拠点別収支報告(2/2枚目)

(単位:千円)

					(1 1 4)
センター名(~R4/9)	みずほ	だいとう	かすみ	みなみかぜ	機能強化型
センター名(R4/10~)	みなみ	だいとう	かすみ	にし	機能強化型
受託法人	医療法人	医療法人	医療法人	社会福祉法	一般社団法
文礼伝八	AU	AV	AV	人 AO	人 AS
収入					
事業委託費	38,736	39,389	44,644	55,906	7,480
介護保険収入	12,020	9,698	16,375	29,049	_
その他の収入	99	101	99	99	_
収入合計	50,855	49,189	61,118	85,054	7,480
支出					
人件費	39,726	42,508	47,805	57,642	6,223
直接事務費	11,455	10,136	12,101	31,986	1,665
間接事務費	120	44	1,400	2,993	148
支出合計	51,301	52,688	61,308	92,622	8,036
収支差額	△446	△3,499	△189	△7,567	△556

■令和3年度拠点別収支報告(1/2枚目)

(単位:千円)

センター名(~R4/9)	キング、ス・カ゛ー デ゛ソ	小仙波	連雀町	よしの	たかしな
センター名(R4/10~)	きた	中央ひがし	中央にし	ひがし	たかしな
受託法人	社会福祉法	社会福祉法	一般社団法	社会福祉法	医療生協
文礼伝八	人AN	人 AA	人AS	人AA	AT
収入					
事業委託費	38,669	39,389	41,043	55,358	55,008
介護保険収入	12,967	10,711	6,365	11,515	20,896
その他の収入	99	6	99	6	99
収入合計	51,735	50,107	47,508	66,879	76,003
支出					
人件費	37,680	39,283	44,189	50,615	56,295
直接事務費	10,907	10,967	11,756	16,529	15,594
間接事務費	3,413	99	904	665	4,678
支出合計	52,000	50,350	56,850	67,810	76,567
収支差額	△264	△243	△9,342	△930	△564

■令和3年度拠点別収支報告(2/2枚目)

(単位:千円)

					· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
センター名(~R4/9)	みずほ	だいとう	かすみ	みなみかぜ	機能強化型
センター名(R4/10~)	みなみ	だいとう	かすみ	にし	機能強化型
受託法人	医療法人	医療法人	医療法人	社会福祉法	一般社団法
文礼伝八	AU	AV	AV	人 AO	人 AS
収入					
事業委託費	38,609	39,389	44,644	58,371	7,480
介護保険収入	10,894	8,948	14,163	27,595	_
その他の収入	97	98	99	99	_
収入合計	49,600	48,436	58,906	86,066	7,480
支出					
人件費	38,176	43,547	51,054	56,328	6,013
直接事務費	11,297	8,891	10,716	29,095	1,492
間接事務費	125	586	2,140	1,837	471
支出合計	49,600	53,025	63,911	87,260	7,976
収支差額	0	△4,589	△5,005	△1,194	△496

■令和2年度拠点別収支報告(1/2枚目)

(単位:千円)

センター名(~R4/9)	キング ス・カ ー デ ソ	小仙波	連雀町	よしの	たかしな
センター名(R4/10~)	きた	中央ひがし	中央にし	ひがし	たかしな
受託法人	社会福祉法	社会福祉法	一般社団法	社会福祉法	医療生協
文礼伝八	人AN	人AA	人 AS	人AA	AT
収入					
事業委託費	36,041	36,761	34,544	52,730	52,476
介護保険収入	12,202	10,239	12,842	10,491	20,407
その他の収入	_	_	49	_	
収入合計	48,243	47,000	47,437	63,222	72,883
支出					
人件費	34,563	34,074	43,733	45,996	53,581
事務費(直接+間接)	9,045	12,980	8,387	17,991	21,725
支出合計	43,608	47,054	52,120	63,988	75,306
収支差額	4,635	△53	△4,683	△766	△2,423

■令和2年度拠点別収支報告(2/2枚目)

(単位:千円)

センター名(~R4/9)	みずほ	だいとう	かすみ	みなみかぜ	機能強化型
センター名(R4/10~)	みなみ	だいとう	かすみ	にし	機能強化型
受託法人	医療法人	医療法人	医療法人	社会福祉法	一般社団法
又印记公八	AU	AV	AV	人 AO	人 AS
収入					
事業委託費	33,991	36,761	42,016	55,491	7,000
介護保険収入	10,449	8,992	12,974	22,743	_
その他の収入	49	99	49	49	_
収入合計	44,490	45,852	55,040	78,284	7,000
支出					
人件費	33,708	44,596	49,597	62,550	5,805
事務費(直接+間接)	10,808	10,092	13,740	24,502	1,380
支出合計	44,516	54,688	63,337	87,053	7,185
収支差額	△25	△8,835	△8,296	△8,768	△185

地域包括ケア推進課としては年に1回、各センターの運営母体に対してセンターの運営状況に関する

ヒアリングを実施し、その中で前期の決算や進行期の予算の内容、赤字となっている理由についても把握をしているとのことである。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(6) 総合相談支援事業

①目的

総合相談支援事業は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

②事業内容

次の事業を地域包括支援センターへ業務委託により実施している。

- ・地域におけるネットワークの構築
- 実態把握
- · 総合相談支援

③事業実施状況

過去5年間における相談件数及び相談受理・対応件数は下表のとおりである。

(単位:件)

区分/年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談受理件数	5,267	5,274	5,267	6,036	6,447
相談対応件数	29,964	30,153	40,220	47,195	49,406
相談受理・対応件数	35,231	35,427	45,487	53,231	55,853
(前年度比)	114.70%	100.56%	128.40%	117.02%	104.93%
内容別延件数	56,830	52,425	63,788	76,244	77,694

相談件数及び相談受理・対応件数は年々増加している。「すこやかプラン・川越」によれば、高齢者を取り巻く問題は多様化し、介護の状況や介護している家族が抱える問題が複合化・複雑化している。

また、今後認知症高齢者の数が増加していくことが見込まれているが、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者の支援の充実のためには、地域包括支援センターが有する総合相談支援機能をいかに発揮できるかが重要と思われる。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(7) 権利擁護事業

①目的

権利擁護事業は、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を 行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目 的とする。

②事業内容

次の事業を地域包括支援センターへ業務委託により実施している。

- ・成年後見制度の活用促進
- ・老人福祉施設等への措置の支援
- ・高齢者虐待への対応
- ・困難事例への対応
- ・消費者被害の防止

③事業実施状況

過去5年間における相談件数は下表のとおりである。

(単位:件)

区分/年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
高齢者虐待	333	240	182	403	854
成年後見制度	204	266	384	336	304
消費者被害	4	12	18	9	46
合計	541	518	584	748	1,204
(前年度比)	145.43%	95.75%	112.74%	128.08%	160.96%

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(8) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

①目的

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域において多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネジメントが重要であり、地域におけるこの実施について支援等を行うことを目的とする。

②事業内容

次の事業を地域包括支援センターへ業務委託により実施している。

・包括的・継続的なケア体制の構築

- ・地域における介護支援専門員のネットワークの活用
- ·日常的個別指導 · 相談
- ・支援困難事例等への指導・助言

また、委託を受けた地域包括支援センターは各々で以下の会議を実施することとなっている。

担当圏域ケア会議	担当圏域ごとにケアマネジャー、サービス事業者、民生委員、自治会、老人ク
	ラブ等を会議に招集し、地域の課題の掘り起こしと情報交換を行う。
地域ケア個別会議	個別ケースの支援内容の検討を行い、その積み重ねを通し、地域課題・地域の
	ニーズの掘り起こし、関係者の課題解決能力の向上を目指す。
ケアマネジャー情報	担当圏域ごとにケアマネジャーを招集し、情報交換や事例検討を通じて、連携
交換会	の強化や資質の向上を図る。

③川越市に設置されている地域ケア会議

介護保険法第 115 条の 48 第 1 項において、各市町村は「介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者、民生委員その他関係者、関係機関及び関係団体により構成される会議を置くように努めなければならない」とされており、どのような会議体を設置するかは各自治体の判断に任せられている。

また、地域ケア会議の目的は「地域包括支援センターの設置運営について(平成 18 年 10 月 18 日厚生 労働省老健局振興課長ほか連名通知)」にて明示されている。

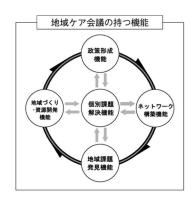
- 4 事業内容
- (3) 地域ケア会議の実施
- ①地域ケア会議の目的
- ア 個別ケースの支援内容の検討を通じた、
- (i)地域の介護支援専門員の、法の理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援
- (ii) 高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築
- (iii) 個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握
- イ 地域づくり、資源開発並びに政策形成など、地域の実情に応じて必要と認められる事項

上記を踏まえて川越市では、個別事例の課題及び地域課題について検討し、各事業の政策形成を行う ことを目的に以下の会議体系を構築している。

会議	体	主たる目的			
【地域ケア個別会議】	【自立支援型地域ケア会議】	主に個別事例を取り扱う			
開催主体:各地域包括支援センター	開催主体:地域包括ケア推進課	会議			
【担当圏域ク	ア会議】	担当圏域ごとに地域課題			
開催主体:各地域包	2括支援センター	を掘り起こす会議			
【地域ケア推	【地域ケア推進会議】				
開催主体:地域包	2括ケア推進課	取り組む会議			

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業においては、上記のうち【地域ケア個別会議】と【担当圏域ケア会議】が事業の対象となっている。【自立支援型地域ケア会議】と【地域ケア推進会議】は社会保障充実分として「地域ケア会議推進事業」の各事業として取り扱っている。

「地域ケア会議運営マニュアル」によれば、地域ケア会議には、①個別課題解決機能、②地域包括支援ネットワーク構築機能、③地域課題発見機能、④地域づくり・資源開発機能、⑤政策形成機能の5つの機能を持たせ、これらの機能は相互に関係し合い、循環させることが求められている。



『地域ケア会議運営マニュアル』

(一般社団法人 長寿開発センター 平成25年3月)

④事業実施状況

過去5年間における各種会議の実施状況は下表のとおりである。

(単位:回)

会議等	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
担当圏域ケア会議	35	37	10	20	24
地域ケア個別会議	21	34	32	22	20
ケアマネジャー情報交換会	66	66	19	62	62

また、地域包括支援センターが受託する業務である地域ケア会議の令和4年度における実施状況は下表のとおりである。

(単位:回)

会議等/センター名	きた	中央 ひがし	中央にし	ひがし	たかし な	みなみ	だいと う	かすみ	にし	合計
担当圏域ケア会議	0	6	1	2	0	4	2	9	0	24
地域ケア個別会議	1	4	3	8	1	0	1	0	2	20

ケアマネジャー 情報交換会	5	5	14	6	6	5	5	10	6	62	
------------------	---	---	----	---	---	---	---	----	---	----	--

<実施した監査手続>

各地域包括支援センターから地域包括ケア推進課に提出される実施報告書を閲覧し、必要に応じて質問を行った。

【結果4】業務委託契約にて実施が求められている担当圏域ケア会議又は地域ケア個別会議が1年を通 して未実施であった地域包括支援センターに対して、市は適切な指導、助言を行うべき

地域ケア会議は、地域ケア個別会議にて個別ケースの支援内容の検討を行うことで個別課題解決機能を発揮させていきながら、担当圏域ないしは市全体の課題を担当圏域ケア会議や地域ケア推進会議にて総合的に解決させていく機能を有している。

各地域包括支援センターに業務委託されている地域ケア個別会議及び担当圏域ケア会議は業務委託契約上、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務として位置づけられ、「地域ケア会議を開催し、地域の高齢者の個別の課題を把握し、解決に向けての検討を行うとともに、その個別課題の蓄積から明らかになった地域課題についても把握、検討し地域包括支援のネットワークの構築に努めること」が求められている。この点、令和4年度において各地域包括支援センターが主催する会議の実施状況を確認したところ、担当圏域ケア会議又は地域ケア個別会議が1年を通して未実施であったセンターが検出された。

業務委託契約において実施が求められているのであるから、未実施であった地域包括支援センターに対して、市は適切な指導、助言を行うべきである。

(9) 運営協議会

①目的

介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、同法第 8 条第 14 項に規定する地域密着型サービス及び同法第 8 条の 2 第 12 項に規定する地域密着型介護予防サービスの適正な運営の確保に関する事項について協議する。

②事業内容

- ・センターの設置等に関する事項の承認に関すること
- ・センターの行う業務に係る方針に関すること
- ・センターの運営に関すること
- ・センターの職員の確保に関すること
- ・その他の地域包括ケアに関すること

③事業実施状況

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
開催回数(回)	3	3	3	3	3

④運営協議会の役割

運営協議会は各地域包括支援センターが適切、公正かつ中立な運営を確保できているかどうかを評価する場として市が設置するものである。運営協議会は地域包括支援センターが業務に係る方針に基づいて適切に運営されているかどうかを評価するために、①当該年度の事業計画書及び収支予算書、②前年度の事業報告書および収支決算書、③その他運営協議会が必要と認める書類、の提出を毎年度センターより受けるものとされている。

<実施した監査手続>

川越市ホームページにて公開されている運営協議会の議事録及び各地域包括支援センターが提出している直近3年分(令和2年度~令和4年度)の収支予算書、収支決算書を閲覧するとともに、必要に応じて市に対してこれらの内容について質問を行った。

【意見9】運営協議会に対して市は各地域包括支援センターの収支が赤字となっている理由等を報告することで、運営協議会を有効な評価の場とするように対応すべき

市のホームページ上で公開されている運営協議会の議事録を閲覧する限りでは、市は年に一度運営協議会に対して地域包括支援センター運営事業業務委託料の総額(予算額及び決算額)を報告している。また、市はセンターの運営母体である受託法人に対してセンターの運営に係るヒアリングを年に1回行い、ヒアリング項目には運営費に関することも含まれており、その概要を運営協議会に報告している。しかし、各センターの収支決算は軒並み赤字であるものの、この事実が運営協議会にて共有されているようには議事録上からはうかがい知ることができなかった。

運営協議会は各センターから事業計画書や事業報告書、収支予算書、収支決算書といった書類の提出を受け、センターの事業内容を評価した上でセンターの運営に関する判断を行うことが求められている。それゆえ各センターの財務面に関する情報もセンターの運営継続を判断するための一要素とすることで、地域包括支援センターが抱える課題に対してより有効な議論ができるものと考える。運営協議会は医療・介護・福祉の専門家から構成されていることから、各センターの収支に関する情報は市から運営協議会に対して提供することで、運営協議会はセンターの設置等に関するより適切な判断や市に対する提言が可能になると考える。

(10) 生活支援体制整備事業

①目的

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、 地域住民に身近な存在である市町村が中心となって、NPO 法人、民間企業、協同組合、ボランティア、 社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、 家政婦紹介所、商工会、民生委員等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活 上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とする。

②事業内容

次の事業を川越市社会福祉協議会へ業務委託により実施している。

- ・第1層(市内全域)を対象とする生活支援コーディネーターの配置
- ・地域資源の把握と課題の抽出
- ・多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進するための協議体の設置協議 (市と協力し実施)
- ・第2層(川越市自治会連合会の支会単位)における、生活支援体制整備の推進に向けて、住民の主体的 な活動への必要な支援
- ・市民に対するフォーラムや勉強会等の開催(市と協力し実施)

③過去5年の事業実施状況

第1層及び第2層のそれぞれの主な事業実施状況は下表のとおりである。

·第1層

ロハ		H30	R1	R2	R3	R4
区分		年度	年度	年度	年度	年度
生活支援コーディネーターの	人数(人)	1	1	1	1	1
配置	八剱(八)	1	1	1	1	1
	開催回数	2	1	0	1	2
協議体	(回)	2	1	0	1	2
(地域支え合い会議・川越)	延参加人数	19	9	0	11	22
	(人)	19	9	U	11	23

・第2層

ロハ		H30	R1	R2	R3	R4
区分	年度	年度	年度	年度	年度	
生活支援コーディネーターの	人数(人)	6	8	8	9	9
配置		0	O	O	9	9
協議体	箇所数	14	15	17	17	17
助け合い活動団体(*1)	団体数	_	5	6	7	9
	開催回数	1	_	_	1	7
 フォーラム・学習会等(*2)	(回)	1			1	1
ノォーノム・子百云寺(2)	延参加人数	147			107	416
	(人)	147	_	_	107	410

- (*1)令和元年度より団体数の把握を行っている。
- (*2)令和元年度、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響下のため開催自体が予定されていなかった。

また、受託者の業務内容の一つとして、第1層コーディネーターと第2層コーディネーター間の情報交換や共有、資質の向上を目的とした会議(概ね月1回。会議名:生活支援コーディネーター定例会)が開催されているが、業務受託者である川越市社会福祉協議会側の出欠状況は定例会の議事録によれば下表のとおりである。

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10	R4.11	R4.12	R5.1	R5.2	R5.3	計
出席人	4	5	8	9	6	11	10	7	9	11	6	9	95
数(人)	7	3	0	,	0	11	10	,	,	11	0	,	73
欠席人	5	4	1	2	4	0	9	5	3	2	6	3	37
数(人)	J	4	1	4	4	U	2	3	,	2	6	7	31
計	9	9	9	11	10	11	12	12	12	13	12	12	132
出席率	44%	56%	89%	82%	60%	100%	83%	58%	75%	85%	50%	75%	72%

※: 令和4年度は計12回の定例会が開催されている。

※:定例会には地域包括ケア推進課、福祉推進課、川越市社会福祉協議会の各担当者が出席することとなっている。

④事業費の推移

平成30年度から令和4年度までの事業費の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
報償金	48	27	1	27	69	69
普通旅費	22	18	1	l	l	8
消耗品費		_	37	_	_	
印刷製本費	725	256	_	_	_	_
通信運搬費	_	_	_	1	1	6
業務委託料	16,363	30,791	30,724	44,000	43,277	43,277
使用料及び賃借料	_	_	_	_	_	30
合 計	17,159	31,093	30,763	44,029	43,347	43,390

<実施した監査手続>

第1層及び第2層にかかる各々の業務委託契約書を閲覧するともに、契約にて定められている報告書 (月次及び年次)の内容を把握した。また、原則として月に1回開催することとなっている生活支援コー ディネーター定例会の議事録を閲覧し、その内容について質問を行った。

【意見 10】生活支援コーディネーターの定例会への出席率の向上を図るべき

業務委託契約書及びその仕様書には、業務内容の一つとして、第1層コーディネーターと第2層コーデ

ィネーター間の情報交換や共有、資質の向上を目的とした会議(概ね月1回。会議名:生活支援コーディネーター定例会)を開催する旨が定められている。令和4年度においてはこの会議が計12回開催されている。

川越市自治会連合会の支会単位に設置されている生活支援コーディネーター(第2層)は、各々が担当する地区内に存在する多様な活動主体とのネットワーク構築や地域資源に関する情報の整理、地域住民への情報提供など様々な業務を担っている。一方で、各地域での生活支援コーディネーターの活動状況を把握し、市全体として生活支援コーディネーター事業が満遍なく提供されていることを確認したり、他地域の参考となる活動を相互に知る場として生活支援コーディネーター定例会が設定されていると考えられる。

業務委託契約書上、定例会への参加に関して出席率などの定量的な要件は明示されていないが、出席率が 40~50%台となる開催回が 4 回存在するなど必ずしも高い出席率が確保できているとは言えない状況 にある。この会議の目的に照らせば高い出席率を確保することでより有効な生活支援コーディネーター 事業の遂行が可能なものになることから、市として業務受託者に対して会議への出席者の増加を促すべきである。

(11) 地域介護予防活動支援事業

①目的

年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でもいっしょに参加することのできる 介護予防活動の地域展開を目指して、市町村が介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活 動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。

②事業内容

- ・介護予防サポーター養成講座
- ・介護予防サポーターフォローアップ講座
- ・いもっこ体操教室
- ・自主グループ支援

③過去5年の事業実施状況

介護予防を普及するために、いもっこ体操を広く地域の高齢者に周知し、地域においてもその活動を自 主的・継続的に実施していけるよう、実践の先導となる人材・ボランティア(介護予防サポーター)の育 成とフォローアップ、その活動支援を行っている。

		H30	R1	R2	R3	R4
		年度	年度	年度	年度	年度
	開催会場数(箇	4	4	0	4	9
介護予防サポーター養成講座	所)					
	養成者数 (人)	157	144	0	82	84

介護予防サポーターフォロー	回数 (回)	10	6	1	7	10
アップ講座	参加者数(人)	484	262	47	176	354
1、4、大場数字	コース数(コー	9	9	2	2	7
いもっこ体操教室 (1コース6回)	ス)					
	延参加者数(人)	1,155	931	100	186	679
自主グループ数 (グループ)		187	191	191	186	188
自主グループ支援回数(回)		975	1,085	685	714	847
専門職による自主グループへ	回数(回)	_	102	0	27	105
の出前講座(*1)	延参加者数(人)	_	1,977	0	422	1,625

^(*1)令和元年度から始まった施策である。

④業務委託費の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
業務委託料	1,117	5,031	341	1,463	1,848	3,168

<実施した監査手続>

業務委託契約書及び仕様書を閲覧するとともに、契約にて定められている成果物の内容を把握したが、 監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(12) 在宅医療・介護連携推進事業

①目的

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者等の関係者間の連携を推進する。

②事業内容

- ・川越市在宅医療拠点センターの運営
- ・介護保険事業者・医療機関情報提供システムの導入

③実施状況

・川越市在宅医療拠点センター

		H30	R1	R2	R3	R4
		年度	年度	年度	年度	年度
在宅医療	相談件数(件)	106	75	91	120	197
仕七区原 	相談受理・対応経路別実績(件)	516	275	412	482	636
医療・介護・福	24	21	1	2	7	
コアメンバー	会議、WG等)(回)	24	21	1	2	'
医療・介護者	関係者の研修(CCN エリアミーティ	4	6	1	4	5
ング、フォー	4	O	1	4	5	
在宅療養支	協力病院数	8	11	10	10	9
援ベッド	利用者数(人)	1	4	2	1	3

・医療介護フォーラム

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
回数(回)	1	_	1	1	1
参加人数(人)	389	_	127	197	370

^{*}令和元年度は新型コロナウイルス感染症の影響下のため中止

④業務委託料の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度	
	決算	決算	決算	決算	決算	予算	
業務委託料	17,197	17,573	17,302	21,624	21,624	21,624	

令和4年度の業務委託料の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

委託名	契約金額
川越市在宅医療・介護連携推進事業業務委託	19,446
川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム運用保守業務委託	2,178
合計	21,624

<実施した監査手続>

業務委託契約書及び仕様書、契約にて定められている成果物を閲覧する等の監査手続を実施した。

【意見 11】在宅医療・介護事業者情報検索システムについては、利用者がより良質な介護サービスの選択ができるような環境づくり等をすべき

地域の医療・介護の資源の把握を円滑かつ正確に行い、かつ、情報を継続的に更新し、住民、医療機関及び介護保険事業者に向けた資源情報を提供するため、市は「川越市在宅医療・介護事業者情報検索システム」(通称:けあプロ navi)を導入している。このシステムは住民向けサイトと関係者向けサイトに分かれており、住民向けサイトでは市民が利用できる介護・福祉サービスの事業所や医療機関などを検索することができる。また、関係者向けサイトでは、市内に所在する介護サービス事業所に関する最新の情報や厚生労働省の情報、介護ニュースを閲覧することができ、ケアマネジャーのケアプラン作成業務を支援する機能を有するなど市とサービス事業者の連携構築を推進するためのツールとなっている。

令和5年3月時点における会員サイトの登録率を確認したところ、会員 ID・パスワード発行数が557件あるのに対し、実際に本サイトへ登録を行っているユーザーは311件と登録率は約55%となっている。 医療・介護関係者間の連携に必要な情報を一元的に提供できる仕組みを構築し、市内のサービス事業者への情報発信が簡単・迅速に行えるようになっているものの、実際の運用において利用者がより良質な介護サービスの選択ができるようにするなどの効果が発揮されるために、事業者側の登録率を高めるべく、市はより一層の周知をすべきと考える。

(13) 認知症総合支援事業

①目的

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、認知症の人やその家族を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減等を図る。また、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築する。

②事業内容

- ○地域包括ケア推進課実施分
 - ・認知症地域支援推進員の配置
 - ・オレンジカフェの開催
- ○福祉相談センター実施分
 - ・認知症初期集中支援チームの配置
 - ・認知症相談会の開催
 - ・認知症ケア専門相談会の開催

③実施状況

○地域包括ケア推進課実施分

・認知症地域支援推進員の配置

	区分/年度		R1	R2	R3	R4
○ 万/平及		年度	年度	年度	年度	年度
	地域包括ケア推進課(人)	3	3	1	2	3
人数	福祉相談センター(人)		_	2	2	3
	地域包括支援センター (人)	_	_	9	10	18
合計		3	3	12	14	24

・オレンジカフェの開催

区分 H30 年度			R1 年度		R2 年度		R3 年度		R4 年度									
包括運営	箇所数	回数	延参加者数	36	391	6,758	38	366	6,111	37		-	37	67	412	36	210	1,537
自主運営	(箇所)	(<u>□</u>)	数 (人)	3	_	_	3	1	_	3	-	1	3	_	_	3	_	-
	É	 合計		39	391	6,758	41	366	6,111	40	_	_	40	67	412	39	210	1,537

○福祉相談センター実施分

・認知症初期集中支援チームの配置

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対象者訪問回数 (回)	17	18	0	2	18
チーム員会議開催数 (回)	12	11	0	6	12
新規支援対象者数(人)	16	11	0	1	13
終結者数(人)	15	13	0	0	12

・認知症相談会の開催

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
回数	6 回	6 回	6 回	11 回	10 回
参加人数	33人(23組)	31人(19組)	21人(16組)	54人(32組)	43人(30組)

・認知症ケア専門相談会の開催

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
回数	_	_	5 回	7 回	9 回
参加人数	_	_	20人(9組)	27人(11組)	37人(16組)

④オレンジカフェについて(認知症カフェ)

現在、市が取り組んでいる第8期川越市介護保険事業計画にて設定されている「5つの施策の柱」のひとつに「施策の柱 II 認知症にやさしいまちづくりの推進」が掲げられている。

住民が認知症に対する理解を深め、認知症の人とその家族が望む場所で、安心して生活をおくることができるようにすることを目標に川越市では主たる事業として以下に示す事業を展開している。

事業名	事業内容
認知症サポーター養成講座	認知症について正しい知識を持ち、認知症の人やその家族等の介護者を
	応援する「認知症サポーター」を広く養成します。
認知症サポーターステップ	認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要とな
アップ講座	る認知症に関する知識、身近に交流し必要に応じて手助けするための対
	応スキル等を習得することを目指します。
認知症予防教室	認知症予防に関する知識の普及・啓発、自主的な活動の支援を行います。
徘徊高齢者家族支援サービ	外出時に道に迷うおそれのある高齢者を在宅で介護している家族に、道
ス事業	に迷った場合の早期発見や事故の未然防止のため、GPS 機能を有した徘
	徊探知システム利用に係る費用の一部助成やお帰り安心ステッカーの交
	付を行います。
オレンジカフェ	認知症の人やその家族等の介護者、地域住民、専門職など、誰もが参加
(認知症カフェ)	し集うことができるオレンジカフェを運営します。

川越市における認知症施策に対する取組は厚生労働省から先進事例として取り上げられ、多方面からの視察を受けるなど全国的に見ても積極的に取り組んでいる施策であると評価できる。

その施策のひとつで認知症総合支援事業にて実施されているのがオレンジカフェである。認知症の人やその家族、地域住民、専門職等誰もが参加でき、和やかに集うことができる交流・相談の場として、市内の集会所や自治会館、市民センター、介護保険施設等高齢者に身近なところで行われており、カフェのようにお茶等を飲みながら気軽に参加できるものである。現在は市内9つの地域包括支援センターに対して単価契約によりカフェの運営を業務委託しているが、市はすこやかプラン・川越における目標指標として以下の指標を掲げている。

(令和3年度、4年度については実績値もカッコ書きにて併せて記載している)

指標名	現状値	R3 年度	R4 年度	目標値	
1日保石	(R1 年度)	N3 平茂	八4 平茂	(R5 年度)	
オレンジカフェ開催回数	7フェ開催回数 366 回		390 回	400 回	
		(67 回)	(210 回)		
オレンジカフェ参加者数	6,111 人	3,040 人	3,120 人	3,200 人	
		(412 回)	(1,537 人)		

目標値は新型コロナウイルス感染拡大前に設定されたものであり、令和3年度、4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響下で各地域包括支援センターが活動方法を模索する中、徐々に再開されてはいるものの結果的に目標値を下回ることとなった。

また、令和4年度に実施されたオレンジカフェの地域包括支援センター別の開催状況は下表のとおりである。

	きた	中央 ひがし	中央にし	ひがし	たかし な	みなみ	だいと う	かすみ	にし	合計
予定回数 (回)	40	70	30	50	30	50	30	50	20	370
実施回数 (回)	22	27	20	32	0	40	24	33	12	210
実施率	55%	39%	67%	64%	0%	80%	80%	66%	60%	57%

※:予定回数は業務委託契約書内の予定数量計算書に基づいて記載しているため、すこやかプラン・川越の目標値と連動した数値とはなっていない。また、実施回数は委託料請求書に基づいて記載している。

※:地域包括支援センターたかしなについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまでオレンジカフェを開催していた会場から開催の許可が得られなかったため、令和 4 年度の開催回数は 0 回となった。

<実施した監査手続>

地域包括支援センター運営事業にかかる業務委託契約書とその仕様書、当該業務に係る請求書の内容 を確認した。

【意見 12】オレンジカフェの取組について地域間でばらつきがあるため、市は地域包括支援センターの活動が円滑に進むよう、適切なサポートを行うべき

オレンジカフェは各圏域内の介護・福祉施設や公民館などで開催されるが、新型コロナウイルス感染症の影響下においては介護・福祉施設での開催は難しく、中止せざるを得ない状況が多くあったと推察される。それゆえ令和4年度においては市が掲げる目標値(開催回数 390 回、参加者数 3,120 人)に対して、実績値(開催回数 210 回、参加者数 1,537 人)は大きく下回ることとなった。しかし、地域包括支援センター別にその開催状況を確認したところ地域間でばらつきが見られた。

契約時に設計された予定回数は令和4年度の業務委託契約締結直前に積算されたものであることから、新型コロナウイルス感染症の影響下にあるもののオレンジカフェを開催することを前提に業務委託契約を締結したものと推察される。その上で、オレンジカフェの実施状況を圏域別にみると実施率0%から80%までと大きく乖離する状況が生まれている。

オレンジカフェは川越市の施策の柱として掲げられている事業の一つであることから、市としては地域間で偏りが生じることなく、施策の達成に向けて委託先である地域包括支援センターがオレンジカフェを開催できるよう助言、支援をすべきであると考える。

(14) 地域ケア会議推進事業

①目的

介護予防の視点を持ち、多職種の連携により、ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、個別ケースの課題分析等の積み重ねにより、地域に必要な社会資源の開発や地域づくり、さらには、介護保険事業計画や市の総合計画への反映などの政策形成につなげることを目的とする。

②事業内容

- ・地域ケア推進会議の開催
- ・自立支援型地域ケア会議の開催

③実施状況

・地域ケア推進会議

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
回数(回)	0	1	0	0	0

・自立支援型地域ケア会議

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
回数 (回)	9	11	4	12	12
検討事例数 (件)	27	81	12	36	69
アドバイザーの延人数 (人)	62	54	49	84	276
傍聴者の人数(人)	489	571	4	40	37

<実施した監査手続>

運営協議会の議事録を閲覧する中で地域ケア会議に関する議論の内容を把握するとともに、令和 4 年 度川越市地域包括支援センター事業実績にて各種会議体の実施状況を確認した。

【意見 13】ここ数年未実施となっている地域ケア推進会議については、会議体の体系の見直しも含めて地域の実情に応じた会議体となった上で遂行すべき

地域ケア推進会議は、担当圏域ケア会議にて検討した課題の解決に向け、市の新たな施策や資源開発等の検討を行う場として用意されている会議体で、令和 2 年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響下であることもあり、未実施の状況が続いている。また、本会議の課題として、地域課題の掘り起こしから解決に向けては地域ケア会議全体がうまく連動できていないことから、地域ケア会議の在り方について見直しを行っている最中であるとのことである。

地域ケア会議は個別課題を解決させていく中で、地域課題を解決させていく機能も持たせることが有用と考える。そのため、会議体の体系の見直しも含めて地域の実情に応じた会議体となった上で遂行すべきと考える。

(15) 通所型サービス C (ときも運動教室) 事業

①事業内容

要支援者及び基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方に、介護保険施設や医療機関などで3カ月間集中して、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上等の複合プログラムを行うことで、要介護状態になることを予防するとともに、地域において自立した生活を営むことができるよう支援する。

平成27年度までは旧二次予防事業として実施していたが、平成28年3月の介護予防・日常生活支援総合事業への移行により、平成28年度以降は総合事業のうちのサービスC(短期集中予防サービス)として、要支援者・総合事業対象者に対して実施している。平成27年7月からは、おおむね4か月後に体力測定会を実施し、事業参加後の評価を行っている。令和4年度においては社会福祉法人や医療法人等に委託し、5法人8箇所にて実施されている。

②実施状況

・ときも運動教室

項目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施施設 (施設)	10	9	0	8	8
開催回数 (回)	1,619	1,500	0	819	1,231
参加実人数(人)	363	365	0	119	205
参加延人数(人)	7,691	7,070	0	2,452	4,221

・ときも運動教室後体力測定会

項目	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
実施施設 (施設)	10	9	0	6	8
開催回数(回)	46	47	0	8	38
参加実人数(人)	240	212	0	23	119

③業務委託料の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
業務委託料	30,567	28,444		10,071	17,766	36,455

<実施した監査手続>

業務委託契約書及び仕様書、契約にて定められている成果物を閲覧する等の監査手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(16) 地域リハビリテーション活動支援事業

①目的

市町村が地域における介護予防の取組を機能強化する効果があると判断した内容を、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施するよう努める。実施に際しては、リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言する等、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等の介護予防の取組

を総合的に支援する。

②事業内容

・機能強化型地域包括支援センター

地域包括支援センターに理学療法士を配置し、介護予防支援業務に関する機能強化型地域包括支援 センターとして体制整備を行うとともに、市内全域において介護予防支援に関する活動を行う。

·介護予防取組強化支援業務委託

介護予防事業にリハビリに関する専門的な視点を取り入れ、介護予防の取組の強化を図る。

③実施状況

過去5年間における機能強化型地域包括支援センターの活動状況は下表のとおりである。

区分	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
総合相談受理・対応件数(件)	1,446	714	718	771	638
相談受理・対応経路別実績(件)	1,446	1,142	944	1,035	880
総合相談内容延数実績(件)	666	388	349	388	332

④業務委託料の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
業務委託料	7,000	7,000	17,986	19,915	21,466	22,521

令和4年度の業務委託料の内訳は下表のとおりである。

(単位:千円)

委託名	契約金額
機能強化型地域包括支援センター運営事業業務委託	7,480
介護予防取組強化支援事業業務委託	13,986
合計	21,466

<実施した監査手続>

業務委託契約書及び仕様書、契約にて定められている成果物を閲覧する等の監査手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(17) 一般介護予防事業評価事業

①目的

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業全体を評価し、その評価結果に基づき事業全体の改善を目的とする。

②事業内容

医療法人 AV(埼玉県地域リハビリテーション・ケアサポートセンター)へ以下の業務を委託している。

- ・一般介護予防事業等の事業評価
- ・それぞれの事業に関係している高齢者の特徴を分析し、川越市の介護予防事業等における包括的な評価を行う。

③業務委託料の推移

平成30年度から令和4年度までの業務委託料の推移は下表のとおりである。

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
業務委託料	800	814	814	880	880	880

<実施した監査手続>

業務委託契約書及び仕様書を閲覧するともに、契約にて定められている成果物の内容を把握した。

【結果 5 】一般介護予防事業評価事業について、事業に関する成果の把握にあたり川越市職員に対する報告会が実施されていないため、契約書に則った履行を要求すべき

一般介護予防事業評価事業に係る業務委託契約書において、受託者は一定期日(令和5年3月24日)までに成果物として報告書を提出すべきことと、川越市職員に対する報告会を実施すべきことが定められている。しかし、報告書の提出は受けているものの川越市職員に対する報告会は実施されていなかった。定期的にコミュニケーションは取っているとのことであるが、契約書に則った報告会が実施されていない点は変わりない。市は契約書に則った報告会の実施を要求し、その履行を確認した上で検収確認をすべきである。

3. 障害者福祉の推進(障害者福祉課)

(1) 障害者福祉課の業務

①障害者福祉課の概要

障害者福祉課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<管理担当>

・障害者手帳の交付に関すること 他

<計画担当>

- ・障害者計画、障害福祉計画に関すること
- ・障害者福祉施設の指定に関すること 他
- <障害給付担当>
- ・自立支援給付の審査・支払に関すること
- ・地域生活支援事業に関すること 他
- <福祉サービス担当>
- ・障害福祉サービスの決定に関すること
- ・補装具費の決定に関すること
- ・日常生活用具費の決定に関すること 他

<みよしの支援センター>

・障害者に対する就労及び生産活動の機会の提供に関する支援、これらの機会を通じて知識及び能力が高まった者への一般就労に関する支援その他の支援を行う

<職業センター>

・雇用されることが困難な障害者に対する就労及び生産活動の機会の提供に関する支援、これらの機会を通じて知識及び能力が高まった者への一般就労に関する支援その他の支援を行う事務並びに授産事業に関する事務

<障害者総合相談支援センター>

・障害者等に対する相談支援の中核的な役割を担い、総合的かつ専門的な相談支援及び就労相談支援の実施、虐待の防止及び権利擁護のために必要な援助等を総合的に行うための機関

障害者福祉課では、「川越市障害者支援計画」にて策定された基本理念、主要課題等に基づき業務を実施している。「川越市障害者支援計画」の基本理念とは、「自分らしく、よりよく生きる、自立と共生のまちをめざして」であり、「自立と共生」をキーワードに、すべての人が生き生きと安心して暮らせる川越らしいまちづくりの推進を目指している。

②川越市障害者支援計画の概要

川越市障害者支援計画では、「自分らしく、よりよく生きる、自立と共生のまちをめざして」の基本理 念のもと、下位概念として、基本的視点を3つ、基本目標を7つ、さらに主要課題を23掲げている。ま た、それとは別に、重点施策として4項目を設定している。

<基本的視点>

視点1:誰もが安全・安心に暮らせるまち

視点2:自立を尊重し、総合的な支援が受けられるまち

視点3:一人ひとりに配慮した支援が受けられるまち

<基本目標、主要課題>

基本目標	主要課題
1:地域共生社会の実現	差別の解消、権利擁護の推進・虐待の防止、相互理解と交流の促進
2:保健・医療サービスの充実	保健サービスの充実、障害者医療等の充実
3:早期療育及び学習機会の充	早期療育の充実、学校教育の充実、社会教育の充実
実	
4:雇用・就労の促進	雇用・就労環境の充実、就労施設での就労の充実
5:社会参加の拡充	文化活動・余暇活動の充実、情報アクセシビリティの向上、外出や
	移動の支援
6:住みよい福祉のまちづくり	生活環境の整備、防犯対策の推進、防災対策の推進、相互援助活動
	の促進
7:福祉サービスの充実・向上	地域生活支援の充実、日中活動の場の充実、住まいの場の充実、相
	談支援体制の充実、コミュニケーション環境の充実、サービスの質
	の維持・向上

<重点施策>

重点施策1:地域共生社会の実現

重点施策 2:相談支援ネットワークの整備

重点施策 3:地域生活環境の整備

重点施策 4:総合的な就労支援の充実

③障害者数の推移

川越市の障害のある人(障害者手帳所持者数)は、以下の表のとおりに推移しており、令和元年度末の総人口に占める割合は、身体障害者は2.8%、知的障害者は0.8%、精神障害者は0.8%、難病患者は0.8%(指定難病等医療給付対象者、小児慢性特定疾病医療給付対象者)となっている。

また、全国の状況を見てみると、令和2年版障害者白書(令和元年度障害者施策の状況)によると、全国の障害のある人の数は、身体障害者436万人(身体障害児を含む)、知的障害者109万4千人(知的障害児を含む)、精神障害者は419万3千人となっており、国民のおよそ7.6%が何らかの障害を有していることになる。川越市は、全国割合よりも低い割合となっている。

なお、埼玉県では、平成31年3月末時点で、県の総人口に占める障害者の割合は、身体障害者が2.8%、

知的障害者が 0.7%、精神障害者は 0.8%となっており、川越市の割合と近似している。

<川越市の障害のある人の推移>

(各年度末 単位:人)

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
身体障害者	9,920	9,964	9,930	9,920	9,919
知的障害者	2,272	2,367	2,452	2,543	2,654
精神障害者	2,203	2,362	2,569	2,775	2,977
指定難病等医療	2,424	2,490	2,236	2,294	2,409
給付対象者					

川越市の身体障害者手帳所持者数は、平成 26 年度までは増加傾向であったが、平成 27 年度以降はや や減少傾向にあり、令和元年度末は 9,919 人である。一方、知的障害者の療育手帳所持者数、及び、精神 障害者の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加しており、それぞれ、2,654 人(平成 27 年度末比 +16.8%)、2,977 人(平成 27 年度末比 +35.1%)である。指定難病等医療給付対象者数は指定難病 の対象疾病数の増加に伴いやや増加傾向にあるものの、令和元年度末はやや減少し 2,409 人(平成 27 年度末比 $\triangle 0.6\%$)である。

(2) 歳入・歳出の推移

①歳入

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
使用料及び手数料	2,214	1,917	121	135	135	1,096
					※ 1	
国庫支出金	3,260,348	3,405,597	3,913,357	4,153,344	4,183,512	4,498,307
県支出金	1,629,040	1,728,059	1,823,878	2,037,454	2,130,364	2,161,861
財産収入	130	57	50	27	30	50
諸収入	103,946	92,753	83,398	77,510	75,326	98,420
市債	7,900	109,300	185,200	122,900	9,800	255,700
					※ 2	
合計	5,003,578	5,337,683	6,006,004	6,391,370	6,399,166	7,015,434

※1:使用料の歳入について、令和4年度の当初予算額は1,096千円であるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、総合福祉センタープールの一般利用を停止したため、実際の決算額は135千円にとどまった。なお、予算決定時は、次年度の新型コロナウイルス感染症の感染状況を予測することが困難であったため、一般利用サービスの制限を考慮しない収入見込みとしていたとのこと。

※2: 令和 4年度の市債の歳入について、当初予算が 255,700 千円であるのに対して、決算額は 9,800 千

円と減少しているが、これは、民間社会福祉施設整備事業債について、補助事業者の工期が延長した ため、繰越明許費を設定したもの。

②歳出

(単位:千円)

						上 四・111/
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
社会福祉総務費						
総合福祉センター運営	266,596	380,206	263,312	254,292	259,661	275,758
管理						
小計	266,596	380,206	263,312	254,292	259,661	275,758
障害者自立支援費						
介護給付・訓練等給付	5,350,513	5,694,385	6,128,236	6,812,369	7,222,329	7,350,230
					※ 1	
自立支援医療・補装具	692,353	711,425	711,204	706,244	694,755	738,692
地域生活支援(相談支	79,202	79,409	73,824	70,656	62,858	67,076
援)						
地域生活支援(コミュニ	12,062	12,170	4,723	8,101	8,659	12,735
ケーション支援)					※ 2	
地域生活支援(居宅サー	229,188	242,809	232,075	240,258	242,749	264,814
ビス)						
障害者自立支援一般事	6,442	8,875	10,508	5,544	4,649	6,157
務						
障害者総合相談支援セ	4,312	4,315	9,755	10,770	12,589	14,704
ンター運営管理					※ 3	
小計	6,374,073	6,753,388	7,170,325	7,853,942	8,248,587	8,454,408
障害者福祉費					,	
社会参加の推進	11,190	10,823	7,749	7,430	7,938	8,598
福祉サービスの充実	630,602	642,067	602,169	603,947	608,566	673,567
					※ 4	
施設援護	349,227	172,483	617,311	472,440	159,461	173,787
					※ 5	
障害者就労支援センタ	3,151	4,171	499	_	_	_
ー運営管理				% 6		
障害者福祉一般事務	19,785	21,651	24,976	41,890	54,407	21,236
					※ 7	

民間福祉施設補助(障害	_	_	_	55,112	334	516,052
者施設)				% 8	※ 9	
社会福祉施設復旧補助	_	42,277	126,295	_	_	_
(障害者支援施設等)				※ 10		
小計	1,013,954	893,471	1,378,999	1,180,818	830,706	1,393,240
知的障害者施設費						
みよしの支援センター	15,013	22,990	15,197	13,444	25,147	28,693
運営管理					※ 11	
みよしの支援センター	4,811	4,897	4,873	5,345	6,036	6,600
受託作業						
小計	19,824	27,887	20,070	18,789	31,183	35,293
身体障害者及び生活保護者授産施設費						
職業センター運営管理	23,993	22,106	23,253	20,165	16,103	17,569
小計	23,993	22,106	23,253	20,165	16,103	17,569
合計	7,698,439	8,077,058	8,855,961	9,328,005	9,386,240	10,176,268

- ※1: 平成30年度決算額と比較して、1,871,816千円増加しているが、これは介護給付・訓練等給付費の 増加によるもの。
- ※2:平成30年度決算額と比較して、3,403千円減少しているが、これは要約筆記者及び手話通訳者派遣 事業の派遣依頼が減少したことによるもの。
- ※3:平成30年度決算額と比較して、8,277千円増加しているが、これは障害者虐待防止センター(社会 福祉協議会へ委託)の委託料の増加によるもの。
- ※4: 令和 4 年度の当初予算額が 673,567 千円であるのに対し、決算額が 608,566 千円と、65,001 千円減少したが、これは福祉タクシーの利用等が当初見込みより少なかったことによるもの。
- ※5: 平成 30 年度決算額と比較して、189,766 千円減少しているが、これは施設整備の補助金の減少によるもの。
- ※6: 令和3年度より決算額が0円であるが、これは、令和3年度より障害者総合相談支援センター運営 管理に統合されたことによるもの。
- ※7: 平成30年度決算額と比較して、34,622千円増加しているが、これは主に新型コロナウイルス対策 消耗品(抗原定性検査キット)28,132千円の増加によるもの。
- ※8、※9: 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要領により交付決定を受けた民間社会福祉施設整備費補助であり、令和3年度決算の主なものはNPO法人AXに対する補助金47,079千円。 令和4年度決算額は0円であるが、補助金仕入控除にかかる償還金334千円が発生。
- ※10:令和3年度より決算額が0円であるが、これは令和2年度で事業が終了したためである。
- ※11: 平成30年度決算額と比較して、10,135千円増加しているが、これは主に川越市みよしの支援センター内の屋上防水改修工事10,990千円増加によるもの。

(3) 「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」と「川越市障害者支援計画」との関連性

「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」は、「川越市総合計画策定条例」に基づき、平成28(2016)年度以降令和7(2025)年度までの10年間のまちづくりを進める指針として策定されたものであり、平成28年度から令和2年度までの5年間を対象とした前期計画、及び令和3年度から令和7年度までの5年間を対象とした後期基本計画が策定されている。

また、「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の「第2 分野別計画」 - 「第二章 福祉・保健・医療」 - 「施策番号6 障害者福祉の推進」において、自立と共生の考えのもと、障害のある人が住み慣れた地域でいきいきと暮らせることを目的とし、取組施策1から7を掲げている。

一方、「川越市障害者支援計画」は、障害者施策の一層の推進を図る目的で、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体として策定されたものであり、現在は令和3年度から令和5年度までを計画期間とした計画となっている。

そして、当該「川越市障害者支援計画」は、上位計画である「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」を達成すべく策定されており、「川越市障害者支援計画」の基本目標 1 から7は、「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の「第2 分野別計画」 – 「第二章 福祉・保健・医療」 – 「施策番号6 障害者福祉の推進」における取組施策1から7までと多少の文言の違いはあるものの、内容的に整合するものとなっている。

(4) 障害者福祉の推進に関する指標

①概要

「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の施策番号 6 障害者福祉の推進 P.60 において、以下の 障害者福祉推進の指標が掲げられている。

七冊	実績値	目標値
指標	(R1 年度)	(R7 年度)
障害者施策の満足度* (%)	36.6	42
福祉施設から一般就労への移行者数(人/年)	35	55

*障害者施策の満足度:「川越市障害者支援計画」策定のためのアンケート調査において、「満足している」及び「少し満足している」と回答した人の割合。

②「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」に記載の2指標について

「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の2指標(「障害者施策の満足度」及び「福祉施設から一般就労への移行者数」)のうち、「福祉施設から一般就労への移行者数」については、下位計画の「川越市障害者支援計画」P.94の成果目標に記載があるが、「障害者施策の満足度」については、下位計画の「川越市障害者支援計画」に記載はなく、記載がない理由としては、上位計画である総合計画に記載があるため、障害者支援計画には記載しなかったとのことである。当指標は、3年に一度アンケート調査により行われるものであるが、令和4年度の実績値は33.9%であり、令和元年度の36.6%よりも数値が下がっている(2.7%の減少)。

なお、上記指標の令和元年度から令和4年度までの実績値は以下のとおり。

指標	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
障害者施策の満足度(%)	36.6	_	_	33.9
		※ 1	※ 1	
福祉施設から一般就労への移行	51	33	21	76
者数(人/年)	※ 2			

(障害者福祉課担当者よりヒアリング)

- ※1:満足度調査は、次期障害者支援計画アンケート調査にて、3年に一度の計画策定前年度にのみ行われる。
- ※2:「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」では、未確定の数値「35人」が計上されているが、「51人」が確定値である。

<実施した監査手続>

障害者福祉課に対し、「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の 2 指標について、下位計画である 「川越市障害者支援計画」に記載があるか、記載がない場合にはその理由について質問を実施した。

【意見 14】「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」に記載のある指標「障害者施策の満足度」を「川越市障害者支援計画」に織り込むべき

「第四次川越市総合計画(後期基本計画)」の「施策番号 6 障害者福祉の推進」に記載の 2 指標のうち、「福祉施設から一般就労への移行者数」の指標については下位計画である「川越市障害者支援計画」に記載がない。下位計画は記載があるが、「障害者施策の満足度」については、「川越市障害者支援計画」に記載がない。下位計画は、上位計画を達成すべく策定される計画であり、上位計画が指標としている目標数値が、下位計画に記載されていないということは、当該目標数値についての落とし込みができていないとの誤解を与えかねず、その目標数値達成に向けての個別の施策が策定されているかどうか、またその有効性が不明な状態となっている。そのため、当該指標について、「川越市障害者支援計画」に目標指標として明記し、当該指標の達成に向けての個別計画を策定していくべきと考える。

(5) 就労施設での就労の充実

①概要

「川越市障害者支援計画」P.65 「主要課題 4-2 就労施設での就労の充実」に対して、障害者福祉課では、以下の表に記載の施策を策定している。

番号	施策	施策 施策説明 取組	
68	多様な就労	一般就労が困難な障害のある人が適	・川越市みよしの支援センター及び川越市
	機会の拡充	性に応じて働けるように、就労継続	職業センターの運営
		支援事業所など多様な就労機会の拡	・多様な形態の就労先を確保するため、関
		充に努めます。	係機関や事業所等への情報提供

	I		
69	展示・販売	障害者施設等で障害のある人が製作	・福祉の店・市役所本庁舎1階等を障害者
	コーナー設	した製品を販売する展示・販売コー	施設等に提供し、販路拡大の支援を実施
	置の促進及	ナーの設置を促進するなど、販売拡	
	び販路拡大	大の支援に努めます。	
		指標:販売コーナー等の設置	
		現状値(R1 年度末): 4 箇所	
		目標値(R5 年度末):5 箇所	
70	障害者就労	障害者優先調達推進法に基づき、障	・障害者就労施設等の提供する物品・委託
	施設等から	害者就労施設等の提供する物品・委	等サービスの優先調達に関する方針を策定
	の物品調達	託等サービスの優先調達に関する方	し、庁内への周知を実施
	等の充実	針を策定し、障害者就労施設等から	・令和 4 年度の実績は、件数 35 件、決算額
		の優先調達の拡大を図ります。	が 7,386 千円
71	関連団体と	就労支援に関する情報の共有を図る	就労支援に関する問題点や個別ケースにつ
	の連携の推	ため、市内関連団体との連携を推進	いて関連団体(国立リハビリテーションセ
	進	します。	ンター、特別支援学校、就労移行支援事業所
			等) と連携し、情報共有を実施 (障害者総合
			相談支援センター)

(右列の「取組」については、障害者福祉課担当者へのヒアリングによるもの)

②施策番号 69「展示・販売コーナー設置の促進及び販路拡大」目標指標について

施策番号 69「展示・販売コーナー設置の促進及び販路拡大」においては、障害者施設等で障害のある 人が製作した製品を販売する展示・販売コーナーの設置を促進し、販売拡大の支援に努めるとしている。 そして、その目標指標として、販売コーナーの設置を、現状値(令和元年度末)の 4 箇所から、目標値(令和 5 年度末)の 5 箇所にするとしているが、当該目標値が、4 年間で 1 カ所のみの増加にとどまっている。 この点につき、障害者福祉課担当者に質問を実施したところ、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮 した結果、増加目標が 4 年間で 1 カ所という数字になったとのことであった。

また、設置増加目標数が4年で1カ所であることに関連し、過去の設置数の増加の推移、及び、令和4年度末時点での設置数について質問を実施したところ、令和2年度以降は販売コーナーの設置については、各障害者施設と各出先機関(販売コーナーを設置しうる場所)の間で直接手続きを行っており、特段報告も受けないため、障害者福祉課として、詳細な実績件数は把握していないとの回答を受けた。さらに、令和元年度以前に販売場所となっていた各出先機関(中央図書館・上下水道局・大東市民センター)に障害者福祉課担当者が確認を取ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響下により当該出先機関では令和2年度以降にロビー販売が行われた実績は無いと報告をうけた。

<実施した監査手続>

障害者福祉課に対し、施策番号 68~71 の施策に関して、障害者福祉課が実施している取組についての 質問及び関係書類の閲覧を実施した。

【意見 15】川越市障害者支援計画の施策番号 69「展示・販売コーナー設置の促進及び販路拡大」について、指標の種類や目標値を再検討すべき

販売コーナーの設置数は、施策番号 69 の目標指標であるため、障害者福祉課としてその実績数を把握しておくべきであるが、現在、詳細な実績件数の把握は行われていない。また、設置数の目標値についても、令和元年度末から令和 5 年度末で 1 カ所増加という目標値で良いのか十分に検討すべきであると考える。

さらに、障害のある人が製作した製品を販売するにあたっては、当該製品の売上が増加することで、障害者の工賃も増加するため、その目標指標としては、販売コーナーの設置数ではなく、むしろ売上金額等の目標値の方が、障害者の「就労施設での就労の充実」という課題の解決策としては適しているようにも思える。

当該販路拡大の目標指数の設定については、有効性・効率性も踏まえて十分に検討し、また、設定した 目標指標の達成状況について、障害者福祉課として、しっかりと把握していくべきであると考える。

(6) 情報アクセシビリティの向上

①概要

「川越市障害者支援計画」P.68 「主要課題 5-2 情報アクセシビリティの向上」に対して、特に、聴 覚障害や視覚障害等により、情報の入手が困難な方やコミュニケーションが困難な方について、障害特 性に応じて ICT 等を活用し、情報アクセシビリティの向上を図る必要があるとし、障害者福祉課では、 以下の表に記載の施策を策定している。

番号	施策	施策説明	取組
78	視覚障害者	行政情報の円滑な提供を図るた	・県市広報等(点字版)の備付、点字封筒の使
	への行政情	め、情報サービスの提供方法及び	用、新型コロナワクチン接種券等の発送にあた
	報サービス	機器等の充実を図ります。	って配布物の点字化。
	の充実		・活字版の広報川越を読むことが困難な方向
			けの「声の広報川越」(広報川越の内容を CD
			(デイジー版・音楽 CD 版)に録音し音声で届
			けるもの)。
			・市 HP にて、視力の弱い方や色の識別が苦手
			な方、文字を読むのが苦手な方が HP を快適に
			閲覧するために、リモコン型の支援ソフト
			(ZoomSight)を導入。

79	行政情報の
	充実

障害者のしおりや施設パンフレット等、行政情報や福祉サービスに関する情報について、インターネット等の活用の周知方法を含めて充実させることにより、障害のある人の特性に応じた情報提供の充実を図ります。また、ホームページから、各種申請書をダウンロードできるよう努めます。

・窓口に新たにデジタルサイネージを導入し、 制度等の周知。市ホームページに窓口の混雑状 況をリアルタイムで掲載。難病患者見舞金等の 電子申請受付を実施。市ホームページで身体障 害者手帳の診断書や各種申請書等のデータを 掲載。聴覚障害者向けに専用の市のメールアド レスを用意し、登録者を対象にメール配信を実 施

(右列の「取組」については、障害者福祉課担当者へのヒアリングによるもの)

<実施した監査手続>

障害者福祉課が実施している予算事業において、上記施策に合致する事業はないため、障害者福祉課に対し、上記の施策の取組について質問を実施した。その結果、上記表の右列の取組に記載の回答が得られた。監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(7) 障害者差別解消支援地域協議会

①概要

障害者差別解消支援地域協議会は、地域における障害者差別の解消にむけた関係機関間のネットワークづくりの役割を果たす協議の場として設置されたものであり、関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析等を協議する。

②根拠法

障害者差別解消支援地域協議会は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律 第 65 号)第 17 条を根拠法とする。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 第17条第1項>

国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

③川越市の障害者差別解消支援地域協議会における主な所掌事務

川越市の障害者差別解消支援地域協議会では、以下の「障害者差別解消支援地域協議会の設置・運営等に関するガイドライン(内閣府・平成29年5月)」に記載の以下想定される所掌事務8項目のうち、(B)(C)(D)(F)の4項目を現時点での主な所掌事務と予定している。

(A) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有

- (B) 関係機関等が対応した相談に係る事例の共有
- (C) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (D) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (E) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (F) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- (G) 個別の相談事案に対する対応
- (H) その他

④構成員

川越市障害者差別解消支援地域協議会実施要綱(平成29年4月1日施行)によれば、当協議会は、以下に掲げる者のうちから委員15人以内で構成するとしている(同要綱第2条)。任期は2年であるが、期間の更新は可能である(同要綱第3条)。

- (A) 学識経験者
- (B) 社会福祉団体関係者
- (C) 障害者団体関係者
- (D) 関係行政機関職員
- (E) 民間事業者関係者
- (F) 市職員

なお、令和3年10月1日~令和5年9月30日の期間における当協議会委員は9名選出されており、 各選出団体は以下のとおりである。

пошп	11 (0)(1 - 2 .) (1.) (0	
No	選出区分	選出団体名等
1	学識経験者	AY
2	社会福祉団体関係者	川越市社会福祉協議会
3	障害者団体関係者	川越市障害者団体連絡協議会
4	関係行政機関職員	川越公共職業安定所
5	民間事業者関係者	川越商工会議所
6	市職員	人権推進課
7		障害者福祉課
8		障害者総合相談支援センター
9		学校管理課

⑤過去の会議実績

H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1 回開催	1 回開催	開催なし	開催なし	1 回開催	開催なし
				(書面会議)	

※年1回の開催を基本としている。

6報償金

当協議会の報償金の額は、同要綱第7条により、以下のように定められている。

協議会1回あたりの報償金の額は、次の各号のとおりとする。

座長 8,000円

委員 6,900 円

(7)障害者差別解消支援地域協議会の開催頻度について

障害者の差別解消については、川越市総合計画(後期基本計画)6「障害者福祉の推進」の取組施策 1. 「差別解消及び権利擁護の推進」に以下の記載があり、川越市としても重要な取組となっていると考えられる。

- 1. 差別解消及び権利擁護の推進 (障害者福祉課)
 - ① 障害に対する理解を深め、障害を理由とする差別の解消を図るとともに、障害のある人とない人との相互理解と交流の促進に努めます。
 - ② 障害のある人に対する虐待の防止、早期発見及び迅速な対応に努めます。
 - ③ 成年後見制度の周知と利用促進に向けた啓発に努めます。

また、川越市総合計画(後期基本計画)の下位計画である、「川越市障害者支援計画」においても、主要課題「1-1 差別の解消」として、あらゆる課題・取組施策の中で一番初めの項目として記載されている。

このように川越市において、障害者差別の解消に向けての取組は重要な施策であると考えられるにも関わらず、地域における障害者差別解消に向けた関係機関間のネットワークづくりの役割を果たす協議の場として設置され、関係機関等が対応した相談事例の共有、障害者差別の解消に資する取組の共有・分析等を行うための障害者差別解消支援地域協議会が令和元年度、令和2年度、令和4年度において開催されておらず、令和3年度についても書面での開催であった。

令和 4 年度に当協議会が開催されなかった理由について障害者福祉課担当者へ質問したところ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点及び障害者差別解消法の一部改正(令和 6 年 4 月 1 日施行)を踏まえた国・県の動向を注視していたが、特に動きがなかった(法令等の詳細な改正内容が不明である)ため、また、差別事例もなかったため、開催を見送ったとの回答を受けた。

この点、令和3年度の書面会議の議事録には次の記載が見られた。

- ・書面ではなく Web 会議を取り入れてはどうか。
- ・相談事例を集めるのに、まずは相談がしやすいよう窓口をわかりやすくする必要がある。
- ・障害者差別解消の事例共有・分析の会議が年1回でできるものなのか。

なお、埼玉県の障害者差別解消支援地域協議会では、令和元年度から令和 3 年度まで各 2 回ずつ同協議会が開催されており(埼玉県 HP より。令和 4 年度は不明)、新聞記事を用いた差別解消についての議論等も行われている(令和 3 年 3 月 29 日開催。埼玉県 HP より)。

<実施した監査手続>

障害者差別解消支援地域協議会の事業について、関連資料の閲覧及び障害者福祉課担当者への質問を 実施した。

【意見 16】障害者差別解消支援地域協議会を適切な頻度で開催し、地域における障害者差別の解消に向けて有意義な議論を行っていくべき

川越市において、障害者差別解消に向けての取組は重要施策であるにもかかわらず、関係機関間のネットワークづくりや、相談事例の共有、取組の共有・分析等を行うための障害者差別解消支援地域協議会が令和元年度、令和2年度、令和4年度において開催されておらず、令和3年度についても書面での開催であった。その理由として、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいとされるが、当協議会を「開催しない」という判断ではなく、オンラインでの開催に切り替える等の措置が必要であると考える。また、当協議会は、障害者差別解消法の一部改正の動きの有無や差別相談事例の有無に関係なく開催し、障害者差別解消に向けての活発な議論が行われるべきである。また、当協議会は年1回の開催を基本としているが、その開催頻度についても検討を進めていく必要があると考える。

(8) 障害者差別解消法関連パンフレット

①概要

障害者差別解消法について周知啓発を図るため、パンフレットを作成・配布する事業である。

②配布方法

川越商工会議所会報のチラシ同封サービス「商いポケット便」を利用し、市内の事業所を対象にパンフレットを配布する。

③過去の作成実績・配布実績

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
作成	実績なし	実績なし	実績なし
配布	実績なし	実績なし	実績なし

※障害者福祉課担当者よりヒアリング。パンフレットは、法改正等があった場合に作成している。

④直近のパンフレット

直近で作成されたパンフレットは平成 27 年度に作成されたものである。障害者差別解消法の一部改正 (令和 6 年 4 月 1 日施行)があり、川越市では、今後、当該改正に対応したパンフレットを作成・配布 する予定である。

⑤障害者差別解消法関連パンフレットについて

障害者差別解消法は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性 を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的と して、平成25年6月に制定されたものであり、川越市では、障害者差別解消法に関するパンフレットを 作成・配布し、周知啓発を図っている。

しかしながら、令和 2 年度以降の実績を見ると、作成・配布ともに実績が 0 となっている。障害者福祉課の担当者に当該パンフレットが作成・配布されなかった理由について質問を実施したところ、「令和 4 年度に障害者差別解消法の一部改正(令和 6 年 4 月 1 日施行)に対応したパンフレットを作成することができなかった。事業者の合理的配慮の義務化や具体的な対応事例まで盛り込んだ内容を周知することを想定していたため、以前作成したパンフレットでは令和 6 年 4 月 1 日からの事業者への合理的配慮の義務化が明記されたものではなく、増刷・配布は行わなかった。」との回答を受けた。

<実施した監査手続>

障害者差別解消法関連パンフレット(「障害者自立支援一般事務」関連事業)について、関連資料の閲覧及び障害者福祉課担当者への質問を実施した。

【意見 17】障害者差別解消法関連パンフレットを配布し、障害者差別についての事業者の理解促進や障害者が不当な差別的取り扱いをされないように事業者に求めるべき

障害者差別解消法関連パンフレットの作成・配布について、令和2年度以降の実績を見ると、ともに0となっているが、障害者への差別解消にかかる広報・啓発活動を推進していくことは、主要課題「差別の解消」を達成する上でも必要なことであり、事業者への周知啓発活動として、障害者差別解消法に関するパンフレットを配布することは重要であると考えられる。そのため、障害者差別解消法の改正の有無に関わらず、以前作成したパンフレット等を増刷し事業者へ配布するなどして、障害者差別についての事業者の理解促進や障害者が不当な差別的取り扱いがされないように事業者に求めていくことが重要であると考える。

(9) 次期障害者支援計画アンケート調査

①概要

本事業は、川越市障害者支援計画(第六次川越市障害者計画・第六期川越市障害福祉計画・第二期川越 市障害児福祉計画)の見直しを行い、次期計画を策定するにあたり障害者(児)の生活上の課題・住民ニ ーズを活用するため、アンケート調査業務を委託するものである。

②委託業者選定方法

一般競争入札による。

③委託内容

(A)調査の対象者

市民 3,500 人程度(「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」「難病患者」「発達障害者」「高次脳機能障害者」「特別支援学校高等部 3 年生」「障害者支援施設利用者」「グループホーム利用者」)を対象として、調査を実施する。

(B)調査方法

原則郵送による方法により行う。

調査票の作成は、国・埼玉県の動向を踏まえながら、受注者側で素案を作成し、川越市障害者施策審議会に複数回市職員と同席し、意見を聴取した上で、川越市障害者福祉課と協議して最終案を作成する。

なお、視覚障害者等に対して点字によるアンケートの作成はしていないが、調査票には「ご本人が回答できない場合はご家族や介助等をしている方が、ご本人の立場に立ってご記入ください。」と記載されている。

(C)調査票の発送・回収

調査票の印刷、発送、回収は受注者により行う。

(D)調査結果の集計・分析・考察

回収したアンケート調査票の集計、自由記述のとりまとめを行い、国及び埼玉県から示される指針等を 参考とし、分析・考察を行う。

(E)報告書及び報告書概要版の作成

報告書及び報告書概要版を作成する。報告書の作成にあたっては分析結果及び国・埼玉県の上位計画、 川越市の関連計画との整合性を図り、本市の障害者(児)施策及び障害者を取り巻く現況を把握し、次期 計画策定へ向けた課題の整理を行う。

(F)成果物

報告書及び概要版は A4 版とし、CD-ROM にて提出する。印刷製本費は委託料に含む。

④実施頻度

次期障害者支援計画アンケート調査は、3年に一度の計画策定前年度にのみ実施している。

⑤アンケートの回収率

アンケートの回収率は以下のとおりである。

R1 年度	R4 年度
49.9%	53.2%

(障害者福祉課担当者よりヒアリング)

⑥区分別回収状況

令和4年度の障害者種別のアンケート回収状況は以下のとおりである。

(単位:人、回収率は%)

調査対象		抽出者数	調査票回収数	回収率
障	身体障害者	1,400	778	55.6
障害者手帳所持者等	知的障害者	650	305	46.9
手	精神障害者	650	342	52.6
所	難病患者	400	217	54.3
	発達障害者	181	103	56.9
等	高次脳機能障害者	22	9	40.9

特別支援学校高等部3年生	52	23	44.2
障害者支援施設利用者	85	50	58.8
グループホーム利用者	60	35	58.3
合計	3,500	1,862	53.2

また、回収したアンケートの年齢別回収率は以下のとおりである。

年齢区分	回収率
10 歳未満	3.5%
10 歳~17 歳	4.6%
18 歳~19 歳	1.5%
20 歳~29 歳	7.9%
30 歳~39 歳	8.6%
40 歳~49 歳	11.0%
50 歳~59 歳	11.5%
60 歳~64 歳	4.9%
65 歳以上	44.6%
無回答	1.9%
合計	100.0%

<実施した監査手続>

次期障害者支援計画アンケート調査事業(「障害者自立支援一般事務」関連事業)について、関連資料の閲覧及び障害者福祉課担当者への質問を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(10) 地域自立支援協議会

①概要

地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有及び関係機関等の連携の緊密化 等に関する協議の場として設置している。

②根拠法

地域自立支援協議会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 89 条の 3 の規定に基づき設置されており、川越市地域自立支援協議会要綱にて必要な事項が定められている。

③構成員

川越市地域自立支援協議会は、以下の団体等から選出された19人で構成されている。

選出区分	選出団体等
学識経験者	4 団体
社会福祉団体関係者	社会福祉法人6法人
障害者団体関係者	4 団体
民間事業者関係者	2 団体
関係行政機関職員	・川越公共職業安定所
	・埼玉県立川越特別支援学校
市職員	・川越市保健所保健予防課

④専門部会

川越市地域自立支援協議会では、以下 4 つの専門部会が設置されており、専門部会ごとでも活動を行っている。

1	仕事・活動部会
2	まちづくり部会
3	こども部会
4	地域移行部会

⑤過去の会議実績

R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
対面会議1回(R1.6.7)	実績なし	実績なし	書面会議 1 回(R4.12.2)
			対面会議1回(R5.3.17)

(出典:川越市 HP 川越市地域自立支援協議会の結果より)

⑥川越市地域自立支援協議会の結果公開について

川越市地域自立支援協議会は、地域における障害者等への支援体制に関する課題についての情報共有及び関係機関等の連携の緊密化等に関して協議が行われており、川越市地域自立支援協議会要綱第 10 条により、その会議録及び会議資料は、個人情報等が含まれているものを除き、公表するものとする、と定められている。

当協議会の結果は川越市のホームページにより公表しており、令和 2 年度、令和 3 年度は実施されていないため公表はされていないが、令和元年度の当協議会の結果について、川越市のホームページにより要旨や資料等が公表されている。

令和4年度においては、当協議会は、令和4年12月2日に第1回書面会議、令和5年3月17日に第2回会議が行われているが、令和5年9月1日時点において、令和4年度の第1回、第2回ともに当協議会の結果についてホームページ上で公開されていなかった。

そのため、当協議会の結果がホームページ上で公開される時期について障害者福祉課担当者にヒアリングを実施したところ、当協議会開催要旨のホームページでの公開の期日については、次回会議の開催前までに公開できるよう努めており、令和4年度の会議録については令和5年9月中に公開できるよう

準備をしているとの回答を受けた。その後、令和5年10月3日に確認したところ、令和4年度の当協議会の結果が川越市ホームページ上に公開されていることを確認した。

これについて、令和4年度第1回書面会議(令和4年12月2日開催)が行われてから当協議会の結果が公表されるまでに9か月程要しており、障害者福祉課担当者からは、次回会議の開催前までに公開するよう努めているという回答を受けたが、実際は第2回会議(令和5年3月17日)の後の公開となってしまっている。また、第2回対面会議についても、会議が行われてから結果が公表されるまでに約半年の期間が経過している。

さらに、令和4年度第1回書面会議の公表資料の中には、令和4年度の今後のスケジュールの掲載があるが、結果として令和4年度が終了した後に当該スケジュールを公表した状況である。

<実施した監査手続>

地域自立支援協議会(「障害者総合相談支援センター運営管理」関連事業)について、関連資料の閲覧 及び障害者福祉課担当者への質問を実施した。

【意見 18】川越市地域自立支援協議会の結果について、会議開催後速やかにホームページに掲載すべき

川越市地域自立支援協議会は、令和4年12月2日に第1回書面会議、令和5年3月17日に第2回会議が行われており、川越市では、市ホームページにより、当該協議会の結果を公表している。しかしながら、令和5年9月1日時点において、令和4年度の第1回、第2回ともに当協議会の結果について、まだホームページ上で公開されていなかった(令和5年9月末に公開された)。令和4年度第1回書面会議が行われてから当協議会の結果が公表されるまでに9か月程要しており、それも第2回の会議の後の公開であった。また、第2回対面会議についても、会議が行われてから結果が公表されるまでに約半年の期間が経過している。当協議会の結果については、関係者がその内容を把握し、また次回会議に役立てるためにも、開催後は速やかにホームページに公開すべきと考える。

(11) 障害者就労セミナー

①概要

障害者の雇用の促進と就労の安定を図るために、障害者雇用の現状や働くための心構えなどの情報を 提供するため、就労支援セミナーを開催するものである。

②開催実績

障害者福祉課担当者に質問したところ、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から過去 3 年間(令和 2 年度から令和 4 年度まで)において障害者就労セミナーの開催は見送ったとのことである。

③障害者就労セミナーの開催について

障害者就労セミナーは、障害者の雇用の促進と就労の安定を図るため、障害のある人の就労に携わる方を講師に招き、障害者雇用の現状や働くための心構えなどの障害者雇用に関する情報提供を行う機会として開催されているが、近年は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から開催されていない状況である。なお、障害者就労セミナーの開催は、川越市障害者支援計画の主要課題 4-1 雇用・就労環境の充実

に対する施策としている(施策番号67)。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から障害者就労セミナーの開催が 3 年続けて開催できない状況について、オンライン開催等の検討を行わなかったのかどうかについて、障害者福祉課担当者に質問を実施したところ、オンライン等の開催はなされなかったが、民間企業が障害者向けの就活準備講座等をオンライン配信し、また情報誌の配布を行うようになったことから、相談者に、当該オンライン配信の案内や情報誌の配布などの情報提供を行うことにより、セミナーの開催に代えている、との回答を受けた。

<実施した監査手続>

障害者就労セミナー(「障害者総合相談支援センター運営管理」関連事業)について、障害者福祉課担 当者への質問を実施した。

【意見 19】障害者就労セミナーの開催の必要性について十分に検討すべき

川越市では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、近年、障害者就労セミナーを開催していないが、民間企業が障害者向けの就活準備講座等を定期的にオンライン配信し、また情報誌の配布を行うようになっている。そのため、相談者に対しては、当該オンライン配信の案内や情報誌などの情報提供を行うことにより、セミナーの開催に代えている状況である。このように、民間企業が実施する障害者就労セミナーが充実してきており、障害者が就労に関する情報を当セミナーで十分得ることができるのであれば、川越市独自で同種のセミナーを開催する必要性は低いと考えられる。そのため、当該事業について、単に新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からの開催見送りではなく、経済性・効率性・有効性の観点からその開催の必要性について十分に検討し、必要がないならば事業の廃止についても検討すべきであると考える。

(12) 住替家賃差額補助

①概要

住替家賃差額補助事業は、市内の民間賃貸住宅に居住の障害者世帯が、家主の都合により立ち退きを求められて市内の民間賃貸住宅に転居した場合に、転居前の家賃と転居後の家賃との差額を助成するものである。

②対象者及び助成限度額

身体障害者手帳 3 級以上又は療育手帳 A 以上の障害者のいる世帯が、家主の都合により立ち退きを求められた場合に、家賃助成金(限度月額 30,000 円)及び転居一時金(限度額 60,000 円)を補助する。

③補助実績

近年の実績は以下のとおりである。

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
金額(千円)	360	360	_	_	_	_	_	_
人数(人)	1	1	0	0	0	0	0	0

④住替家賃差額補助事業について

住替家賃差額補助事業の過去6年間の実績は0となっており、平成27年度及び平成28年度も各1名のみの実績となっている。近年実績0が続いていることについて考えられる要因について、障害者福祉課担当者へ質問を実施したところ、障害者差別解消法の制定により、障害を理由に退去を求めるといったケースが無くなったことが想定されるとの回答を受けた。

川越市の「平成30年度 事務事業評価シート(詳細)」によれば、埼玉県内での他市の状況は、さいたま市、川口市では、高齢者のみに同様の補助金交付事業があるが、障害者に対しての同様の事業はない。また、越谷市は、高齢者のみに交付していた同様の補助金を平成27年度末で廃止しており、これら3市では、障害者に対しての同事業は行っていない。今後の方向性の記載においては、「現在の要綱では家賃差額補助の支給期間について定めがないため、近隣市等の状況を検証し支給期間を定めるか検討する」との記載があり、この点について、検討状況を障害者福祉課担当者に質問したところ、検討は進んでいないとの回答を受けた。

<実施した監査手続>

住替家賃差額補助(「福祉サービスの充実」関連事業)について、障害者福祉課担当者への質問を実施 した。

【意見 20】家賃差額補助の支給期間についての定めを設けるとともに、事業の廃止についても検討すべき

住替家賃差額補助事業の過去 6 年間の補助実績は 0 となっており、平成 27 年度及び平成 28 年度も各 1 名のみの実績となっている。また、「平成 30 年度 事務事業評価シート(詳細)」によれば、埼玉県内ではさいたま市、川口市、越谷市において、障害者に対しての同事業は行っていない。そのため、障害者に対する住替家賃差額補助事業については、近年の過去実績及び県内他市の状況も踏まえて、事業の廃止について検討すべきと考える。なお、現在の要綱では家賃差額補助の支給期間について定めがないため、当該事業の廃止について検討した結果、事業が継続となった場合には、支給期間の定めについて検討を実施すべきであると考える。

(13) 難病患者見舞金

①概要

川越市内在住の難病患者に見舞金を支給し、経済的な負担の軽減を図る。

②対象者及び支給金額

市内に1年以上住所を有し、指定難病医療受給者証(埼玉県発行)・特定疾患医療受給者証(埼玉県発行)・指定疾患医療受給者証(埼玉県発行)・川越市小児慢性特定疾病医療受給者証(川越市発行)の交付を受けている方に対し、一年度につき年額36,000円の見舞金を支給するもの。

③過去実績

過去5年間の実績の推移は以下のとおりである。

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
人数(人)	2,531 人	2,452 人	2,573 人	2,312 人	2,415 人
補助額 (千円)	91,116	88,272	92,628	83,232	86,940

<実施した監査手続>

難病患者見舞金(「福祉サービスの充実」関連事業)について、関連資料の閲覧及び障害者福祉課担当 者への質問を実施した。

【結果 6 】令和 4 年度難病患者見舞金の支給決裁において、決裁及び執行のあった日の日付を決裁書類 に記載すべき

難病患者見舞金は、川越市内在住の難病患者に見舞金を支給し、経済的な負担の軽減を図るため、川越市内に 1 年以上居住し、埼玉県が発行する指定難病医療受給者証等所持者について、一年度につき年額 36,000 円の見舞金を支給するものである。

当該難病患者見舞金について、個別の申請書及び支給にかかる決裁書等関連資料の閲覧を実施したところ、支給にかかる決裁書の決裁日及び執行日に日付の記載がないものがいくつか見られた。合規性の観点から、難病患者見舞金の支給における所定の決裁手続をとった日を明らかにすべく、決裁書類への日付の記載が必要である。

(14) 川越市みよしの支援センター運営管理事業

①施設の概要

川越市みよしの支援センターは、主に知的障害者を対象とした指定障害福祉サービス(就労継続支援B型)を提供する川越市直営の施設である。

②施設の目的

就労や生産活動の機会を通じて、知識や能力の向上に必要な訓練や支援を行い、また、自立した日常生活や社会生活ができるよう必要な訓練や支援、希望に応じて一般就労に必要な支援を行うことを目的にしている。

③利用者の状況

利用者定数は 45 名、利用登録者数は 36 名(令和 5 年 8 月 30 日現在)である。各区分に応じた人数は

以下のとおりである。

・年齢による区分

(単位:人)

	10代	20代	30代	40代	50代	60 代以上	計
男	0	7	0	6	7	3	23
女	0	2	0	6	4	1	13
計	0	9	0	12	11	4	36

・障害者手帳による区分

(単位:人)

		療育	精神手帳・	計		
	最重度	重度	中度	軽度	自立医療	āI
男	3	13	6	0	1	23
女	0	10	3	0	0	13
計	3	23	9	0	1	36

· 在所年数

(単位:人)

	1年未満	5 年未満	10 年未満	15 年未満	20 年未満	20 年以上	計
男	0	6	3	1	2	11	23
女	0	2	0	1	2	8	13
計	0	8	3	2	4	19	36

④利用者の作業内容

利用者の作業は、本館と別館に分かれて実施。企業から内職作業の提供を受ける受託作業と、縫製品等の自主製品の製作作業があり、主な作業内容は以下のとおり。

- ・リサイクル分別作業
- ・キャップ加工作業
- ・電車模型組立・電子部品加工作業
- ・カード分別作業
- ・ボールペン箱詰め作業
- ・健康診断検査キット製作作業
- · 七福神製作作業
- · 縫製品製作
- ・さをり織り製品製作
- ・ビーズ・天然石アクセサリー製作 他

⑤川越市みよしの支援センターの決算額の推移 川越市みよしの支援センターの決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
使用料収入	41,722	41,350	42,860	41,961
その他の収入	9,017	14,331	8,300	18,726
歳入合計	50,739	55,681	51,160	60,687
人件費	81,614	82,332	87,900	88,595
賃金/報償費 ※	8,308	6,876	5,275	5,870
修繕費	6,712	879	191	585
委託料	6,525	6,785	6,588	6,703
工事請負費	133	8,393	0	10,991
その他	5,409	5,347	6,734	7,033
歳出合計	108,703	110,613	106,689	119,777
歳入-歳出差引額	△57,964	△54,933	△55,529	△59,090

^{※「}賃金/報償費」欄は、令和2年度から報償費

収益-費用(A)-(B)

また、上記決算額を生産活動と福祉事業活動に区分した令和4年度の決算額は以下のとおりである。

(単位:千円)

生産活動福祉事業活動6,03554,652収益計(A)6,03554,6525,87088,59516525,147費用計(B)6,035113,742

⑥工賃計算表

収益

労務費

経費

川越市みよしの支援センターの工賃計算表は以下のとおりである。

(単位:千円)

△59,090

	R3 年度	R4 年度
収入		
加工品受託収入	5,151	5,671
自主製品売上収入	215	364
収入合計	5,366	6,035
経費		

需用費 (消耗品費、燃料費	85	100
等)		
原材料費	6	65
経費合計	91	165
工賃支給額	5,275	5,870

⑦工賃計算について

就労支援事業においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定基準」という。)において、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として利用者へ支払われなければならないとされており、また、適正な利用者工賃を算出するためには、生産活動における適切な原価管理を行う必要があることから、就労支援事業における会計について、社会福祉法人は社会福祉法人会計基準、社会福祉法人以外の法人は就労支援事業会計処理基準の定めるところより、会計処理を行うこととされている(就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正に伴う留意事項等の説明、「就労支援事業の会計処理の基準」に関するQ&Aについてより)。

また、就労支援事業会計処理基準では、生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計とを明確に区分し、適切に原価計算を行うことが求められている。

川越市みよしの支援センターは、川越市の直営により運営されており、法人には当たらないものの、適切な原価管理を行うという視点においては、社会福祉法人以外の法人が行う就労支援事業会計処理基準に準じて会計処理を行うことが必要と考えられる。

事業	内容
就労継続支援B型	利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に
	必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わな
	ければならない。(指定基準第201条)



工賃の計算	
「生産活動収入」-「生産活動に係る経費」=「利用者に支払う賃金・工賃」	

工賃の計算における「生産活動に係る経費」とは、「生産活動に直接必要な費用」であり、生産活動において発生した原材料等だけでなく、生産活動収入を得るために必要と判断された人員の人件費や、事業福祉活動と共通で発生した経費等の一部についても按分計算の上、「生産活動に係る経費」に含める必要がある。

川越市みよしの支援センターにおける歳出整理簿(令和4年度)を閲覧したところ、光熱水費1,184千

円 (ガス・水道代等)、修繕料 531 千円 (別棟蛍光灯不点修繕 34 千円を含む)、通信運搬費 227 千円 (フォークリフト運送費 38 千円を含む)、保険料 169 千円 (利用者傷害保険料 114 千円、フォークリフト賠償責任保険料 5 千円を含む)、施設・備品管理委託料 1,635 千円 (清掃業務・警備保障業務等)等の経費を確認することができた。

歳出整理簿(令和3年度)においても、光熱水費898千円(ガス・水道代等)、保険料255千円(利用者傷害保険料239千円、フォークリフト賠償責任保険料5千円を含む)、施設・備品管理委託料1,719千円(清掃業務・警備保障業務等)、負担金131千円(フォークリフト運転技能講習受講料負担金51千円を含む)、工賃の計算に含まれていない消耗品費376千円(防炎カーテン(作業室用)13千円を含む)等の経費を確認することができた。

しかしながら、川越市みよしの支援センターの令和 4 年度の工賃計算表を閲覧したところ、工賃計算上で経費としているのは、需用費(消耗品費・燃料費等)100 千円及び原材料費 66 千円のみであった。そのため、上記の経費については、全て福祉事業活動の経費となっているが、仮に「生産活動に係る経費」に該当する支出がある場合には工賃の計算に含める必要がある。また、福祉事業活動と生産活動の共通経費についても、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工賃の計算に含める必要がある。

⑧川越市みよしの支援センターを川越市の直営で運営していくことについて

埼玉県の就労継続支援 B型の事業所は 590 ヶ所あるが、そのうち、地方自治体が直営している事業所は、川口市の「川口市心身障害福祉センターわかゆり学園」、三郷市の「三郷市障がい者福祉施設みさと」、川越市の「川越市みよしの支援センター」「川越市職業センター」の4ヶ所のみであり、それ以外の 586ヶ所については、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等の民間企業によって運営されている(埼玉県 HP 指定施設・事業所一覧 「療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続・就労定着・施設入所・短期入所エクセル(最終更新日令和 5 年 9 月 13 日)」より)。

<実施した監査手続>

令和5年8月30日(水)に川越市みよしの支援センターの現地視察を実施した。当センターでは、施設概要の説明を受けた他、施設の見学、資金管理担当者へのヒアリング及び請求書類等の閲覧、固定資産の管理状況等についても確認を行った。

【結果7】川越市みよしの支援センターの利用者へ支払う工賃の計算について、正しい損益管理を行い、 経営状況を把握・管理すべき

川越市みよしの支援センターにて発生する経費について、「生産活動に係る経費」となる支出がないか、 もしくは、按分計算すべき共通経費がないかを精査し、生産活動に係る経費については工賃の計算に含 め、福祉事業活動と生産活動の共通経費については、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工 賃の計算に含めるべきである。

適切な工賃計算を行うことで、生産活動に係る正しい損益状況を把握することができるようになり、その上でコストの削減や、事業収益の増大による工賃の増加等が可能となるように経営管理を行っていくべきである。

【結果8】固定資産台帳と現物への貼付シールにより、固定資産を適切に管理すべき

保有している固定資産については、固定資産台帳に記載し、保管場所・使用状況等を総合的に管理する必要がある。川越市みよしの支援センターにて固定資産の確認を行ったところ、別棟にて固定資産管理用のシールの文字が消えて読めないものがあり、担当者によれば、当該固定資産は更衣室にあったロッカーを移動してきたものとのことであった。また、固定資産台帳では、更衣ロッカーの所在場所は「更衣室」のままになっていた。

固定資産については、その保管場所が変更された場合には、速やかに固定資産台帳の所在場所の記載を変更する必要があり、また、管理用のシールについても文字が消えて読めないことがないように、適切に管理すべきである。

【結果9】受託企業へ受託作業の製品を納品する際には、受託企業の受領印(又はサイン)付の納品書控えを受領・保管すべき

川越市みよしの支援センターでは、受託企業先へ製品を納品する際には、納品書を添付し、その控えを保管しているが、当該納品書控えを閲覧したところ、受領印(又はサイン)がないものがいくつか見られた。納品書への押印(又はサイン)は、職員の不正や誤謬、受託企業とのトラブルの防止にもつながるとともに、万が一訴訟などに発展した場合にも、証拠として利用することができると考えられる。そのため、納品書控えには、受託企業の受領印(又はサイン)をもらうようにし、保管すべきである。

【意見 21】川越市みよしの支援センターの運営について、民間への移行を検討すべき

埼玉県にある就労継続支援 B 型の事業所 (590 ヶ所) のほとんどが民間企業によって運営されており、 地方自治体が直営している事業所はわずか 4 ヶ所である。

就労継続支援施設の運営を民間へ移行することで、専門性の高い職員によるサービスの提供、施設管理や労務管理等の効率的な運営が図られる他、直営に比して人件費が低いことが多いことから、経済合理性の観点においてメリットが大きい。また、民間のノウハウにより新たなサービスや柔軟な発想が生まれる可能性もある。

そのため、川越市においても、指定管理や業務委託等により民間への移行を検討すべきである。

(15) 屋上防水工事

①概要

川越市みよしの支援センター本館の屋上防水を改修するもの。屋上防水の改修により、施設内の雨漏りを改善する。

②業者選定方法

一般競争入札による。

③工事内容

工事の主な内容は以下のとおりである。

工事名	川越市みよしの支援センター屋上防水改修工事
工事場所	川越市宮下町1丁目19番地13
落札者決定日	令和 4 年 11 月 29 日
工期	令和4年12月6日から令和5年3月6日まで
設計図書等	埼玉県電子入札共同システムのうち入札情報公開シ
	ステムにより掲載する。
設計金額	10,860 千円(税抜)/11,946 千円(税込)
予定価格	10,860 千円(税抜)/11,946 千円(税込)
	※埼玉県電子入札共同システムにおいて公表する。
最低制限価格	9,991 千円(税抜)/10,990 千円(税込)

④最低制限価格の決定方法

最低制限価格の算定方法は「川越市建設工事低入札価格調査実施要綱」及び「川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準」により以下のように定められている。

範囲	予定価格の 10 分の 7.5 から 10 分の 9.2 までの範囲内
	※税抜予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては 10 分の 9.2 を乗じて得た額(1,000 円未満の額が生じた場合は、当該額を切り捨てた額)とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては 10 分の 7.5 を乗じて得た額(1,000 円未満の額が生じた場合は、当該額を 1,000 円とする。)とする。
算定式	 ・直接工事費 × 0.97 ・共通仮設費 × 0.90 ・現場管理費 × 0.90 ・一般管理費等 × 0.68 上記の合計額 × 1.1

⑤入札結果

入札結果は以下のとおりとなった。

業者名	入札額	結果
AZ	辞退	
BA	辞退	
BB	9,992 千円(税抜)	
	※入札金額内訳書に不備があり無効	
ВС	9,992 千円(税抜)	入札額が同額であるため、電子くじにより落札
BD	9,992 千円(税抜)	

⑥屋上防水改修工事の一般競争入札について

川越市みよしの支援センター本館の屋上防水の改修工事の工事業者は、一般競争入札により選定されているが、当該一般競争入札においては、予定価格を基に算定される最低制限価格が設定されており、また、予定価格及び最低制限価格の算定式は事前に公表されている。

その結果、入札参加者 5 社のうち、辞退の 2 社を除いた 3 社 (うち 1 社は書類不備により無効) において、入札額が同額、かつ、最低制限価格より 1,000 円増の金額となっている。

<実施した監査手続>

屋上防水工事(「みよしの支援センター運営管理」関連事業)について、関連資料の閲覧を実施した。

【意見 22】一般競争入札においては、予定価格の事前公表の是非及び最低制限価格の算定式公表の是非 を検討し、適切な競争が行われるようにすべき

川越市みよしの支援センター本館の屋上防水の改修工事業者の一般競争入札においては、入札参加者 5 社のうち、辞退の 2 社を除いた 3 社 (うち 1 社は書類不備により無効) において、同額の入札価格を提示してきており、かつ、金額についても最低制限価格より 1,000 円増の金額となっている状況である。

最低制限価格は、不当なダンピングによる受注の防止、労働者のより適正な賃金の確保などのために設定されているものであるが、予定価格及び予定価格に基づく最低制限価格の算定式が事前に公表されていることで、当該事前公表の価格が目安となってしまい、全ての入札参加事業者の入札額が最低制限価格と同額となり抽選落札となる可能性が高くなったり、また、建設業者の見積努力が損なわれたり、談合が行われる可能性もあると考えられる。少なくとも、市民目線においては、辞退を除く入札参加者の全てが同額の入札価格を提示してきているという状況は、最低制限価格が見抜かれており、適正な価格競争が行われていないのではないか、という懸念が生まれてしまう。

一般競争入札においては、入札者に公平・公正に価格競争を行わせ、最も有利な金額を提示した入札者 と契約を結ぶものであるから、予定価格の事前公表の是非及び最低制限価格の算定式公表の是非を検討 し、適切な競争が行われるようにすべきと考える。

(16) 川越市職業センター運営管理事業

①施設の概要

川越市職業センターは、川越市直営の施設であり、主に身体障害者を対象とした障害福祉施設(就労継続支援B型)及び生活保護授産施設である。

②施設の目的

(A)生活保護授産施設

身体上、精神上の理由や世帯の事情等により就業能力が限られている要保護者に対して、就労及び技能 の修得のために必要な機会を提供して、自立を支援することを目的とする。

(B)障害福祉サービス施設(就労継続支援 B 型)

一般の事業所に就労することが困難な障害者に対し就労の機会を提供することにより、生産活動や日 常の生活を通して知識や能力の向上を図り、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように することを目的とする。

③利用者の状況

利用者定数は生活保護授産施設 50 名、障害福祉サービス施設は 30 名であり、利用登録者数はそれぞれ 9 名、16 名となっている(令和 5 年 4 月 1 日現在)。

各区分に応じた人数は以下のとおりである。

・年齢による区分

(単位:人)

	20 代以下	30代	40代	50代	60代	70 代以上	計
障害福祉	0	1	7	6	2	0	16
生活保護	0	0	0	0	8	1	9
計	0	1	7	6	10	1	25

· 在所年数

(単位:人)

	5 年未満	5年以上	10 年以上	15 年以上	25 年以上	計
障害福祉	5	2	2	2	5	16
生活保護	2	5	0	0	2	9
計	7	7	2	2	7	25

・障害者手帳所持による区分

(単位:人)

	1,2 級	3,4 級	5,6 級	重度	中度	軽度	計
視覚障害	1	1				_	2
聴覚・平衡機能障害	2	_	_	_	_	_	2
音声・言語障害	1	-	_	_	_	_	1
肢体不自由	7	9	2	_	_	_	18
知的障害	_	-	_	1	1	2	4
精神障害	_	1	_	_	_	_	1
合計	11	11	2	1	1	2	28
							*

※障害の区分が2つ以上ある者あり。

④利用者の作業内容

主な作業内容は以下のとおり。

・タオル選別作業

- ・キャップ (缶蓋) 加工作業
- ・スプレー噴口 (ノズル) 加工作業
- · 印刷作業 等

⑤川越市職業センターの決算額の推移

川越市職業センターの決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
使用料収入	33,911	22,686	18,332	17,335
その他の収入	9,017	14,331	10,922	6,567
歳入合計	42,928	37,017	29,254	23,902
人件費	83,165	86,953	79,273	84,134
賃金/報償費 ※	8,308	6,876	6,269	5,625
修繕費	6,712	879	1,717	2,416
委託料	1,544	1,758	2,766	2,948
工事請負費	133	8,393	4,961	0
その他	5,409	5,347	4,452	5,113
歳出合計	105,271	110,206	99,438	100,236
歳入-歳出差引額	△62,343	△73,189	△70,184	△76,334

^{※「}賃金/報償費」欄は、令和2年度から報償費

また、上記決算額を生産活動と福祉事業活動に区分した令和4年度の決算額は以下のとおりである。

(単位:千円)

	生産活動	福祉事業活動	
収益	6,537	17,365	
収益計(A)	6,537	17,365	
労務費	5,625	84,134	
経費	911	9,565	
費用計(B)	6,537	93,699	
収益-費用(A)-(B)	_	△76,334	

⑥工賃計算表

川越市職業センターの工賃計算表は以下のとおりである。

(単位:千円)

	R3 年度	R4 年度
収入		
下請収入合計	6,140	5,456

印刷収入	855	1,081
収入総計	6,995	6,537
経費		
下請経費	124	125
印刷経費	602	787
経費総計	726	912
工賃支払額		
下請工賃	6,016	5,331
印刷工賃	253	295
合計	6,269	5,625

⑦工賃計算について

川越市職業センターは、川越市みよしの支援センター同様、川越市の直営により運営されており、法人には当たらないものの、適切な原価管理を行うという視点においては、就労支援事業会計処理基準に準じて会計処理を行うことが必要と考えられる。

工賃の計算における「生産活動に係る経費」とは、「生産活動に直接必要な費用」であり、生産活動において発生した原材料等だけでなく、生産活動収入を得るために必要と判断された人員の人件費や、事業福祉活動と共通で発生した経費等の一部についても按分計算の上、「生産活動に係る経費」に含める必要がある(詳細は、(14)川越市みよしの支援センター運営管理事業 ⑦工賃計算について を参照のこと)。

川越市職業センターにおける歳出整理簿(令和 4 年度)を閲覧したところ、光熱水費 2,158 千円(電気料金)や、手数料 137 千円(空調室内機洗浄)等の経費を確認することができた。

これらの経費については、全て福祉事業活動の経費となっているが、仮に「生産活動に係る経費」に該当する支出がある場合には工賃の計算に含める必要がある。また、福祉事業活動と生産活動の共通経費についても、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工賃の計算に含める必要がある。

また、川越市職業センターの工賃計算上、受注先から受領した収入の一部について消費税分が除かれて 計算されているが、就労継続支援事業においては、松葉杖等の福祉用具販売等以外の通常の生産活動に かかる作業に基づき行われるものは消費税の課税対象となる。

⑧川越市職業センターを川越市の直営で運営していくことについて

埼玉県の就労継続支援 B型の事業所は 590 ヶ所あるが、そのうち、地方自治体が直営している事業所は、川口市の「川口市心身障害福祉センターわかゆり学園」、三郷市の「三郷市障がい者福祉施設みさと」、川越市の「川越市みよしの支援センター」「川越市職業センター」の4ヶ所のみであり、それ以外の 586 ヶ所については、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社等の民間企業によって運営されている(埼玉県 HP 指定施設・事業所一覧 「療養介護・生活介護・自立訓練・就労移行・就労継続・就労定着・施設入所・短期入所エクセル(最終更新日令和 5 年 9 月 13 日)」より)。

また、生活保護授産施設については、全国で 15 ヶ所(北海道、秋田、福島 3、栃木、埼玉、愛知 2、

奈良、岡山 2、長崎、大分、宮崎)あるが、地方自治体による直営は 3 ヶ所のみであり、それ以外は民間により運営されている(厚生労働省 第4回 生活保護制度に関する国と地方の実務者協議「(資料1)居住支援について(PDF)」より 数字は令和 2 年のもの)。

<実施した監査手続>

令和5年9月4日(月)に川越市職業センターの現地視察を実施した。当センターでは、施設概要の 説明を受けた他、施設の見学、資金管理担当者へのヒアリング及び請求書類等の閲覧、固定資産の管理状 況等についても確認を行った。

【結果 10】川越市職業センターの利用者へ支払う工賃の計算について、正しい損益管理を行い、経営状況を把握・管理すべき

川越市職業センターにて発生する経費について、「生産活動に係る経費」となる支出がないか、按分計算すべき共通経費がないかを精査し、生産活動に係る経費については工賃の計算に含め、福祉事業活動と生産活動の共通経費については、合理的な基準に基づき按分処理を行ったうえで、工賃の計算に含めるべきである。

また、川越市職業センターの工賃の計算上、受注先から受領した収入の一部について消費税分が除かれて計算されているが、就労継続支援事業においては、松葉杖等の福祉用具販売等以外の通常の生産活動にかかる作業に基づき受注先から受領した収入については、消費税の課税対象となることから、工賃の計算上も、課税取引として取り扱うべきである。

適切な工賃計算を行うことで、生産活動に係る正しい損益状況を把握することができるようになるため、その上でコストの削減や、事業収益の増大による工賃の増加等が可能となるように経営管理を行っていくべきである。

【意見 23】使用していない印刷機については、廃棄に向けての意思決定を行うために、各業者への見積 もり等を実施すべき

現在、川越市職業センターで行われている印刷作業は、封筒等の印刷物をコピー機にセットし、PCの簡単な操作により、既にデザインされたものを印刷するという作業である。以前は、川越市職業センター内に設置した大型の印刷機を用いての印刷作業が行われていたが、当該印刷機を扱える職員が不在となり、機械の老朽化の状況も見られるため、現在は印刷機を用いての印刷作業は行われていない。また、今後も当該印刷機を使用する予定はなく、設置スペースに保管されている状態であるが、大型の印刷機であるため、センター内でのそれなりのスペースを使用している。川越市職業センターの職員にヒアリングしたところ、廃棄するにも費用がかかりそうということで、現在は一旦設置スペースにて保管しているとのことであった。

しかしながら、このような印刷機は、場合によっては買取価格が付く場合もあり、必ずしも費用がかかるとは限らない。そのため、当該印刷機についても、効率性・経済性の観点から、廃棄に向けて各業者へ見積り等を実施し、意思決定の参考とすべきであると考える。

【意見 24】川越市職業センターの運営について、民間へ移行することを検討すべき

埼玉県にある就労継続支援 B 型の事業所及び全国の生活保護授産施設のほとんどが民間事業者によって運営されており、地方自治体が直営している事業所はわずかである。

これらの事業所・施設の運営を民間へ移行することで、専門性の高い職員によるサービスの提供、施設管理や労務管理等の効率的な運営が図られる他、直営に比して人件費が低いことが多いことから、経済合理性の観点においてメリットが大きい。また、民間のノウハウにより新たなサービスや柔軟な発想が生まれる可能性もある。

そのため、川越市においても、指定管理や業務委託等により民間への移行を検討すべきである。

(17) 社会福祉法人川越市社会福祉協議会について

①概要

障害者福祉課では、社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対し、以下のとおり施設の指定管理及び2つの事業を委託している。

事務事業名称	事業目的	主な内容
総合福祉センター	無料又は定額の料金で、老人及び障害	・施設の運営
指定管理(令和3~	者に対する各種相談事業及び健康の	・60 歳以上、障害者は無料
7年度指定)	増進、教養の向上及びレクレーション	・主な設備:温水プール、社会適応訓練室、
	に関する事業の企画及び実施	研修室、大広間、創作室、男女浴室など
障害者虐待防止対	障害者に対する虐待の防止の取組及	障害者虐待の通報及び相談窓口として障
策支援事業業務委	び虐待事案に対する対応を図ること	害者虐待防止センターを設置。
託	により、障害者の権利擁護を推進する	
	もの。	
盲人ガイドヘルパ	重度の視覚障害者が、社会生活を営む	重度の視覚障害者からの希望により、川越
ー派遣事業業務委	うえで外出を必要とする場合で、付添	市社会福祉協議会に登録しているガイド
託	者がいないために支障があるときに	ヘルパーを派遣する。
	盲人ガイドヘルパーを派遣すること	
	により社会活動の拡大を図る。	

<実施した監査手続>

令和5年10月3日(火)に社会福祉法人川越市社会福祉協議会、川越市総合福祉センター「オアシス」の現地視察を実施した。当協議会及び当センターでは、施設概要の説明を受けた後、施設の見学、関連事業(総合福祉センター指定管理、障害者虐待防止対策支援事業業務委託、盲人ガイドへルパー派遣事業業務委託)についてのヒアリング・資料の確認を行った。

その結果、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

4. 地域福祉の推進(福祉推進課)

(1) 福祉推進課の業務

福祉推進課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<福祉推進担当>

- ・福祉行政の企画及び調整に関する事務
- ・地域福祉計画に関する事務
- ・社会福祉法人川越市社会福祉協議会との連絡に関する事務
- ・部内の連絡調整に関する事務

<地域生活支援担当>

- ・民生委員及び児童委員に関する事務
- ・更生保護に関する事務
- ・日本赤十字社に関する事務
- ・災害り災者の援護に関する事務
- ・戦争犠牲者等の援護に関する事務

福祉推進課は、直接、または、社会福祉法人川越市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会を通じて、 地域福祉を推進する業務を担っている。

(2) 歳入・歳出の推移

(単位:千円)

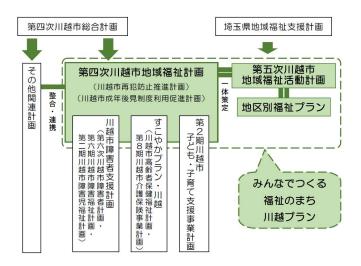
	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
歳入	1,378	57,619	12,984	2,438,013	3,148,170	4,640,171
歳出	408,349	352,261	308,677	3,194,642	3,111,661	5,203,896

歳入の令和3年度決算(収入済額)は、主に特定世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金2,411,300千円により過年度よりも増加し、歳出の令和3年度決算(支出済額)は、主に特定世帯等臨時特別給付金給付事業2,749,889千円により過年度よりも増加している。

歳入の令和 4 年度決算(収入済額)は、主に特定世帯等臨時特別給付金給付事業費補助金 1,327,509 千円及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費補助金 1,797,202 千円により過年度よりも増加し、歳出の令和 4 年度決算(支出済額)は、主に特定世帯等臨時特別給付金給付事業 888,122 千円及び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 1,646,964 千円により過年度よりも増加している。

なお、歳出の令和 4 年度予算(予算現額)には、特定世帯等臨時特別給付金給付事業 2,380,794 千円及 び電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業 2,219,392 千円が含まれている。

(3) 「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」について



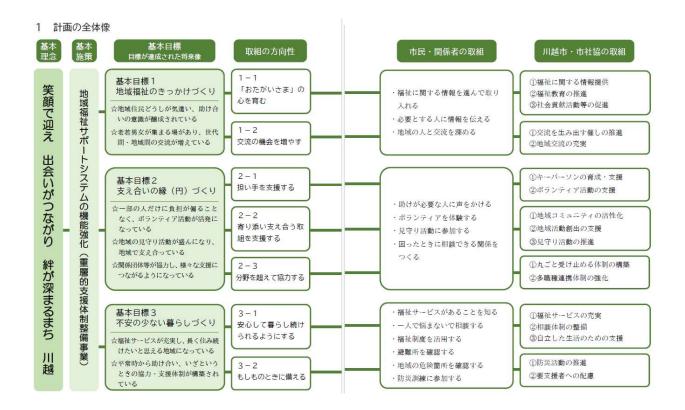
市は「第四次川越市地域福祉計画」を、社会福祉法人川越市社会福祉協議会(市社協)は「第五次川越市地域福祉活動計画」を策定している。また、地区社会福祉協議会(地区社協)を中心とした地域組織が「地区別福祉プラン」を策定している。これら3つの計画を1冊にまとめ、「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」と親しみのある愛称とし、地域福祉をより効果的・効率的に進めるとしている。

また、基本理念を『笑顔で迎え 出会いがつながり 絆が深まるまち 川越』とし、地域のつながりをさらに強化し、誰一人取り残さず、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現を目指すとしている。

計画の全体像は以下のとおりである。基本施策の「地域福祉サポートシステム」とは、高齢分野の地域包括ケアシステム¹の考え方を障害・子ども・生活困窮等、他の福祉分野にも拡大・発展させた支援体制である。このシステムの強化のためには、公的な福祉サービスだけではなく、充実した相談支援機能と地域のあらゆる関係者の連携・協働が必要である。

-

¹ 介護等が必要になっても、地域の実情に応じて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、医療・介護・住まい・介護予防・生活支援が切れ目なく、一体的に提供される体制のこと。



(4) 地域福祉の推進状況

①「令和4年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン 総括シート」について 市作成の「令和4年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン 総括シート」では、地域福祉の推進状況 について以下となっており、そのまま引用する。

<取組実績の指標> () は前年比 基本目標1 地域福祉のきっかけづくり 1-1「おたがいさま」の心を育む 0 \triangle X 市・市社協 (11)(î₁) 1 $(\downarrow 1)$ $(\downarrow 1)$ 5 14 0 地域 11 (15)8 $(\downarrow \downarrow 4)$ 3 $(\downarrow 1)$ 4 $(\Rightarrow 0)$ 1-2交流の機会を増やす \bigcirc 0 \triangle X 市・市社協 7 (¹/₂) 5 (î₁) 2 (1 3)0 $(\Rightarrow 0)$ 地域 23 $(\Rightarrow 0)$ 12 (13)14 (¹/₅) 0 $(\downarrow 2)$ 基本目標2 支え合いの縁(円)づくり 2-1担い手を支援する 0 \bigcirc \triangle X 市・市社協 5 $(^{\circ}2)$ 11 $(^{\circ}2)$ 0 $(\downarrow 1)$ 0 $(1 \ 3)$ 地域 4 $(\Rightarrow 0)$ $(\Rightarrow 0)$ 3 $(\hat{1}2)$ 2 $(\downarrow 2)$ 6

2-2寄り添い支え合う取組を支援する

		0		\bigcirc		\triangle		×
市・市社協	5	(1)	9	(1)	0	(↓2)	0	$(\Rightarrow 0)$
地域	10	(13)	15	(分1)	5	(↓4)	4	(↓1)

2-3分野を超えて協力する

		0		\bigcirc		\triangle		×
市・市社協	8	(分3)	4	(∄3)	0	$(\Rightarrow 0)$	0	$(\Rightarrow 0)$
地域	3	(↓2)	8	(分1)	5	(介1)	0	(⇒0)

基本目標3 不安の少ない暮らしづくり

3-1安心して暮らし続けられるようにする

		0		\circ		\triangle		×
市・市社協	11	$(\Rightarrow 0)$	12	(介1)	0	(↓1)	0	(⇔0)
地域	4	(11)	6	(⇔0)	0	(↓1)	0	(⇔0)

3-2もしものときに備える

		0		0		\triangle		×
市・市社協	2	$(\Rightarrow 0)$	4	(⇔0)	0	(⇔0)	1	$(\Rightarrow 0)$
地域	16	(↓1)	18	(↓1)	10	(12)	4	(⇔0)

○自己評価

一方、令和3年度に比べて△と×が総数としては減少しているものの、地域における取り組みにおいて、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で事業や会議が開催できなかった地区があった。コロナ禍でも事業や会議を実施している地区の事例を提供するなど、働きかけが必要である。

<アンケート調査に基づく指標>

令和4年度と令和元年度に実施した川越市高齢者等実態調査の中で、地域福祉に関連のある項目の結果を比較する。

基本目標 1		R 4	R元	比較
近所との関係:「あいさつ程度」の割合		57.0%	45.3%	↑ 11.7pt
基本目標 2		R 4	R元	比較
地域活動への参加状況:「現在、参加して	「いる」の割合	7.5%	8.6%	↓ 1.1pt
地域活動への参加状況:「今後、参加した	い」の割合	54.8%	65.2%	↓ 10.4pt

基本目標 3	R 4	R元	比較
困りごとや不安への対応:「心配事や愚痴を言える・聞	52.9%	50.5%	↑ 2.4pt
いてあげる友人がいる」の割合			

○分析

市民の意識を見ると、令和4年時点では地域活動への参加及び参加意欲が全体的に低下している 一方で、心配事や愚痴を言い合える友人が増えており、令和2年から本格化したコロナ禍による外 出や行動の制限、感染への不安の影響が反映されているものと思われる。

令和5年度は行動制限が撤廃され、各事業の活発化とともに、市民の外出意欲も活発になることが予想されるので、より多くの参加者を募って地域福祉への理解を深められることを期待しつつ、 今後の動きを注視していく。

○重層的支援体制整備事業の評価

令和4年度実績

【全体】

事業周知の一環として、介護保険サービス事業者、障害福祉サービス事業者向けに行っている集団指導(新型コロナウイルス感染症の影響により市HPの閲覧で実施)において、地域福祉サポートシステムの紹介チラシを掲載した。

【各事業】

○包括的相談支援事業

福祉総合相談窓口を中心に、属性や世代を問わず相談を受け止め、支援を実施。相談窓口は介護・障害こども・困窮部門それぞれに設置。複雑化・複合化した課題については、多機関協働事業につなげた。

○参加支援事業

引き続き、CSWが担当地区において分野を問わない多世代交流の居場所づくりや担い手の養成等に努めた。また、多機関協働事業に上がってきたケースについて、居場所づくりを検討、提案した。

○地域づくり事業

市内全域に配置されたCSWが、地域活動の創出や場づくりといった地域支援に尽力した。CSW は介護分野の生活支援体制整備事業におけるSC(生活支援コーディネーター)を兼務していることから、こども食堂の開設・運営支援、家事支援サービスの立ち上げ支援等、幅広く活動している。

○アウトリーチ等を通じた継続的事業

引き続き、CSWが担当地区においてニーズの掘り起こしやアウトリーチ支援を実施した。今後は、積極的に多機関協働事業を活用し、複数の支援機関が関わる支援につなげていく必要がある。

○多機関協働事業

福祉推進課が中心となって重層的支援会議を開催し、複雑化・複合化したケースの検討を行っ

た。

○川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見

- ◆重層的支援体制整備事業について、国への報告件数と窓口での相談件数をそれぞれ整理する必要がある。担当ごとではなく、全体で情報共有して課題に取り組むことが望ましい。
- ◆相談窓口が、身近な存在であることが望ましい。窓口や制度の周知・宣伝に工夫が必要。
- ◆児童生徒のボランティア教育について、教育現場全体の意識のボトムアップを要する。

②地域福祉の推進状況の評価について

「令和4年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン 総括シート」は、自己評価、アンケート調査に基づく指標の比較及び分析、重層的支援体制整備事業の評価、川越市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の意見によって構成されている。

<実施した監査手続>

「令和4年度みんなでつくる福祉のまち川越プラン 総括シート」の閲覧及び担当課への質問等を行った。

【意見 25】地域福祉の推進に関する自己評価とアンケート調査に基づく指標との乖離について、原因の 分析と必要な対応を検討すべき

自己評価では、市・市社協及び地域のいずれも大半が◎または○と評価し、地域福祉が推進されていると評価しているが、アンケート調査では基本目標 2 地域活動への参加状況:「今後、参加したい」の割合が令和元年度に比べて 10.4 ポイント低下している。

自己評価では「計画通り実施できた事業が増加」とあるのに、高齢者の地域活動へ「今後、参加したい」の割合が大きく低下しており、この原因の分析と、高齢者の地域活動への参加を促す効果のある事業を 実施する等の必要な対応を検討すべきである。

【意見 26】重層的支援体制整備事業の評価が記載されていないので記載すべき

重層的支援体制整備事業の評価について、実施内容等の事実の記載にとどまり、それによる評価が記載されていない。実施した事業の評価を具体的に記載すべきである。

この点、確かに重層的支援体制整備事業の評価基準の設定自体が他と比べて困難である等の事情が現状においてあるかもしれない。しかし、そのような場合であっても評価をしなくて良いことの理由にはならないものと考える。事業をより良くするために次に実施すべきことの設定はできるはずであるから、それに対する評価を記載すべきと考える。

(5) 川越市社会福祉協議会運営費

①概要

社会福祉法人川越市社会福祉協議会(以下、「市社協」と省略する場合がある。)の事業を推進するために必要な職員の人件費及び需用費を補助するものである。

助成事業の名称	川越市社会福祉協議会運営費補助金
交付決定額	144,941 千円
交付予定時期及び額	令和 4 年 4 月 (第 1 四半期分) 48,941 千円
	n 年 7 月(第 2 四半期分)24,000 千円
	〃 年 10 月(第 3 四半期分)48,000 千円
	令和5年1月(第4四半期分)24,000千円
根拠	川越市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱
その他	令和 3 年度交付決定額 137,752 千円

②福祉推進課所管の補助金交付について

福祉推進課所管の補助金の概算交付額(交付決定額)、交付確定額及び返還命令額は下表のとおりである。

福祉推進課が所管する社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助金

(単位:千円)

	概算交付額	144,941
運営費補助金	交付確定額	129,756
	返還命令額	15,184
	概算交付額	16,320
ボランティアセンター活動事業補助金	交付確定額	10,740
	返還命令額	5,579
	概算交付額	253
相談事業補助金	交付確定額	221
	返還命令額	31
	概算交付額	14,007
住民参加型在宅福祉サービス事業補助金	交付確定額	13,312
	返還命令額	694
	概算交付額	480
川越市地区別福祉プラン推進事業補助金	交付確定額	415
	返還命令額	65
	概算交付額	1,220
戦没者追悼事業補助金	交付確定額	1,139
	返還命令額	80

	概算交付額	177,221
合計	交付確定額	155,585
	返還命令額	21,635

特に運営費補助金及びボランティアセンター活動事業補助金の返還命令額が多額になっている。これら2つの補助金の返還命令額が多額である点について、市職員及び市社協担当者に質問を実施したところ、回答の要旨は以下のとおりであった。

- ・運営費補助金については、国から新型コロナウイルス感染症対策として補助金が支給されたために市 に返還した。
- ・ボランティアセンター活動事業補助金については、専任担当者の人件費に対する補助金に係る部分に ついて、人事異動によって差額が生じたために市に返還した。

令和元年度以降の補助金の返還命令額は以下のとおりである。

(単位:千円)

	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
返還命令額	35,495	28,681	22,988	21,635

年度ごとの比較のため、令和元年度及び令和 2 年度には、川越市コミュニティソーシャルワーカー配置事業補助金を含めていない。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧、担当課への質問等の手続を実施した。

【結果 11】川越市社会福祉協議会運営費補助金について、補助金申請時の「事業計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄に効果についての記載がないまま助成が決定されている

社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄に効果についての記載がないまま、144,941 千円の助成が決定され、実際に支出されている。

事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果が期待できるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。

「補助事業等の効果」の記載のない書類を受領し、補助決定するような事務は是正すべきである。

【結果 12】川越市社会福祉協議会運営費補助金の交付額確定時の実績報告書及びその添付書類に不十分な点や不備があり適当と判断できない

川越市社会福祉協議会運営費補助金について、社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された様式第3号「実績報告書」の添付書類「補助金等の成果及び収支決算書」の「補助事業等の成果」欄に、人件費等の補助金の使途についての記載があるだけで『成果』についての記載がされていない。

補助金を交付して事業を実施した結果、期待された成果が上がったか否かは非常に重要である。この成果を文書に記載して説明責任を果たさせないまま補助金交付額の確定が行われているため、再提出を求めるべきものである。やむを得ず期待された成果が上がらないことも考えられるが、成果が上がらない場合は、補助金の交付見直しや減額になるものであると考える。

また、上記のとおり『成果』についての記載がない状況において、「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助について(伺い)」に「内容等の審査を行った結果、適当と認められた」と結論付けられている。内容等の審査は著しく不十分であると言わざるを得ない。不十分な点や不備がある書類に対し、どのような審査を行いなぜ適当と認めたのか、客観的な説明が必要であり、この説明が行われない事務は改めるべきである。

【結果 13】市社協に対する補助金について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、補助金の助成についての伺い書や支出負担行為書等の決裁文書に決裁日を確実に記入すべき

「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助について(伺い)」を閲覧したところ、決裁欄の日付が未記入となっている。また、「社会福祉法人川越市社会福祉協議会に対する補助金の交付額の確定等について(伺い)」は、決裁欄及び執行欄の日付の記入が鉛筆書きとなっている。

いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、 重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。

【意見 27】市社協に対する補助金の返還額が多額となっており、返還分の予算が他に必要な事業等に有効に活用されていないため、引き続き返還額が圧縮されるように改善すべき

補助金の返還が、期待された事業の未実施によるものでないことは確認でき、また返還額自体は多額であるが年々圧縮が図れている状況にある。しかし、未だ相当の返還額があり、改善が終了したと言える状況には至っていないものと評価する。返還される補助金分は、市の予算が有効に使えないことになるため、引き続き返還額が圧縮されるように改善すべきと考える。

(6) 社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業

①概要

地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりに資するボランティアコーディネーターの人件費を補助するとともに、福祉のまちづくりの推進のため、ボランティア活動の普及啓発、福祉教育、災害ボランティア活動など必要な事業を実施するための補助事業である。

助成事業の名称	川越市社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業補助金
交付決定額	16,320 千円
交付予定時期	令和4年4月
根拠	川越市社会福祉協議会ボランティアセンター活動事業補助金交付要綱
その他	令和3年度交付決定額16,068千円

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧を実施した。

【結果 14】補助金申請時の「事業計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている

社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま、16,320 千円の助成が決定され、実際に支出されている。

事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果を期待することができるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。

「補助事業等の効果」が空欄の書類を受領し、補助決定するような事務は改めるべきである。

(7) 社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス(友愛)事業

①概要

川越市社会福祉協議会を通じて、高齢者及び障害者等の日常生活における家事等の軽減を目的に、市 民参加と協力による家事援助サービスを行う事業である。併せて、福祉機器(福祉車両、車椅子)の貸出 も行う事業である。

助成事業の名称	川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス事業補助金
交付決定額	14,007 千円
交付予定時期	令和4年4月
根拠	川越市社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス事業補助金交付要綱
その他	令和 3 年度交付決定額 13,892 千円

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧を実施した。

【結果 15】社会福祉協議会住民参加型在宅福祉サービス(友愛)事業について、補助金申請時の「事業 計画書」に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま助成が決定されている

社会福祉法人川越市社会福祉協議会から提出された、補助金の申請書の添付書類である事業計画書に「補助事業等の効果」を記載する欄があるが、この欄が空欄のまま、14,007 千円の助成が決定され、実際に支出されている。

事業者に対して補助金を交付することで、市にとって必要な事業を助成するか否かを判断する場合、当該助成によってどのような効果を期待することができるかは、非常に重要な事項である。補助金に係る事務では、このような内容の申請では却下するか、再提出を求めるのが通常である。

「補助事業等の効果」が空欄の書類を受領し、補助決定するような事務は改めるべきである。

(8) 保健福祉情報ネットワークシステム

①概要

市が電算処理に使用しているホストコンピュータの廃止が令和 4 年度に予定され、それまでにシステムの導入・更新等の対応をする必要があり、令和 3 年度からシステム構築が実施され、令和 5 年 1 月 より本稼働している。

令和 3 年度の企画提案実施要領における概算経費は以下のとおりであり、運用・保守業務の期間は令和 10 年 12 月 31 日までの 7 年間である。

(単位:千円)

生活保護システム構築及び運用・保守業務委託	171,600
障害者福祉・高齢者福祉システム構築及び運用・保守業務委託	492,800
介護保険・後期高齢者医療システム構築及び運用・保守業務委託	455,400
子ども子育て支援システム構築及び運用・保守業務委託	433,400
合計	1,553,200

(出典:令和3年度企画提案実施要領 監査人一部加工)

また、令和3年度及び令和4年度の委託料、使用料及び賃借料は以下のとおりである。

(単位:千円)

	R3 年度	R4 年度
委託料	191,276	324,295
使用料及び賃借料	21,445	16,128
合計	212,721	340,423

(出典:福祉推進課 決算事業概要 監査人一部加工)

当該システムは福祉推進課が主管課であり、課内には ICT の専門家はいないため外部の専門業者の支援を受けて構築し運用・保守している。システムは安定的に稼働しているとのことである。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧、担当課への質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(9) コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託

①概要

地域住民の生活課題に対して、個別支援や支援のネットワークづくりを行うとともに、地域の共通課題として広げていくことで社会資源の開発や地域づくりに取り組むコミュニティソーシャルワーカー (以下「CSW」という。)を配置し、地域福祉を推進することを目的とする。

なお、重層的支援体制整備事業の趣旨に沿って委託するものである。

CSWについて、「みんなでつくる福祉のまち川越プラン」では、地域住民の生活課題に対して個別支

援や支援のネットワークづくりを行うとともに、地域の共通課題として広げていくことで社会資源の開発や地域づくりに取り組む「地域と福祉のなんでも相談員」と説明されている。

委託件名	コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託
契約期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
委託金額	22,085 千円
委託業務の内容	CSW 相談室の開設による相談支援他
CSW の要件	社会福祉士、精神保健福祉士又はこれに準ずる者等
CSW の執務場所	社会福祉法人川越市社会福祉協議会の事務所内
	CSW が担当する地区(川越市自治会連合会の支会単位)内
	福祉総合相談窓口内の福祉相談センターが指定する場所
経費及び支払	委託料は4月に6割、10月に残額を支払う
委託先選考方法	1 者随意契約
1 者随意契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当。
	当該業務は地域福祉の推進を目的として、個別支援や地域支援を通した相談
	や地域づくり等を中心になって行うコミュニティソーシャルワーカーを配置す
	るものである。
	選考業者は市全体の地域福祉を継続的に担い、地域の実情を把握している。ま
	た、本事業には不可欠な民生委員・児童委員やボランティア等の福祉関連団体と
	の連携が構築できているのは選考業者のみであることから、随意契約としたい。

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧、及び担当課への質問等の手続を実施した。

【結果 16】コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、川越市契約規則に則って検査 を行うべき

「川越市契約規則」では、第39条において完了検査について定めているが、完了検査に係る資料の提出を求めた結果、完了検査が行われていないことが判明した。

委託料は4月に6割、10月に残額を支払う契約となっており、年度末において委託料の精算を行わないため、完了検査を漏らしたとのことであった。川越市契約規則に則った検査を行うべきである。

【結果 17】コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、年度末に業務終了時提出書類である委託業務実施報告書の提出を受けるべき

契約書第6条に「受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して委託業務実施報告書を提出しなければならない。」と規定されているが、市に提出されなかった。

契約書に「遅滞なく」となっていることから、当該委託契約に係る「委託業務実施報告書」の提出がなければ提出するように求めるべきである。

【結果 18】コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託について、意思決定された内容の修正や 改ざんを防止するため、決裁文書である支出負担行為書に決裁日を確実に記入すべき

コミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託に係る「支出負担行為書」を閲覧したところ、決裁欄の日付が未記入となっている。いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。

(10) 福祉総合相談窓口

①概要

福祉総合相談窓口は、川越駅西口に直結した複合施設「U_PLACE(ユープレイス)」3階の川越市民サービスステーション内にあり、高齢者、障害者、子育て世代、生活困窮者など各分野の専門職の相談と連携によるワンストップ(断らない)相談窓口である。

また、福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で、当該相談窓口だけでは十分対応できないケースについては、民生委員・児童委員や社会福祉協議会など多機関協働による『つなぐ』包括的相談支援体制を構築し、困難課題の解決に向けた取組を進めようとするものである。

さらには、高齢者、障害者、子ども・若者、生活困窮者といった区別なく、地域に暮らす住民誰もが、 その人の状況に合った生活が送れるよう、寄り添いながら支援していく相談窓口である。

②業務実績等

福祉総合相談窓口の業務一覧

フロア名		業務内容	見込み件数(年)※	
		未伤的合	件数	来所件数
福祉相談センター		高齢者に関わる総合相談業務	2,000	230
(地域包括支援セン	A —)	権利擁護業務(虐待対応、消費者被害、成	541	20
「地域已治又派でノ	<i>y</i> -)	年後見制度)	341	20
		保護者及び妊婦の身近な場所で、教育・保		
	基本型	育その他の子育て支援の情報提供及び相	1,000	1,000
		談・助言等を行う		
		妊娠期から子育て期にわたる様々な悩み		
子育て世代包括支	母子保健型	等に対応するため、母子保健コーディネー	2,300	1,000
援センター		ターを配置し、相談助言を行う		
		子育て中の親子や妊婦等が、教育・保育施		
	特定型	設や地域の子育て支援事業を円滑に利用	250	250
	初足至	できるよう、身近な場所で情報収集と情報	230	230
		提供を行い、必要に応じ相談、助言を行う		
自立相談支援センター		生活に関する相談業務	8,000	3,000
障害者総合相談支援	センター	基幹相談支援センター(虐待、成年後見、	150	15

困難ケース等)		
障害者に関わる就労支援業務	3,300	370
合 計	17,541	5,885

[※]令和元年10月4日時点における今後の年間見込みである。

上表のとおり、年間での相談件数は 17,541 件、来所件数は 5,885 件を見込んでいたが、令和 2 年度 (こ こでは令和 2 年 6 月 8 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)、令和 3 年度及び令和 4 年度の実績は以下のとおりである。相談件数自体は見込みを下回っているが、来所件数は見込みを上回っている。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談件数	12,908	14,285	14,404
来所件数	6,012	6,479	6,538

(出典:福祉総合相談窓口要覧)

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(11) 川越市社会福祉協議会に対する補助金の重複に関する検討

①監査方針の概要

福祉部(福祉推進課、障害者福祉課等)が市社協へ支出している補助金及び委託料のうち、人件費に係る部分の重複について検討した。

福祉部の複数の課から市社協に対して、運営費補助金及び9種類の事業費補助金、川越市総合福祉センター オアシスの指定管理料やコミュニティソーシャルワーカー配置事業業務委託など、補助金や委託料等として複数の支出が実施されている。この中には人件費に係るものが複数かつ多額にあり、このような場合、市から重複して支払われている恐れがあると考えた。

②市社協への訪問、及び資料の閲覧について

上記重複の可能性につき、市社協訪問時に「令和4年度 人件費按分表」の説明を受け、また同資料を 閲覧した。

<実施した監査手続>

社会福祉法人川越市社会福祉協議会への往査、関連する資料の閲覧、及び質問等の手続を実施したが、 監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

5. 介護保険制度の健全な運営(介護保険課)

(1) 介護保険課の業務

介護保険課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<管理給付担当>

- ・介護保険の総合調整に関する事務
- ・介護保険の経理に関する事務
- ・法定給付に関する事務
- ・市施策給付に関する事務

<認定担当>

- · 認定調查事務(介護保険)
- · 主治医意見書事務(介護保険)
- · 介護認定審査会事務
- ・介護保険に関する苦情・相談事務
- <保険料資格担当>
- ·介護保険被保険者証交付事務
- ·介護保険料賦課事務
- · 介護保険料特別徴収事務
- ·介護保険普通徴収保険料収納事務
- ·介護保険料振替納付事務
- ·介護保険料還付·充当事務
- · 介護保険料減免事務
- <施設事業者担当>
- ・介護保険施設・特別養護老人ホーム等の整備に関する事務
- ・介護保険サービス事業者の指定、指定の取消し及び指導監督に関する事務
- ・介護保険サービス事業者等調査事務

「すこやかプラン・川越-川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画」の所管課は地域包括ケア推進課であるが、介護保険課も介護保険制度の運営や介護サービスの基盤整備の推進等で関わっている。

(2) 歳入・歳出の推移

一般会計

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
歳入	117,513	173,779	518,542	1,579,333	190,616	441,333
歳出	3,129,826	3,355,810	3,863,002	4,888,831	3,742,730	4,026,543

歳入の令和2年度決算は、主に民間社会福祉施設整備事業債252,200千円により過年度よりも増加し、 歳出の令和2年度決算は、主に民間福祉施設補助(高齢者施設)305,683千円により過年度よりも増加し ている。

歳入の令和 3 年度決算は、主に社会福祉施設等災害復旧費補助金 1,003,525 千円により過年度よりも増加し、歳出の令和 3 年度決算は、主に社会福祉施設復旧補助(特別養護老人ホーム)1,387,996 千円により過年度よりも増加している。

なお、歳入の令和 4 年度予算 (当初予算) には、地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金 274,955 千円が含まれている。

介護保険事業特別会計

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
歳入	22,628,981	23,499,172	24,683,711	25,343,422	25,776,351	25,141,800
歳出	22,065,154	22,981,374	23,635,514	24,527,160	24,906,618	25,141,800

歳入及び歳出とも増加傾向にあり、主な歳入は、介護給付費交付金、一般会計繰入金、第1号被保険者保険料、介護給付費負担金等である。主な歳出は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費、居宅介護サービス計画給付費等である。

(3) 介護保険制度の概要

①要介護認定の概要

(A)要介護認定(要支援認定含む)の方法

介護保険制度では、被保険者が加齢に伴って、寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態になった場合や、家事や身支度等の日常生活に支援を必要とする状態になった場合に、介護サービスを受けることができる。この要介護状態や要支援状態にあるかどうか、また、どの程度であるかを判断することが要介護認定である。

被保険者から要介護(支援)認定申請があったときに、心身の状況等について定められた事項を調査 し(認定調査)、主治医に意見を求める(主治医意見書)。

その後、認定調査や主治医意見書により、市で設置している介護認定審査会で審査・判定が行われ、 これに基づき市が要介護(支援)状態区分又は非該当であることを決定する。 なお、40歳以上 65歳未満の第 2 号被保険者の要介護認定については、その要介護状態の原因である身体上及び精神上の障害が加齢を伴って生ずる心身の変化に起因する疾病であって政令で定めるもの(特定疾病)によって生じたことを要件としている。

(B)要介護認定の流れ

要介護認定では、まず、認定調査結果や主治医意見書によって把握された個々の申請者の情報に基づき、コンピュータにより介護の手間を推計する。(一次判定)

そして、保健・医療・福祉の専門職で構成される介護認定審査会において審査した上で、二次判定 (「介護の手間にかかる審査判定」「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」)を行い、要介護(支援)状態区分又は非該当を決定する。

(C)介護保険制度の基本事項

ア)目的(介護保険法第1条から)

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連携の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

イ)制度のしくみ(同法第2条から)

介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。保 険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適 切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供さ れるよう配慮して行われなければならない。

ウ) 要介護状態等(同法第7条から)

「要介護状態」とは、身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部または一部について、厚生労働省令で定める期間(6か月)にわたり継続して、常時介護を要すると見込まれる状態であって、その介護の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分(要介護状態区分・要介護1~要介護5)のいずれかに該当するものをいう。「要支援状態」とは、身体上もしくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間(6か月)にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める区分(要支援状態区分・要支援1と要支援2)のいずれかに該当するものをいう。

エ)被保険者(同法第9条から)

次の各号のいずれかに該当する者は、市町村又は特別区(以下単に「市町村」という。)が行う介 護保険の被保険者とする。

- 一 市町村の区域内に住所を有する六十五歳以上の者(第一号被保険者)
- 二 市町村の区域内に住所を有する四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者(第二号被保険者)

オ)要介護認定(同法第27条から)

要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。

カ)要介護認定の更新(同法第28条から)

要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令の定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(要介護更新認定)の申請をすることができる。

キ) 要介護状態区分の変更の認定 (同法第29条から)

要介護認定を受けた被保険者は、その介護の必要の程度が現に受けている要介護認定に係る要介護状態区分以外の要介護状態区分に該当すると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、 市町村に対し、要介護状態区分の変更の申請をすることができる。

②介護認定審査会の概要

(A)介護認定審査会について

介護認定審査会は、介護保険法第 14 条により市町村が設置し、要介護認定・要支援認定を受けようとする被保険者が要介護あるいは要支援の状態にあることと、その介護の必要の程度について審査判定する機関である。

委員は、保健・医療・福祉の各分野に関する学識経験者であり、介護認定審査会は、各分野のバランスに配慮した構成として、市町村長が任命する。

(B)会議について

介護認定審査会は、会長が招集する。

会議の議事は、出席した委員の過半数により決定する。同数の場合は、会長(合議体の場合は、合議体長)の意見により決定する。委員間の意見調整によって、可能な限り合意を得る。必要に応じて、審査対象者及びその家族、介護者、主治医、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。介護認定審査会は、第三者に対して原則非公開である。

(C)審査内容について

コンピュータにより介護の手間を推計された一次判定結果及び認定調査、主治医意見書から、まず、 認定調査票の記載と主治医意見書の内容に整合性があるかを確認し、一次判定結果の修正や確定をす る。

つぎに、全国統一の基準に基づき、二次判定(「介護の手間にかかる審査判定」「状態の維持・改善可能性にかかる審査判定」)を行い、要介護(支援)状態区分又は非該当を決定する。一次判定の結果に変更が必要な場合、認定調査票や主治医意見書の具体的な記載を理由として事務局に報告する。

また、認定有効期間の設定及び要介護状態の軽減または悪化の防止のために必要な療養についての意見を付することができる。

第 2 号被保険者については、その要介護状態の原因である身体上及び精神上の障害が加齢を伴って 生ずる心身の変化に起因する特定疾病によって生じたものかどうかを判定する。

- (D)川越市介護認定審査会の委員定数・合議体数・合議体の委員数・報酬等について
 - ア)委員定数 75人(川越市介護保険条例第2条)
 - イ) 合議体数 15 合議体 1 合議体 5 名 (川越市介護保険規則第4条)

- ウ)委員報酬額 日額 16,000円
- エ)委員の任期 3年

(E)開催日時等

- ア) 開催曜日 月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日
- イ) 開催時間 午後1時30分~、午後7時~ ※15 合議体のうち、毎週7、8合議体ずつ開催している。

(F)審査件数

申請件数に応じて、弾力的に対応する。一合議体あたり通常審査 35 件前後、その他簡素化審査を実施している。

(4) 令和 4 年度の介護保険に係る相談及び苦情の状況

①概要

相談、苦情の件数や内容について、集計をしていないため、件数等の把握はしていないが、個々の事例に対応できるように、全体で共有すべき相談、苦情の内容については、システム内の個人照会画面に入力をしているとのことである。また、主な相談・苦情の内容は以下のとおりとのことである。

(A)相談

- · 介護保険制度全般
- ・介護認定の申請方法
- ・サービスの利用の方法
- ・居宅介護支援事業所について(探し方、変更等)
- ・郵送物の送付先について
- ・特別養護老人ホームの申し込みについて(必要書類の提供について)
- ・ケアプランの自己作成の方法
- ・相続や生命保険に関連した認定情報等の提供について

(B) 苦情

- ・認定結果について
- ・調査員の対応について
- ・主治医意見書の記載の遅延について
- ・認定結果の遅延について
- ・ケアマネジャーの対応について
- ・職員の対応について

<実施した監査手続>

担当課への質問を行った。

【意見 28】介護保険に係る相談や苦情の件数を把握し、必要な対応を図るべき

相談、苦情の件数や内容について、集計をしていないため、件数等の把握はしていないとのことであるが、介護保険に係る様々なニーズや、どのような相談がどの程度の件数あるのか、また、どのような内容

の苦情がどの程度の件数あるのかを把握し、かつ、必要な対応を図ることは、介護保険制度を適切に運営 していくために必要であると考える。

(5) 介護サービス等利用者負担額支給事業

①概要

介護サービス利用者の負担軽減を図るため、市民税非課税世帯に属する要介護・要支援認定者等を対象に介護サービスを利用した際に支払った自己負担額の一部を助成するものである。市独自の制度であり、低所得者対策として、介護保険制度開始時(平成12年度)から実施している。

	所得段階	助成割合	備考
第1段階	住民税非課税世帯、かつ老齢福祉年金受給者	利用者負担額の	上限
角 1 扠陌	合計所得金額+課税年金収入=80万円以下	1/2	7,500 円/月
第2段階	住民税非課税世帯、かつ	利用者負担額の	上限
第3段階	合計所得金額+課税年金収入=80万円超	1/4	6,150 円/月

②令和4年度の状況

川越市介護サービス等利用者負担額支給 令和4年度集計表

H	1.	/2助成	1 /	/ 4 助成		合計	
月	件数	金額 (千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	
4	1,823	8,447	1,131	3,142	2,954	11,589	
5	1,717	8,210	894	2,767	2,611	10,977	
6	1,784	8,419	1,047	2,979	2,831	11,399	
7	1,373	6,505	1,102	3,260	2,475	9,766	
8	1,615	7,774	970	2,983	2,585	10,758	
9	1,802	8,158	1,290	3,519	3,092	11,677	
10	1,742	8,235	1,133	3,156	2,875	11,392	
11	1,625	7,525	1,013	3,077	2,638	10,602	
12	1,667	8,106	1,131	3,118	2,798	11,225	
1	1,640	7,089	1,023	2,584	2,663	9,674	
2	1,665	8,243	973	2,877	2,638	11,121	
3	1,703	7,496	1,014	3,014	2,717	10,510	
戻入	△11	△82	$\triangle 3$	△51	△14	△134	
合計	20,145	94,130	12,718	36,430	32,863	130,560	

助成件数は1/2助成が1/4助成の約2倍、助成金額は1/2助成が1/4助成の約3倍となっている。助成件数は1か月当り3,000件程度、助成金額は1か月当り10,000千円程度となっている。

③支給手続の検証

令和4年度の介護サービス等利用者負担額支給手続について、9月及び1月をサンプル対象として、市から資料の提供を受けた。具体的には、申請者からの「川越市介護サービス等利用者負担額支給申請書」及び介護福祉施設等からの領収書を9月及び1月から各2件ずつ計4件、また、9月及び1月の支出負担行為兼支出命令書(川越市介護サービス等利用者負担軽減助成金支給決定分)並びに「介護サービス等利用者負担額の支給について(伺い)」を検証した。

④介護サービス等利用者負担額軽減制度の見直しについて

介護サービス等利用者負担額軽減制度は、「令和元年度 事務事業評価シート(詳細)」において、総合評価「C」、今後の方向性「改善」となっている。また、令和4年度川越市行財政改革推進計画【アクションプラン】においても効果発現目標年度「R6年度」として、見直し方針「事業継続の視点や近隣市などの状況も踏まえ、支給割合等の見直しを行う予定です。」とされている。

(A)見直しの理由について

- ア)年々、被保険者数の増加により支給金額が増加し、制度を維持していくことが難しくなっている。
- イ) 低所得者対策として必要な制度であり、事業を継続していく方向で見直しを行う必要がある。

(単位:千円)

		H12 年度	H22 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
1/2助成	件数	287	10,759	16,860	17,870	18,333	20,156
対象者	金額	5,433	51,169	82,615	82,173	88,158	94,213
1/4助成	件数	29	4,434	10,435	10,496	11,694	12,721
対象者	金額	895	12,736	31,225	38,293	34,409	36,481
合計	件数	316	15,193	27,295	28,366	30,027	32,877
口诵	金額	6,329	63,905	113,840	120,467	122,568	130,694

上表から明らかなとおり、制度の開始から令和 4 年度に至るまで、件数・金額のいずれも増加を続けているが、平成12年度の介護保険制度開始時から当該制度は見直しが行われないまま現在に至っている。何らかの見直しは必至の状況である。

(B)他市の状況について

【中核市(全国)比較】 (令和2年度決算より)

	決算額	備考	被保険者一人当たり	備考
川越市	120,467 千円	4 位	1,215 円	4位
最大値	285,775 千円	_	16,036 円	_
中央値	1,698 千円	_	15 円	
平均值	22,764 千円	_	323 円	_
最小値	0円	実績なし	0円	実績なし

※:独自の利用者負担軽減制度ありの団体(25市)における比較

(出典:介護保険課資料)

全国に62ある中核市の中で、制度なし28市、廃止済2市、不明7市となっており、過半数の中核市には独自の利用者負担軽減制度はない状態となっている。また、川越市は制度ありの25市の中でも4番目に負担額が大きく手厚い保護を行っている状況である。

【県内市比較】 (令和2年度決算より)

	決算額	備考	被保険者一人当たり	備考
川越市	120,467 千円	4位	1,215 円	4位
最大値	217,936 千円	_	3,351 円	_
中央値	20,446 千円	_	563 円	_
平均值	41,874 千円	_	836 円	_
最小值	0円	実績なし	0円	実績なし

※:独自の利用者負担軽減制度ありの団体(34市)における比較

(出典:介護保険課資料)

県内に40ある市の中では、制度なしが2市、廃止済が1市、不明が3市となっており、県内の市では独自の利用者負担軽減制度は多くの市で行われている状況である。また、中央値や平均値との比較では、川越市の負担は大きくなっており、引き下げる余地があると考えることもできる。

<実施した監査手続>

介護サービス等利用者負担額軽減制度について説明を受け、関連する資料の閲覧等を実施した。また、 制度の見直しについて意見交換を行い検討した。

【意見 29】介護サービス利用者負担額支給事業について、川越市の介護サービス利用者の状況や財政状態、また、他の地方自治体の状況をよく考慮し、見直しを検討すべき

介護サービス利用者負担額支給事業は、低所得者対策として一定の効果がある事業であることは理解できるが、介護保険料そのものは所得に応じて負担額が異なるものであるし、自己負担額が高額になった場合には負担額の軽減を図る公的な制度もあり、また、他の自治体では、川越市と同様の制度がない場合や、廃止したケースもある。

このような状況の中で、真に必要な行政サービスかどうか、川越市の介護サービス利用者の状況や財政 状態、また、他の自治体の状況をよく考慮し、見直しを検討すべきである。

(6) 令和3年度から令和5年度までの介護保険料の基準額

①概要

第8期(令和3年度から令和5年度まで)の介護保険料額は、下表のとおりである。基準額は第5段

階の63,240円(年額)である。

介護保険料は、本人及び世帯の所得の状況によって11段階に区分される。

なお、保険料額は原則として3年ごとに見直される。

所得段階	対象者	第8期 (令和3年度~ 令和5年度) 年額保険料	基準額 に対する 割合
第 1 段階	生活保護受給者の方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年 金収入額の合計が80万円以下の方	18,972 円	0.30
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年 金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	31,620 円	0.50
第 3 段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年 金収入額の合計が 120 万円を超える方	44,268 円	0.70
第 4 段階	世帯に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の合計所 得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	56,916 円	0.90
第 5 段階	世帯に住民税課税者がおり、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	63,240 円	基準額
第 6 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	69,564 円	1.10
第 7 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万 円未満の方	79,050 円	1.25
第 8 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 400 万 円未満の方	94,860 円	1.50
第 9 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 700 万 円未満の方	104,346 円	1.65
第 10 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 700 万円以上 1,000 万円未満の方	113,832 円	1.80
第 11 段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 1,000 万円以上の方	126,480 円	2.00

(出典:市ホームページ 監査人一部加工)

この基準額は年額であり、月額 5,270 円である。県内各市町村の介護保険料の月額は以下のとおりであり、川越市は県平均 5,481 円よりも低額な保険料となっている。政令指定都市であるさいたま市 6,034 円よりも低額であり、また、同じく中核市である川口市 5,907 円や越谷市 5,380 円よりも低額となっている。

保険者別介護保険料(埼玉県内市町村等)(基準額)

	/II I/A +4	介護保険料		/D 80 44	介護保険料
	保険者	(月額・円)		保険者	(月額・円)
1	さいたま市	6,034	32	坂戸市	4,600
2	川越市	5,270	33	幸手市	4,722
3	川口市	5,907	34	鶴ヶ島市	4,500
4	行田市	5,600	35	日高市	4,700
5	秩父市	5,400	36	吉川市	4,844
6	所沢市	5,358	37	ふじみ野市	5,250
7	飯能市	5,591	38	白岡市	4,918
8	加須市	6,031	39	伊奈町	5,500
9	本庄市	5,200	40	三芳町	5,050
10	東松山市	5,300	41	毛呂山町	4,600
11	春日部市	5,400	42	越生町	5,650
12	狭山市	4,784	43	滑川町	5,000
13	羽生市	5,940	44	嵐山町	5,000
14	鴻巣市	5,200	45	小川町	5,000
15	上尾市	5,603	46	川島町	5,400
16	草加市	5,400	47	吉見町	5,600
17	越谷市	5,380	48	鳩山町	3,800
18	蕨市	5,697	49	ときがわ町	5,500
19	戸田市	6,400	50	横瀬町	5,200
20	入間市	4,940	51	皆野町	5,500
21	朝霞市	5,700	52	長瀞町	5,000
22	志木市	4,967	53	小鹿野町	5,990
23	和光市	5,455	54	東秩父村	6,923
24	新座市	5,346	55	美里町	5,800
25	桶川市	5,300	56	神川町	5,600
26	久喜市	5,161	57	上里町	4,950
27	北本市	5,002	58	宮代町	4,980
28	八潮市	4,900	59	杉戸町	4,639
29	富士見市	5,412	60	松伏町	4,740
30	三郷市	5,780	61	大里広域市町村圏組合	5,800
31	蓮田市	5,555		平均	5,481

(出典:埼玉県報道発表資料別紙 監査人一部加工)

②基準額の計算過程について

市から提供を受けた計算の過程は以下のとおりである。

(原価)

第8期計画期間中の保険給付費見込額 7

71,912,335 千円

+ 第8期計画期間中の地域支援事業見込額

3,684,484 千円

計

75,596,819 千円 【A】

【A】のうち第1号保険料で賄う金額(介護給付の28%など)

21,085,163 千円 【B】

(財源)

調整交付金

611,432 千円

保険者機能強化推進交付金等

240,000 千円

計

851,432 千円 【C】

【B】-【C】=20,233,731 千円【D】(第1号保険料で賄う額)

【D】÷98.9%(収納率)=20,458,777 千円【E】

(準備基金の活用) 2,000,000 千円【F】

[E] - [F] = 18,458,777 千円 [G]

【G】÷3年間の延べ第1号被保険者見込み数291,577人≒63,240円

以上の計算結果については、令和2年11月11日の介護保険事業計画審議会において、保険料の試算について意見を聴取し、令和3年1月22日市長決裁、令和3年3月議会に条例改正を上程し議決を受けて決定したとのことである。

<実施した監査手続>

川越市の令和3年度から令和5年度までの介護保険料基準額の計算及び決定の過程について、関連する資料の提供を受けて検討したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(7) 介護サービスの基盤整備の推進に対する評価

①概要

「すこやかプラン・川越-川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画」における介護サービスの基盤整備の推進(施策の方向性1)に対する評価について検討を行う。

介護保険サービスの基盤整備については、高齢者の在宅生活の継続を支えるサービスとして地域密着型サービスが期待されており、今後も引き続き整備を進めていく必要がある。年度ごとに整備を予定するサービス基盤があり、この進捗状況について検討した。

◆施設サービス (広域型) の整備予定

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
介護医療院			1箇所

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 監査人加工)

令和5年度予定のものが令和4年度に整備されたと説明を受けた。

◆居住系サービス (特定施設) の整備予定

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
特定施設入居者生活介護	1 箇所(13 人)	2箇所(160人)	1 箇所(80 人)

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 監査人加工)

令和3年度予定のものは予定がなくなったが、令和4年度は予定どおり整備され、令和5年度も予定 どおりとなる見込みであると説明を受けた。

◆居住系サービス(地域密着型)の整備予定

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
認知症対応型共同生活介護		2 箇所(36 人)	1 箇所(18 人)

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 監査人加工)

令和4年度に整備予定の2箇所が令和5年度となり、令和5年度に計3箇所整備される予定であると 説明を受けた。

◆在宅サービス(地域密着型)の整備予定

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
小規模多機能型居宅介護	_	2箇所	1 箇所
看護小規模多機能型居宅介護	_	1 箇所	_
認知症対応型通所介護	_	1 箇所	1 箇所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画 監査人加工)

小規模多機能型居宅介護は、令和4年度に整備予定の2箇所が令和5年度となり、令和5年度に計3箇所整備される予定であると説明を受けた。

看護小規模多機能型居宅介護は、令和4年度に予定どおり1箇所整備されたと説明を受けた。 認知症対応型通所介護は、令和4年度及び令和5年度とも整備できなかったと説明を受けた。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、予定どおり令和3年度、令和4年度及び令和5年度に1箇所ずつ整備されたと説明を受けた。

<実施した監査手続>

関連資料の閲覧や質問等の手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(8) 介護保険課が担当する指標の評価

①概要

「すこやかプラン・川越-川越市高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画」における、介護保険課が担当する指標の評価について検討を行う。

当該計画の第4章 具体的な施策の展開〈施策の柱と方向性〉V 持続可能な介護保険制度の運営の目標は「2040年を見据え、介護保険事業が安定的に運営できている。」であり、指標、策定時目標、実績値及び令和4年度取組に対する評価は下表のとおりである。

実施状況・参加状況の指標

	策定日	時目標		実績値		令和4年度取組に対する評価		
指標	現状 (R1 年	目標 (R5 年	第7期計画		第8期計画		評価理由	
	度)	度)	R2年 度	R3年 度	R4年 度	評価		
《要介護認定の適正化》 認定調査票の点検の割合	100%	100%	100%	100%	100%	A	調査票内容点検を、全件 実施した。	
《ケアマネジメントの適正化》 ケアプランの点検の割合	100%	100%	50%	100%	100%	A	市内全居宅介護支援事業 所のうち、35 事業所を対 象に、ケアプラン点検を 実施した。	
《ケアマネジメントの適正化》 住宅改修等の点検の割合	0 %	100%	0 %	100%	100%	A	住宅改修の現地確認を1 件実施した。	
《サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化》 縦覧点検・医療情報との突合の割合	45%	100%	40%	100%	% 100% A		全件点検を実施し、是正 が必要と思われる事業所 へ連絡を行った。	
《サービス提供体制及び介護報酬請求の適正化》 介護給付費通知の割合(対象月)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	8,880 人に対し、給付費通 知の発送を行った。	

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画事業評価シート 監査人加工)

事業実施効果の指標

	策定時	寺目標	実績値			令	令和 4 年度取組に対する評価		
指標	現状	目標	第7期計	第 8 世	田計画	所管課			
1日1水	(R1 年	(R5 年	画	第8期計画		評価	評価理由		
	度)	度)	R2年度	R3年度	R4年度	計画			
介護保険サービスの実利			74.7%	73.9%	75.3%		昨年度とおおむね同程度の実		
用率	78.4%	増加	(基準月	(基準月	(基準月	A			
用 学			R 2.9)	R3.9)	R4.9)		利用率となった。		
							市内全居宅介護支援事業所の		
《ケアプランの点検》							うち、35 事業所を対象に、ケア		
ケアプラン確認指導で改	93.9%	F X 7-11	93.9%	1000/	1000/	00% 100%	プラン点検を実施した A	プラン点検を実施したところ、	
善の意識付けができた項	93.9%	増加	93.9%	100% 100%	A	ケアプラン確認指標データ改			
目の割合							善の意識付けができたところ		
							が全件であった。		
《縦覧点検・医療情報の							建北ゴール第七年1 第四七		
突合》	4.060 /#-	5 500 /th	5 100 //b	5 245 /Hz	5 (A A /H	Δ	請求データ等を活用し、適切な		
適切な請求の実現に向け	4,060 件	5,500 件	5,188 件	5,345 件	5,644 件	A	請求が行われているか確認を		
た請求是正件数							行った。		

(出典:高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画事業評価シート 監査人加工)

<実施した監査手続>

「高齢者保健福祉計画・第8期川越市介護保険事業計画事業評価シート」を閲覧し、目標に対する実績値や所管課評価について検討した。上記手続を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(9) 介護サービス事業者の指定等(設置認可)

①概要

介護保険課で介護サービス事業者の指定及び廃止に係る事務を行っており、「指定事業者の推移」から 年度ごとの指定及び廃止の状況を把握するとともに、必要な手続を実施した。

指定事業者の推移

	事業者の推移	R1 年度		R2 年度	=		R3 年度	Ę		R4 年度	
		年度末	新規	廃止 失効	年度末	新規	廃止 失効	年度末	新規	廃止 失効	年度末
	訪問介護	71	4	5	70	8	5	73	6	4	75
	訪問入浴介護	4	0	0	4	0	0	4	0	0	4
	訪問看護	25	3	1	27	3	1	29	7	2	34
	訪問リハビリテーション	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2
	居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
足	通所介護	51	1	2	50	5	2	53	5	3	55
宅サ	通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅サービス	短期入所生活介護	23	0	0	23	0	0	23	2	2	23
ス	短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定施設入居者生活介護	9	0	0	9	0	0	9	2	0	11
	福祉用具貸与	21	2	1	22	0	1	21	1	0	22
	特定福祉用具販売	20	1	1	20	0	1	19	0	0	19
	居宅介護支援	97	2	9	90	3	6	87	7	9	85
	小計 (注 1)	323	13	19	317	19	16	320	30	20	330
	介護老人福祉施設	15	0	0	15	1	0	16	0	0	16
	介護老人保健施設	8	0	0	8	0	0	8	0	0	8
施設	介護医療院	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	介護療養型医療施設	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0
	小計 (注 1)	24	0	0	24	1	0	25	1	1	25
	介護予防訪問入浴介護	4	0	0	4	0	0	4	0	0	4
	介護予防訪問看護	25	3	1	27	3	1	29	7	2	34
	介護予防訪問リハビリテーション	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2
屋	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅サービス	介護予防通所リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
- ビス	介護予防短期入所生活介護	22	0	0	22	0	0	22	1	1	22
(予防)	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
()	介護予防特定施設入居者生活介護	9	0	0	9	0	0	9	2	0	11
	介護予防福祉用具貸与	20	2	1	21	0	1	20	1	0	21
	特定介護予防福祉用具販売	20	1	1	20	0	1	19	0	0	19
	小計	102	6	3	105	3	3	105	11	3	113
	定期巡回・臨時対応型訪問介護看護	3	0	0	3	1	0	4	1	0	5

		R1 年度		R2 年度	į		R3 年度	Ę		R4 年度	
		年度末	新規	廃止 失効	年度末	新規	廃止 失効	年度末	新規	廃止 失効	年度末
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	7	0	0	7	2	0	9	0	0	9
	小規模多機能型居宅介護	6	0	0	6	0	0	6	0	0	6
	認知症対応型共同生活介護	21	1	1	21	0	0	21	0	0	21
地域密着型サービス	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2
空サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所 者生活介護	2	0	0	2	0	0	2	0	0	2
	複合型サービス	1	2	0	3	0	0	3	1	0	4
	地域密着型通所介護	40	3	4	39	2	2	39	1	2	38
	小計 (注 1)	82	6	5	83	5	2	86	3	2	87
	介護予防認知症対応型通所介護	5	0	0	5	2	0	7	0	0	7
密	介護予防小規模多機能型居宅介護	5	0	0	5	0	0	5	0	0	5
密着予防	介護予防認知症対応型共同生活介 護	21	1	1	21	0	0	21	0	0	21
	小計	31	1	1	31	2	0	33	0	0	33
包括	介護予防支援	9	0	0	9	0	0	9	0	0	9
括	小計	9	0	0	9	0	0	9	0	0	9
	訪問型サービス(独自)	68	2	4	66	6	5	67	4	4	67
総合	通所型サービス(独自)	84	2	6	80	3	3	80	6	5	81
総合事業	介護予防ケアマネジメント	9	0	0	9	0	0	9	0	0	9
	小計	161	4	10	155	9	8	156	10	9	157
	合計	732	30	38	724	39	29	734	55	35	754

(注 1) 参考:事業所数(予防系を除	R1	R2	R3	R4
<)	429	424	431	442

^{※:}介護老人保健施設・介護療養型医療施設のみなし指定事業所(通所リハ・短期療養)を除く

(出典:指定事業者の推移 介護保険課)

^{※:}保健医療機関・保険薬局のみなし指定事業所(訪問看護・訪問リハ・居宅療養管理指導・通所リハ・短期療養)を除く

^{※:}この数字は令和 5 年 3 月 31 日までに指定および廃止の報告(届出)等があったものに基づき抽出したものであり、今後遡って訂正することがある。

上表のとおり、新規(指定)及び廃止が多く、令和元年度末から令和4年度末にかけて新規(指定)は55件、廃止は35件で差引20件増となっている。

介護サービスが安定的に提供されるためには、廃止は少ない方が望ましいと考えるが、それを上回る新規の事業者の参入があり、また、事業は継続して提供されているが、事業を行っている法人が変更となった場合にも新規(指定)及び廃止となるなどの理由や、(7)において検討した「すこやかプラン・川越」のIV 介護サービス・日常生活を支援するサービスの充実 施策の方向性 1 介護サービスの基盤整備の推進の進捗状況においても、令和3年度からの3年間の計画において、介護サービス基盤整備は、概ね予定どおりに推移していることから著しい支障はないと考えている。

なお現状では、管理者の設置、従業者の員数等、専用の部屋や居室等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等はあるが、財務基盤等の面で、事業者に事業を継続できる能力を求めるものはない。

②指定及び廃止の事務手続の検討

(A)令和4年度の以下の事業所の新規指定2件について検討した。

申請事業者	BE
申請事業者の所在地	埼玉県川越市***
サービスの種類	訪問介護
事業所の名称	訪問介護事業所 BF
事業所の所在地	埼玉県川越市***
指定年月日	令和 4 年 12 月 1 日
指定の有効期間の満了日	令和 10 年 11 月 30 日
	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
 指定の根拠となる条例等	する基準等を定める条例
1日化の収拠になる米例寺	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
	する基準等を定める条例施行規則

申請事業者	BG
申請事業者の所在地	埼玉県川越市***
サービスの種類	通所介護
事業所の名称	デイサービス BH
事業所の所在地	埼玉県川越市***
指定年月日	令和5年1月1日
指定の有効期間の満了日	令和 10 年 12 月 31 日
	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
 指定の根拠となる条例等	する基準等を定める条例
旧足の似拠となる未例分	川越市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関
	する基準等を定める条例施行規則

当該事業者に係る「居宅サービス事業所の新規指定について(伺い)」及びその添付資料を閲覧した。

(B)令和4年度の以下の事業所の廃止1件について検討した。

届出者	BI
廃止する事業所の種類	訪問介護
事業所名称	介護サービス事業所 BJ
事業所所在地	川越市***
廃止年月日	令和5年3月31日

当該事業所に係る「居宅サービス事業所の廃止について(伺い)」及びその添付資料を閲覧した。

廃止届出書の提出日は令和5年2月14日となっており、廃止をしようとする理由は「介護職員不足及び利用者の激減のため」、現にサービス又は支援を受けている者に対する措置は「居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)に依頼」、別添の利用者名簿は30名の利用者が記載されているが移行予定先が記載されていない利用者はおらず、市は利用者全員が他の施設に移る等、問題がないように指導しているとのことであった。

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧、及び質問等を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

(10) 川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金

①概要

特別養護老人ホーム等の施設整備に係る建設費等に対する補助金である。

整備事業者	社会福祉法人 BK					
選定方法	公募により整備事業者を募り、川越市社会福祉施設整備等審査会で選定					
整備施設	ユニット型特別養護老人ホーム 100 床の創設施設					
整備地	川越市***					
工事着工日	令和2年3月9日					
開所予定日	令和3年3月1日					
竣工日	令和3年2月26日					
事業開始日	令和3年4月1日					
工事費	1,299,980 千円					
	川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付					
補助根拠	要綱(市の一般財源)					
	3,000 千円×床数(100 床)=300,000 千円					
油	令和元年度 工事進捗率 10%分 30,000 千円					
刑功了是領	令和 2 年度 工事進捗率 90%分 270,000 千円					
竣工日 事業開始日 工事費	令和3年2月26日 令和3年4月1日 1,299,980千円 川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金多 要綱(市の一般財源) 3,000千円×床数(100床)=300,000千円 令和元年度 工事進捗率10%分 30,000千円					

②年度内に事業者が支払を完了させない場合の補助金の交付について

補助金関係綴内に「令和2年度川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金交付の取扱いについて(伺い)」があり、「補助金要綱には補助期間等の明確な記載はなく、数回に渡り口頭で注意喚起を行ったが、事業者に年度内に支払いを完了させなければならない認識がなかった。」とあり、また、「結論」として、「入所者保護や待機入所者の削減等介護保険事業計画の達成の観点、また、法人の責めに依らない事情等があることから、建物の引渡し及び完了検査の合格が確認されたことをもって、補助費の相手方の履行があったとして、川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費補助金を令和2年度分として交付」することを伺う文書であった。

川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金を令和2年度分として交付したことについて、市職員と意見交換を実施した。

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧及び質問等を実施した。

【結果 19】川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、補助金の交付確定の伺い書である決裁文書に決裁日を確実に記入すべき

補助金関係綴内の「令和 2 年度川越市特別養護老人ホーム等施設整備費及び設備整備費市費補助金の 交付確定について(伺い)」の決裁欄に日付の記入がなかった。

いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、 重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。

【意見 30】施設整備に係る補助金について、事業者の支払完了前に事業者に補助金の交付決定をする際には、設備資金の資金繰りや支払能力があることの確認も行うべき

川越市の事務として事業者が年度内に支払を完了した後に補助金を交付する理由の1つとしては、悪意のある事業者に補助することで、補助金の着服や横領される危険性を回避するためであると考える。

この回避のためには、事業者に設備資金の資金繰りや支払能力があることを確認した上で補助することが有効であると考えるが、この点に関して確認した資料が特段見られなかった。

年度内に事業者が支払を完了させない場合に補助金の交付を検討するにあたっては、事業者に設備資金の資金繰りや支払能力があることの確認を十分に行うべきである。

(11) 介護施設等の施設開設準備事業

①概要

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第5条の規定に基づき、市が作成する市町村計画に定める事業の実施に当たり、その事業の実施場所となる事業所等を整備する者に対し、その経費を補助するものである。

なお、当該事業は、埼玉県地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金(介護施設等の施設開設準備 経費等支援事業に係る分)によって行われており、市の実質負担はない。

②事務手続の検討

令和4年度に補助金が交付されたのは以下の2件であった。

事業者	BL
施設名	BM
施設種別	看護小規模多機能型居宅介護事業所
計画地	川越市***
交付決定額	7,551 千円
交付確定額	7,551 千円
開設日	令和 4 年 12 月 1 日

上記事業者が支出した介護ベッド一式、共用部家具、リフト付きシャワーキャリーや管理者の賃金等 に対して補助を行っている。

事業者	BN
施設名	ВО
施設種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
計画地	川越市***
交付決定額	13,730 千円
交付確定額	13,409 千円
開設日	令和5年2月1日

上記事業者が支出した定期巡回・随時対応型訪問介護看護システム、オフィス家具、OA 機器等の導入 費用や求人広告費等に対して補助を行っている。

川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金の交付決定について(伺い)及び川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金(介護施設等の施設設置開設準備事業に係る分)の確定について(伺い)に 決裁日の記入がなかった。

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧を実施した。

【結果 20】介護施設等の施設開設準備事業について、意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、決裁文書に決裁日を確実に記入すべき

川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金の交付決定について(伺い)及び川越市地域密着型サービス等整備事業費等補助金(介護施設等の施設設置開設準備事業に係る分)の確定について(伺い)に 決裁日の記入が無いものが確認された。

いつ決裁が行われたのかを明らかにし、決裁後に意思決定された内容の修正や改ざんを防止するため、 重要文書の決裁日は確実に記入しなければならない。

(12) 介護保険料の徴収

①概要

介護保険料の賦課及び徴収は、介護保険課保険料資格担当の事務である。

介護保険料は年金から差し引かれる特別徴収が大半であるが、納付書や口座振替によって納める場合 (普通徴収)もあり、この場合に滞納となるケースがある。

この場合の徴収困難案件は一部を財政部収納対策課に事務移管している。収納率及び事務移管の推移 は以下のとおりである。

令和4年度介護保険料収納率

		調定額A (千円)	収入済額 B (千円)	還付未済 額 C (千円)	実質収入済 額D=B- C(千円)	収入率 B / A	収納率 D/A
特別徴収	現年度分	5,329,954	5,341,319	11,365	5,329,954	100.21%	100.00%
普通徴収 現年度分		545,805	509,339	773	508,565	93.31%	93.17%
	過年度分	5,732	4,855	34	4,820	84.70%	84.09%
滞納繰越分 滞納繰越分		69,933	22,191	67	22,123	31.73%	31.63%
計		5,951,424	5,877,705	12,241	5,865,464	98.76%	98.55%

令和3年度介護保険料収納率

		調定額A (千円)	収入済額 B (千円)	還付未済 額 C (千円)	実質収入済 額D=B- C(千円)	収入率 B/A	収納率 D/A
特別徴収	現年度分	5,336,181	5,343,486	7,305	5,336,181	100.13%	100.00%
普通徴収 現年度分		530,966	492,327	299	492,027	92.72%	92.66%
	過年度分	5,578	5,168	2	5,165	92.65%	92.60%
滞納繰越分	滞納繰越分	76,030	26,556	92	26,464	34.92%	34.80%
計		5,948,757	5,867,539	7,700	5,859,838	98.63%	98.50%

令和2年度介護保険料収納率

		調定額A (千円)	収入済額B (千円)	還付未済 額 C (千円)	実質収入済 額D=B- C(千円)	収入率 B/A	収納率 D/A
特別徴収	現年度分	4,926,377	4,934,045	7,667	4,926,377	100.16%	100.00%
普通徴収 現年度分		492,470	451,487	324	451,162	91.68%	91.61%
	過年度分	5,915	5,273	4	5,269	89.16%	89.09%
滞納繰越分 滞納繰越分		87,604	30,843	53	30,790	35.21%	35.15%
計	計		5,421,650	8,050	5,413,599	98.35%	98.21%

(単位:円)

	移管 件数	移管金額	最低額	最高額	平均	完納 件数	収入額	収入率
H30 年度	14 件	1,998,600	119,400	179,200	142,757	7件	1,507,063	75.41%
R1 年度	65 件	8,242,400	51,000	212,600	126,806	19件	3,424,080	41.54%
R2 年度	96 件	13,014,475	12,200	245,142	135,567	27 件	5,572,800	42.82%
R3 年度	162 件	19,720,475	25,700	289,733	121,731	38 件	8,712,833	44.18%
R4 年度	55 件	7,770,800	56,900	340,900	141,287	22 件	4,139,900	53.28%
R5 年度	105 件	14,684,800	18,900	306,500	139,855	_	_	_

事務移管は年度単位で行われるため、年度単位で徴収できたか否かが確定する。令和 5 年度は事務移 管中であるため、移管結果は未確定である。

また、介護保険料の時効は 2 年間であり、債務者の時効の援用は必要なく時効が完成するため、時効となった介護保険料債権は不納欠損処理が行われる。介護保険料不納欠損額の推移は以下のとおりである。

介護保険料不納欠損額の推移(年度比較)

(単位:千円)

年度	不納欠損額	前年度対比	実人数	1人当り
H18	17,918	_	709 人	25
H19	18,698	104.4%	745 人	25
H20	23,543	125.9%	849 人	27
H21	24,379	103.6%	820 人	29
H22	26,405	108.3%	872 人	30
H23	25,931	98.2%	838 人	30
H24	22,141	85.4%	725 人	30
H25	22,611	102.1%	776 人	29
H26	31,152	137.8%	898 人	34
H27	32,394	104.0%	929 人	34
H28	36,154	111.6%	970 人	37
H29	33,794	93.5%	959 人	35
H30	33,697	99.7%	913 人	36
R 1	29,971	88.9%	882 人	33
R 2	22,785	76.0%	703 人	32
R 3	18,848	82.7%	596 人	31
R 4	9,933	52.7%	503 人	19

②事務手続の検討

令和4年度の事務移管55件7,770,800円の中からサンプルとして2件、移管した理由及び移管結果が確認できる資料を確認した。

また、令和4年度の不能欠損額9,933,742円のうち令和2年度賦課分495件8,887,100円の中からサンプルとして2件、滞納者の個別調書等の資料を添えて市長の決裁を受けた資料を確認した。

<実施した監査手続>

関連する資料の閲覧、及び質問等を実施したが、監査手続の範囲内において不適切な点は確認されなかった。

6. 社会福祉法人及び社会福祉施設の適正な運営の確保(指導監査課)

(1) 指導監査課の業務

指導監査課の主な業務は川越市ホームページによれば次のとおりである。

主な業務内容

<指導監査担当>

- ・社会福祉法人の設立等の認可・届出に関すること
- ・社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査に関すること
- ・介護保険サービス事業所及び障害福祉サービス事業所等の指導監査に関すること

(2) 歳入・歳出の推移

<歳入の推移(過去5年度分)>

予算・決算とも歳入の計上はなかった。

<歳出の推移(過去5年度分)>

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R4 年度
	決算	決算	決算	決算	決算	予算
報償費	_	_	_	_	_	43
旅費	48	66	_	_	_	41
需用費	59	60	69	50	62	70
合計	107	127	69	50	62	154

(3) 指導監査の結果と改善状況の情報公開

①概要

川越市社会福祉法人指導監査実施要綱には以下の規定がある。

第5条 指導監査の結果及びこれに対する改善状況については、市ホームページに掲載するなど、広く 情報提供に努めるものとする。

②現状について

川越市ホームページでは集団指導のページ¹で事業種別ごと、例えば「訪問介護・訪問型サービス」といった種別ごとに指導監査における主な指摘事項の紹介を行っている。しかし、法人運営に関する内容については触れられていないなど指導監査の結果としての網羅性に疑義がある。また、指導監査の改善状況については触れられていない。

そこで、上記①に記載されている「情報提供 | をどのように行っているかについて、指導監査課に質問

¹ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/shidoukansa/syuudankaigo2023.html

したところ回答の要旨は以下のとおりであった。

- ・現在、指導監査の結果等を公表しているホームページ等はない。
- ・今後、社会福祉法人向けの集団指導やホームページなどで公表することを検討している。
- ・WAM NET (※1) にアップされている各法人の現況報告書に、法人指導監査で各法人が受けた文書指摘の内容を記載することとなっている (※2)。指導監査課としてはそこに記載するように案内している。

<監査人注釈>

- (※1) WAM NET (ワムネット) とは、独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療の総合情報を提供しているポータルサイトである (URL: https://www.wam.go.jp/)。
- (※2)「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」(平成 29 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長等通知(最終改正:令和 4 年 12 月 26 日))によれば、現況報告書の「14.ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況」の「(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況」に、直近の文書指摘事項について記載することとされている。

以上のとおり、現状において指導監査課は上記要綱における情報提供を直接的には行っていないものの、WAM NET の利用を促すことにより間接的に要綱の規定を遵守しているとの認識である。

③令和4年度の法人指導監査に関する現況報告書への記載状況

令和4年度に指導監査課が行った法人指導監査について、WAM NET にアップロードされている現況報告書に記載されている文書指摘事項と、実際に同課が指導監査後に法人に対して示した文書指摘事項を照らし合わせたところ、以下に示す齟齬が見られた。

<事例(3)-1>

法人名 | 社会福祉法人 BP

(A)現況報告書(令和5年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

経理規定に基づき、会計処理を行うこと。

実施した改善内容

経理規定に基づき、会計処理を行った。

(B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較

- ・令和4年7月12日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び改善等結果報告書」によれば、上記(A)は口頭指摘事項である。
- ・文書指摘事項は「定款の未記載事項」と「土地の権利設定及び登記」の 2 点であるが現況報告書に 未記載である。

<事例③-2>

法人名 社会福祉法人 BQ

(A)現況報告書(令和5年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

- ①決算の手続きについて
- ②評議員及び役員の選任手続
- ③理事長の選任
- ④議事録の事務所備えについて
- ⑤職務執行状況及び専決事項
- ⑥法人登記の手続について

実施した改善内容

未記載である。

(B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較

- ・令和4年10月6日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び改善等結果報告書」によれば、文書指摘事項の概略は以下のとおりであった。
 - ▶計算書類について定時評議員会の承認を要する旨
 - ▶役員等の選任について欠格事由の確認が欠けていること等
 - ▶理事長選定について理事会選定の有無が監査時に確認できなかった旨
 - ▶評議員会・理事会議事録の一部の備え置きが欠けていたこと
 - ▶理事長の職務執行状況等の理事会報告が欠けていたこと
 - ▶法人登記(理事長重任や資産総額)の期限内完了が欠けていたこと
- ・現況報告書の記載との整合性は見られる。
- ・現況報告書の記載は、全体的に改善事項の内容に踏み込んだ記載とはなっていない。例えば「決算の手続きについて」という現況報告書の記載から、決算手続のどの点を改善すべきなのかを把握することは実質的に不可能と考える。

<事例③-3>

法人名 社会福祉法人 BR

(A)現況報告書(令和5年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

未記載である。

実施した改善内容

未記載である。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和 4 年 10 月 13 日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び 改善等結果報告書」によれば、「定款が法令等に従って作成されていない点」と「理事長による職 務執行状況報告等が理事会でなされているかを確認できなかった点」の 2 点の文書指摘事項があ

る。

・上記2点の文書指摘事項は現況報告書に記載されていない。

<事例③-4>

法人名 社会福祉法人 BS

(A)現況報告書(令和5年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

- ・加算について、適正に欠ける部分があり、返戻対応と事務処理の指導を受けた。
- ・評議員について、法人の職員が選任されているので、適切に対応すること。

実施した改善内容

- ・加算について、指導を受けた部分を対応処理した。
- ・評議員について、法人の職員は解任し、新しい評議員を選出した。

(B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較

- ・令和 4 年 10 月 18 日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び 改善等結果報告書」によれば、上記(A)の 2 点の改善事項/改善内容のほか、下記 4 点の文書指摘 事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶川越市に対して定款の変更届出がなされていないこと
 - ▶定款等についてインターネットによる情報公開がなされていないこと
 - ▶理事会決議なく、評議員会を招集していたこと
 - ▶評議員会議事録の一部が確認できなかったこと

④令和4年度以前の法人指導監査に関する現況報告書への記載状況

令和4年度の文書指摘事項について、WAM NET にアップロードされている現況報告書と実際に法人に対して示した文書指摘事項に複数の齟齬が見られたため、過去から同様の状況であったかを確認すべく、サンプル抽出により令和2年度の状況も確認したところ、③と同様に複数の齟齬が見られた。

<事例④-1>

法人名 社会福祉法人 BT

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

- ・出納職員の任命
- ・小口現金の日々検証
- ・支払事項の承認
- ・月次試算表の作成及び報告

実施した改善内容

- ・小口現金出納帳の日々入力及び確認
- ・請求書の整理及び承認・承認印の押印

- ・会計業務入力・試算表作成の依頼
- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年8月5日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び改善等結果報告書」によれば、上記(A)に記載された事項は記載されておらず、下記1点の文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶理事長の職務の執行状況について理事会議事録への未記載

<事例④-2>

法人名 社会福祉法人 BU

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

未記載である。

実施した改善内容

未記載である。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年10月15日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び 改善等結果報告書」によれば、下記1点の文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶理事長の職務の執行状況について理事会議事録への未記載

<事例④-3>

法人名 社会福祉法人 BV

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

未記載である。

実施した改善内容

未記載である。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年7月28日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び改善等結果報告書」によれば、下記1点の文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶賃借権の登記が欠けている

<事例④-4>

法人名 社会福祉法人 BW

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

未記載である。

実施した改善内容

未記載である。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年9月7日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び改善等結果報告書」によれば、下記2点の文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶理事への業務執行の委任範囲が規定されていない
 - ▶理事長の職務の執行状況について理事会議事録への未記載

<事例④-5>

法人名 社会福祉法人 BS

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

・定款に基本財産を明記する 他

実施した改善内容

・3 つほど記載あり。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年10月28日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び 改善等結果報告書」によれば、下記については文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていない。
 - ▶他の法人や理事との間の資金管理が明確に峻別されていない
 - ▶評議員選任・解任委員会が適正に運営されていない
 - ▶理事長及び業務執行理事の専決事項について定めが確認できない
 - ▶評議員会の開催が理事会決議により定められていない
 - ▶評議員会議事録について、議事録作成者の氏名記載や議事録への署名が欠けている
 - ▶法人の資産総額の登記が確認できない
 - ▶評議員会決議の省略について、必要な手続が適正に行われていない
 - ▶理事会の議事録について、議事録署名人の署名又は記名押印が欠けている

<事例④-6>

法人名 社会福祉法人 BR

(A)現況報告書(令和3年4月1日現在)への記載事項

所轄庁から求められた改善事項

未記載である。

実施した改善内容

未記載である。

- (B)指導監査における実際の文書指摘事項との比較
 - ・令和2年10月15日に実施された指導監査について、指導監査課が法人に示した「指導事項及び 改善等結果報告書」によれば、下記については文書指摘事項があるが現況報告書に記載されていな

61

▶理事長の職務の執行状況について理事会議事録への未記載

<実施した監査手続>

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療のポータルサイトである WAM NET(ワムネ ット)と法人指導監査の関連簿冊の閲覧や質問、関連規定の確認等の手続を行った。

【結果 21】社会福祉法人に対する指導監査の結果と改善状況の情報公開について、市民に対して誤った 情報提供がなされており改めるべき

川越市社会福祉法人指導監査実施要綱第 5 条では、指導監査の結果や改善状況について広く情報提供 に努めるべき旨が規定されている。他方、川越市ホームページでは、「訪問介護・訪問型サービス」とい った事業種別ごとに指導監査の主な指摘事項の紹介はなされているものの、法人運営に関する指導監査 については触れられていないなど指導監査の結果としての網羅性に疑義があるほか、指導監査の改善状 況については触れられていない。

指導監査課の認識としては、①今後、指導監査の結果や改善状況の公表を検討している旨及び②各法人 が毎年公告する現況報告書の文書指摘事項に記載するように法人に対して案内している旨の 2 点の回答 があった。しかし、②に関して現況報告書の文書指摘事項の記載と、指導監査課が実際に法人に対して示 した文書指摘事項に多くの齟齬が見られた。

つまり、指導監査課は指導監査の結果や改善状況についての広い情報提供を現状において主体的に行 っていない。加えて、法人に対して文書指摘事項を現況報告書に記載することを案内するに留まり、実際 に漏れなく記載されているか、記載内容が十分であるかの確認が不十分である。

以上より、上記要綱の規定に対する事務執行が著しく欠けており、結果として市民に対して誤った情報 提供がなされている。規定に沿うよう速やかに事務執行を改める必要がある。

(4) 社会福祉法人に関する情報開示

①概要

川越市ホームページの「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」1において、川越市が所轄庁 となっている社会福祉法人の情報公表状況が記載されている。

②ホームページの記載内容

川越市所管社会福祉法人の情報公表状況と記載されている一方で、社会福祉法人川越市社会福祉協議 会の記載が抜けている。川越市ホームページの該当ページの内容(一部)は監査時点(令和5年7月20 日時点)において下のとおりであった。なお、当監査人の加工により文字の一部をぼかしている。

¹ https://www.city.kawagoe.saitama.jp/kenkofukushi/fukushikaigo/syakaihukusihoujin/31434.html

2023/07/20 14:51

社会福祉法人の運営に関する情報開示について/川陡



() 音声 読むはず・文字が太 Foreign Language サイトマップ



現在のページ トップページ 健康・福祉 福祉・介護

社会福祉法人

社会福祉法人の運営に関する情報開

社会福祉法人の運営に関する情報開示について

最終更新日:2022年12月8日

社会福祉法 (昭和26年法律第45号) 第59条の2及び社会福祉法施行規則 (昭和26年厚生省令第28号) 第10条の規定 に基づき、社会福祉法人は運営に関する情報をインターネットで公表することが義務付けられています。ただし、独 自のホームページが存在しないこと等により公表が困難な法人については、市ホームページにおいて公表していま

なお、公表された資料の内容については、直接法人にご確認ください。

公表すべき事項

- 1. 定款
- 2. 報酬等支給基準
- 3. 役員等名簿
- 4. 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)
- 5. 現況報告書 (事業の概要等)

4及 σ 5については、 ϕ 2 (WAMNET) (外部サイト) で公表しています。 (社会福祉法人喜多路については市のホームページで公表)

川越市所管社会福祉法人の情報公表状況

	名称(50 音順)	主たる事務所の所在地	法人ホームページ	定款	報酬等支給基 準	役員等名簿
1	***	川越市	<u>:HP (外部サイト)</u>	法人HPで公表	法人HPで公表	法人HPで 公表
2	20 E E	川越市	HP無し	市HPで公表	市HPで公表	市HPで公 表
4	PIBECS R-B	川越市地	<u>:HP (外</u> 部サイト)	法人HPで公表	法人HPで公表	法人HPで 公表
5	TORNER.	川越市	<u> </u>	法人HPで公表	法人HPで公表	法人HPで 公表
6	ERO	川越市	<u>(HP (外部サイト)</u>	法人HPで公表	法人HPで公表	法人HPで 公表
		川越市				市HPで小

川越市所管の社会福祉法人の情報公表状況が、法人名称の50音順にて表形式で記載されている。社会 福祉法人川越市社会福祉協議会は上から3番目に記載されるはずであるが記載されていない。

③川越市による情報開示の位置づけ

川越市ホームページ内にも記載されているとおり、社会福祉法第59条の2及び社会福祉法施行規則第 10条によって社会福祉法人は運営に関する情報をインターネットで公表することが義務付けられている。 そして、独自のホームページが存在しないこと等により公表が困難な法人については川越市ホームペー ジにおいて公表する旨が記載されている。

これは厚生省局長通知「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 5(5)において「ホームペー ジが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホー

ムページにおいて公表」することが所轄庁のとるべき手段の 1 つとして規定されていることを受けての ものと考えられる。実際、川越市以外の多くの地方自治体のホームページにおいても川越市と同様に、公 表が困難な法人について地方自治体のホームページで情報開示が行われている。

④指導監査課の見解と対応

川越市ホームページ内の川越市所管社会福祉法人の情報公表状況から、社会福祉法人川越市社会福祉協議会が抜けている点について指導監査課に質問したところ、入力漏れである旨の回答があった。また、これを受けて令和5年8月16日付けでホームページの情報更新がなされ、同法人がホームページ上で確認できる状態になった。

<実施した監査手続>

川越市ホームページの閲覧や質問、関連規定の確認等の手続を行った。

【意見 31】川越市ホームページ上での社会福祉法人の運営情報の開示が正確かつ網羅的であるかの確認を十分に行うべき

川越市ホームページの「社会福祉法人の運営に関する情報開示について」において、川越市が所轄庁となっている社会福祉法人の情報公表状況が記載されているが、社会福祉法人川越市社会福祉協議会の記載が抜けており、担当課にヒアリングしたところ入力漏れである旨の回答であった。

厚生省局長通知「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日 障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号)の別紙1社会福祉法人審査基準において「ホームページが存在しないこと等によりインターネットでの公表が困難な法人が存在する場合には、所轄庁のホームページにおいて公表」することが所轄庁のとるべき手段の1つとして規定されていること等から、地方自治体のホームページで社会福祉法人の運営情報の開示を正確かつ網羅的に行うことは地方自治体に課せられた役割期待と考えられる。

社会福祉法人川越市社会福祉協議会については独自のホームページを有するため、公表が困難な法人には該当しなかったものの、ホームページ上での社会福祉法人の運営情報の開示が正確かつ網羅的であるかの確認が不十分であった点は事実である。今後は、川越市ホームページ上での社会福祉法人の運営情報の開示が正確かつ網羅的であるかの確認を十分に行うべきである。

(5) 社会福祉法人の会計監査等に対応する指導監査の周期等

①会計監査に対応する指導監査の周期延長及び会計管理に関する監査事項の省略

厚生労働省の社会福祉法人指導監査実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成 29 年4月 27日)(以下、本項目において「要綱」という。)によれば、会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査を受けていて、監査の結果が無限定適正意見等である場合には、一般監査の実施の周期を 5 箇年に 1 回に延長することができるとされている(要綱 3 (2) ア、イ)。また、会計管理に関する監査事項を省略することができるとされている(要綱 4 (1))。

なお、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成 29 年 4 月 27 日 社援基発 0427 第 1 号) の 2(2)において、会計監査を受けた法人の指導監査を実施する際は、会計監査の結果(独立監査人の監査報

告書等)を活用して効率的な指導監査を実施すべき旨が記載されている。

②専門家の支援に対応する指導監査の周期延長及び会計管理に関する監査事項の省略

要綱によれば、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受け、当該専門家から所定の書類¹が提出された法人については、一般監査の実施の周期を 4 箇年に 1 回に延長することができるとされている(要綱 3 (2) ウ)。また、所轄庁が会計管理に関する事務処理の適正性が確保されていると判断すれば、会計管理に関する監査事項を省略することができるとされている(要綱 4 (2))。

なお、「社会福祉法人の認可について」(平成 12 年 12 月 1 日 障第 890 号、社援第 2618 号、老発第 794 号、児発第 908 号)の別紙 1 社会福祉法人審査基準の第 3 の 6(1)では「会計監査を受けない法人においては、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援について、法人の事業規模や財務会計に係る事務態勢等に即して、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人<監査人中略>を活用することが望ましい」とされている。また、「会計監査及び専門家による支援等について」(平成 29 年 4 月 27 日 社援基発 0427 第 1 号)の 2(2)において、財務会計に関する内部統制の向上に対する支援を受けた法人の指導監査を実施する際は、同支援の結果を活用して効率的な指導監査を実施すべき旨が記載されている。

③事例 1

社会福祉法人 BX の現況報告書(監査時点において WAM NET で確認できる平成 28 年度以降のもの) によれば同法人は平成 28 年度から令和 2 年度までは BY 監査法人から財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている。また、令和 3 年度は BY 監査法人、令和 4 年度は BZ 監査法人から会計監査人による監査に準ずる監査を受けている。

指導監査課に確認したところ、会計監査人による監査に準ずる監査を受けていることをこの度認識した。 た旨の回答があった。これまで一般監査の実施周期や会計管理に関する監査事項を省略することなく指導監査を実施してきたため、今後の取扱いについて検討するとのことであった。

④事例 2

社会福祉法人 CA の現況報告書(監査時点において WAM NET で確認できる平成 28 年度以降のもの) によれば同法人は平成 28 年度から令和 2 年度までは税理士法人 CB から財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている。また、令和 3 年度及び令和 4 年度は会計監査の結果、無限定適正意見であった旨の記載が見られる。

指導監査課に確認したところ、法人側の現況報告書の記載が誤っていたことがこの度判明したとのことであった。同法人は会計監査人による監査も、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援も受けておらず、現況報告書の記載が誤っていたが、その修正を指導監査課が指導してこなかったとのことであった。

 1 「会計監査及び専門家による支援等について」(平成 29 年 4 月 27 日 社援基発 0427 第 1 号)の別添 1、別添 2 を参照。

⑤事例 3

社会福祉法人 CC の現況報告書(監査時点において WAM NET で確認できる平成 28 年度以降のもの) によれば同法人は令和元年度から令和 4 年度まで税理士事務所である CD 会計事務所から支援を受けている旨の記載がある。そのうち、令和元年度と令和 2 年度については財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている旨の記載が見られる。なお、令和 3 年度と令和 4 年度は支援の内容が未記載であるため判然としない。

指導監査課に確認したところ、法人側の現況報告書の記載が誤っていたことがこの度判明したとのことであった。同法人は公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けておらず、現況報告書の記載が誤っていたが、その修正を指導監査課が指導してこなかったとのことであった。

6事例 4

社会福祉法人 BR の現況報告書(監査時点において WAM NET で確認できる平成 28 年度以降のもの) によれば同法人は平成 28 年度から令和 4 年度まで税理士法人 CE から支援を受けている旨の記載がある。そのうち、平成 29 年度から令和 2 年度までについては財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている旨の記載が見られる。なお、令和 3 年度と令和 4 年度は支援業務の内容が未記載であるため判然としない。

指導監査課に確認したところ、法人側の現況報告書の記載が誤っていたことがこの度判明したとのことであった。同法人は公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けておらず、現況報告書の記載が誤っていたが、その修正を指導監査課が指導してこなかったとのことであった。

<実施した監査手続>

独立行政法人福祉医療機構が運営する福祉・保健・医療のポータルサイトである WAM NET (ワムネット)と法人指導監査の関連簿冊の閲覧、質問や関連規定の確認等の手続を行った。

【意見 32】社会福祉法人指導監査の周期延長や会計管理に関する監査事項の省略について検討すべき

社会福祉法人指導監査実施要綱(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 平成 29 年 4 月 27 日)によれば、会計監査人による監査又は会計監査人による監査に準ずる監査を受けていて、監査の結果が無限定適正意見等である場合には、一般監査の実施の周期を 5 箇年に 1 回に延長することができるとされている。また、会計管理に関する監査事項を省略することができるとされている。

そして、同要綱によれば、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による財務会計に関する内部 統制の向上に対する支援又は財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受け、公認会計士、 監査法人、税理士又は税理士法人から所定の書類が提出された法人については、一般監査の実施の周期 を 4 箇年に 1 回に延長することができるとされている。また、所轄庁が会計管理に関する事務処理の適 正性が確保されていると判断すれば、会計管理に関する監査事項を省略することができるとされている。

当監査において検出された社会福祉法人は、現況報告書によれば平成28年度から令和2年度まで財務

会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている。また、令和3年度と令和4年度は会計監査人による監査に準ずる監査を受けている。そして、指導監査課はこれまで同法人が上記の会計監査人による監査等を受けていることを認識していなかったとのことである。

一般監査の周期延長や会計管理に関する監査事項の省略の判断は所轄庁である川越市に委ねられているものの、厚生労働省がこのような延長・省略の規定を設けた趣旨を十分に考慮し、今後の指導監査上の取扱いについて検討すべきである。

【意見 33】会計監査等を受けている旨の現況報告書の記載が正確かについて指導監査課はチェックすべき

川越市所管の社会福祉法人(3法人)について、現況報告書によれば、公認会計士、監査法人、税理士 又は税理士法人から財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援を受けている旨の記載があるが、 当監査においてこの記載が誤りであることが判明した。

上記のうち 1 法人については上記に加えて、会計監査を受けた旨の記載があった年度も見られるが、この記載も誤りであることがこの度判明した。

会計監査や公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人による支援を受けている旨の現況報告書の記載は、社会福祉法人が情報開示にあたり一定の透明性や信頼性を有しているということや、経営基盤の強化を図っている法人という市民の評価に影響するものと考える。そのため、上記誤りを看過すべきでなく、指導監査課は法人に対して修正を指導すべきであった。今後のチェック体制を改善すべきと考える。

(6) 介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者に対する集団指導

①概要

行政指導の一形態である集団指導について、川越市には以下の規定がある。なお、当監査においては介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者に対する集団指導について取り扱う。

<川越市介護サービス事業者等指導監査実施要綱>

- 第14条 指導の形態は、次のとおりとする。
 - (1) 集団指導 集団指導は、必要な指導の内容に応じ、対象となる介護サービス事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。
 - (2) <以下略>

<川越市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱>

- 第14条 指導の形態は、次のとおりとする。
 - (1) 集団指導

集団指導は、必要な指導の内容に応じ、対象となる障害福祉サービス等事業者を一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) <以下略>

集団指導は事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により行うこととされているが、新型コロナウ

イルス感染症の発生に伴い、厚生労働省からオンライン等の活用によることも可能である旨の見解が発出された 1 2。

②参加率について

介護保険サービス事業者と障害福祉サービス事業者の令和 4 年度の集団指導への参加事業所数と参加率の状況は下表のとおりであった。なお、川越市の集団指導は川越市ホームページ上に資料を掲載して対象事業者に確認を促す方法によって行っており、受講参加の確認は同 Web ページ内からリンクされている受講報告の電子申請をもとに行っている。

<介護保険サービス事業者>

	ルーパッチ任田	参加対象	参加	参加率	
	サービス種別	事業所数	事業所数	沙川平	
1	訪問介護	75	71	94.7%	
2	訪問入浴介護	4	4	100.0%	
3	訪問看護	32	31	96.9%	
4	訪問リハビリテーション	2	2	100.0%	
5	通所介護	55	52	94.5%	
6	通所リハビリテーション	8	8	100.0%	
7	短期入所生活介護	23	23	100.0%	
8	短期入所療養介護	8	8	100.0%	
9	特定施設入居者生活介護	9	9	100.0%	
10	福祉用具貸与	22	20	90.9%	
11	特定福祉用具販売	19	17	89.5%	
12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	4	4	100.0%	
13	地域密着型通所介護	39	37	94.9%	
14	認知症対応型通所介護	9	9	100.0%	
15	小規模多機能型居宅介護	6	5	83.3%	
16	認知症対応型共同生活介護	21	21	100.0%	
17	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	100.0%	
18	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介	2	2	100.0%	
	護				
19	複合型サービス(看護小規模多機能型居宅	3	3	100.0%	
	介護)				
20	居宅介護支援	83	82	98.8%	

¹ https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc7485&dataType=1&pageNo=1

² https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000949269.pdf

21	介護老人福祉施設	16	16	100.0%
22	22 介護老人保健施設		8	100.0%
23	23 介護療養型医療施設		1	100.0%
24	24 介護予防支援		9	100.0%
合計		460	444	96.5%

<障害福祉サービス事業者>

	サービス種別	参加対象 事業所数	参加 事業所数	参加率
1	居宅介護	58	57	98.3%
2	重度訪問介護	58	57	98.3%
3	同行援護	18	17	94.4%
4	行動援護	10	10	100.0%
5	生活介護	21	21	100.0%
6	共生型生活介護	3	3	100.0%
7	短期入所	10	10	100.0%
8	共生型短期入所	1	1	100.0%
9	自立訓練(生活訓練)	2	2	100.0%
10	就労移行支援	17	17	100.0%
11	就労継続支援(A型)	12	12	100.0%
12	就労継続支援(B型)	26	26	100.0%
13	就労定着支援	11	11	100.0%
14	自立生活援助	2	2	100.0%
15	共同生活援助	27	21	77.8%
16	障害者支援施設	6	6	100.0%
17	地域移行支援	7	7	100.0%
18	地域定着支援	7	7	100.0%
19	計画相談支援	22	19	86.4%
20	障害児相談支援	19	16	84.2%
21	児童発達支援	28	28	100.0%
22	放課後等デイサービス	50	49	98.0%
23	保育所等訪問支援	2	2	100.0%
	合計	417	401	96.2%

③令和5年度以降の集団指導の実施方法について

令和5年度以降の集団指導の実施方法について指導監査課に確認したところ、監査日時点では当面、ホームページ掲載を続ける意向とのことであった。

この点、埼玉県及び埼玉県内政令指定都市、中核市の令和 5 年度の集団指導の対応は各自治体のホームページによれば以下のとおりである。

	介護保険	障害福祉	
川越市	ホームページへの資料の掲載	同左	
埼玉県	Web 動画視聴とホームページへの資料の掲載	同左	
さいたま市	ホームページへの資料の掲載	会場にて対面開催	
川口市	Web 動画視聴とホームページへの資料の掲載	同左	
越谷市	Web ミーティングによる開催	同左	

集団指導の実施方法は様々であるが、川越市以外の地方自治体は Web 上でのミーティングや Web 動画視聴のほか対面で実施している自治体もある。

<実施した監査手続>

川越市、その他地方自治体のホームページや関連資料の閲覧、その他質問等の手続を行った。

【意見34】社会福祉施設等の集団指導の開催方法は継続して検討すべき

集団指導は新型コロナウイルス感染拡大前においては一定の場所に集めて講習形式で行う方法により行ってきたが、新型コロナウイルス感染症の影響下において厚生労働省によりオンライン等の活用が認められた。集団指導では指導する行政側と指導を受ける施設側が双方向のコミュニケーションを取れることが重要であり、新型コロナウイルス感染症の影響下にある状況を鑑みて受講の確認や質問回答を行えば必ずしも講習形式で行う必要はないとの整理にしたものと理解する。

この点、令和5年度の集団指導において埼玉県及び埼玉県内の政令指定都市、中核市(川越市を除く)の中にWeb上でのミーティングやWeb動画視聴のほか、集団指導を対面で実施する自治体が見られるようになった。新型コロナウイルス感染拡大から時間が経過するに伴って、知恵を絞って"より実効性のある集団指導"と"社会福祉施設等における感染拡大防止"のバランスを模索していることが見て取れる。会場実施に移行することや、会場実施にする決断に至らない場合であってもWebミーティングの開催やWeb動画視聴といった、ホームページへの資料の掲載よりも情報伝達や双方向のコミュニケーションを行う上で、より実効性のある別手段を選択している。他方、川越市においては当面、ホームページ掲載を続ける意向とのことであった。

川越市も周辺自治体の集団指導の実施方法を参考にしつつ、社会福祉施設等の適正な運営の観点から、新型コロナウイルス感染症の感染状況を逐次ウォッチして、開催方法を検討し続ける必要があるものと考える。

(7) 社会福祉法人に対する指導監査

①概要

原則として3年に1回の指導監査を実施している。

川越市社会福祉法人指導監査実施要綱の第4条には指導監査後の措置として以下の規定がみられる。

(指導監査後の措置)

- 第4条 指導監査の終了後、その結果について上司に報告するとともに、指導事項について関係部署と 検討を行う。
- 2 前項の規定による指導事項については、当該法人に対して文書により遅滞なく通知するものとする。

また、指導内容によっては、当該法人の理事長等の出頭を求めて指導することができる。

3 指導監査の結果、法令等の違反(軽微なものを除く。)があるときは、60 日以内の期限を定めてその改善状況等について文書で報告を求めるものとする。

②関連簿冊の閲覧結果

令和4年度の指導監査の実施先のうち、次の2法人について指導監査の結果通知が確認できなかった。 <1件目>社会福祉法人CF

令和 4 年 10 月 27 日を実地指導日とした法人指導監査をしているが、当監査で確認した時点(令和 5 年 7 月)では、指導監査の結果通知が関連簿冊にファイリングされていなかった。

この点を指導監査課に確認したところ、結果通知の送付を失念していた旨の回答があった。その後、 指導監査課は令和5年8月2日付で3点の文書指摘事項を含む結果通知を法人に対して発出した。

<2件目>社会福祉法人 CG

令和 4 年 10 月 20 日を実地指導日とした法人指導監査をしているが、当監査で確認した時点(令和 5 年 7 月)では、指導監査の結果通知が関連簿冊にファイリングされていなかった。

この点を指導監査課に確認したところ、結果通知の送付を失念していた旨の回答があった。その後、 指導監査課は令和5年8月2日付で4点の文書指摘事項を含む結果通知を法人に対して発出した。

<実施した監査手続>

関連する簿冊・資料の閲覧や質問、関連規定の確認等の手続を行った。

【結果 22】社会福祉法人指導監査における結果通知は遅滞なく行う必要がある

川越市社会福祉法人指導監査実施要綱の第4条第2項には、指導監査後の指導事項は法人に対して文書により遅滞なく通知する旨の規定がある。しかし、指導監査課は令和4年10月に行った2件の法人指導監査について、当包括外部監査で資料依頼をした令和5年7月まで法人に対する結果通知の送付を失念していたとのことである。その後、指導監査課は2法人に対して令和5年8月2日付で文書指摘事項を含む結果通知を発出するに至った。

これは上記要綱の規定に反する不十分な事務執行と考える。規定に沿うよう速やかに事務執行を改める必要がある。

(8) 聴聞報告書の記載

①聴聞調書及び聴聞報告書について

行政庁が許認可を取り消す不利益処分等をしようとするにあたって、当事者等に意見を述べる機会(聴

聞)が与えられている(行政手続法第 13 条)。その審理の結果は聴聞調書として作成し、また当事者等の主張に理由があるかどうかについての意見は聴聞報告書として作成しなければならない(同法第 24 条第 1 項、第 3 項)。当事者等は聴聞調書及び聴聞報告書の閲覧を請求することができる(同法第 24 条第 4 項)。

②事例 (1件目)

CH が運営している以下の事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、(1)介護給付費の請求に関し不正があったこと(同法第50条第1項第5号)、(2)川越市からの質問に対して虚偽の答弁をしたこと(同法第50条第1項第7号)、及び(3)利用者へのサービス継続の必要性の観点から、指定障害サービス事業者に係る同法第29条第1項の指定(居宅介護)の一部の効力を停止された。

1.事業者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地

CH

川越市***

2.事業所(施設)の名称及び所在地

訪問介護事業所 CI

川越市***

3.停止年月日

令和2年6月10日

4.サービスの種類

居宅介護(平成27年4月1日指定)

聴聞調書の別紙 1「行政庁職員の説明の要旨」によれば、本行政処分の原因となる事実は次のとおりであった。

- ・報酬の不正請求について
- ・利用者負担額の未受領及び報酬の不正請求について
- ・監査における上記事実に関する虚偽の答弁について

以上に対する聴聞報告書の不利益処分の「意見及びその理由」欄の記載は、不正請求等の各事実について、それらのほぼ全てが「当事者の主張は、指定の取消しの原因となる事実を否認するものであるとは認められない」との記載になっており、その他の記載も含めて実質的な理由説明に踏み込んだ記載はおよそ見られない。

③事例(2件目)

CJ が運営している以下に示す事業所は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第50条第1項の規定に基づき、(1)介護給付費の請求に関し不正があったこと(同法第50条第1項第5号)、(2)川越市からの質問に対して虚偽の答弁をしたこと(同法第50条第1項第7号)、及び(3)利用者へのサービス継続の必要性の観点から、指定障害サービス事業者に係る同法第29条第1項の指定(居

宅介護、行動援護)の一部の効力を停止された。

1.事業者(設置者)の名称及び主たる事務所の所在地 CJ

川越市***

2.事業所(施設)の名称及び所在地 サポートステーション CK

川越市***

3.停止年月日

令和2年7月1日

4.サービスの種類

居宅介護(平成28年7月1日指定)

行動援護(平成29年11月1日指定)

聴聞調書の別紙 1「行政庁職員の説明の要旨」によれば、本行政処分の原因となる事実は次のとおりであった。

- ・居宅介護に係る報酬の不正請求について
- ・行動援護に係る報酬の不正請求について
- ・上記に対する代表取締役の関与について

以上に対する聴聞報告書の不利益処分の「意見及びその理由」欄の記載は、不正請求等の各事実について、それらのほぼ全てが「当事者の主張は、指定の取消しの原因となる事実を否認するものであるとは認められない」との記載になっており、その他の記載も含めて実質的な理由説明に踏み込んだ記載はおよそ見られない。

<実施した監査手続>

関連する簿冊・資料の閲覧や質問等の手続を行った。

【意見35】聴聞報告書における不利益処分の理由は詳細に記載されるべき

聴聞報告書の「意見及びその理由」欄には、報酬の不正請求等の各事実に関する記載はそれらのほぼ全てが「当事者の主張は、指定の取消しの原因となる事実を否認するものであるとは認められない」との記載になっており、その他の記載も含めて踏み込んだ説明はおよそ見られない。

当事者の主張がなぜ指定の取消しの原因となる事実を否認するものではないのか、その説明をすべきであり、これでは不利益処分の実質的な理由説明になっていない。聴聞報告書において不利益処分の理由は詳細に記載されるべきである。